

第六回の潜入者は、皆潜入後、長く傳道に従事し、その延年數は實に六十九年になり、多數は長崎附近で働いたが、その一人ルカスは奥州のはてまでも行つてゐる。此の如く一人も捕まらないといふ事は、長崎奉行にはシヨックであり、それに氣附いてから一層取締を厳にしたが、それでも九人中最も早くつかまつたの（フランシスコとラウレル）でも四年後であり、その他と共に、寛永四年（1627）夏、殺されたのである。そこで奉行所はやゝ面目を立て得たと共に、次の年五月に左の命を出して、關係船員を嚴刑することを發表した。

去年火あぶりに仰付けられ候伴天連、方々のりありきの船の船頭、萬事肝煎候者、并に宿仕り候者の事、火あぶりに仰せつけられ候。右のかた死罪たるべし。いづれも男子死罪、女子、娘、奴、家財關所の事。

（息距一の一九二〇）

先にも述べた如く、船員火刑の事は、平山常陳の場合の如く、數年前にも實行してゐる事であるが、それを更に宣明して、他の者を警める目的であつた。

エルキシアを長とした潜入が成功したといふ報知は、マニラに刺激を與へた。但しその後、苛責は酷になり、殉教の數は増し、教師の數は減じたので、在留者からは續々増遣を求める。そこで第七回の潜入計畫は段々に出來、マニラでドミニコ、フランシスコ兩會とアゴスチノ

會の二派と、聯合會議を開き、四團各六人、總計二十四人を送ることにした。その計畫では、一行の爲に特別の船を仕立て、食料其他をも十分に積込むで、日本近海の離れ島（甌島か寶七島か又は五島の一を指したらしい）に上陸し、そこから機を見て、小人數を何度にも分けて本土に入れやうといふのである。出發したのは寛永五年（1628）、月は不明。出帆して二日、一行の中一人は發熱病死し、十日目に岩に乗り上げた。マニラから百里位のルソンの海岸で上陸して、陸路をマニラに向つたが、途中で死ぬ者も出來、大規模の計畫は全然失敗し、一行の經歷行末等も大部分不明となつた。フランシスコ會だけは、此の失敗にこりず、次の年に再舉を企てたが、之も亦失敗に終つた。又その頃トルーズで開いたドミニコ會の總會でも、日本に對する教師増遣を議決してゐるが、實行はしなかつた。

#### 日本人パアデレの還歸潜入（第八）

大規模の此の計畫が、みじめの失敗に終つたのは、大打撃であつたが、それでも尙ほ失望はしない。今度は日本人パアデレの潜入計畫を立て、次の年、寛永六年（1629）に實行し、出發も到着もいくつかに分割して來たらしいが、その中四人が潜入に成功した。此を第八回とす



る。その中の一人はドミニコ會のバアデレドトメ (Thome de S. Jacinto) といふが、日本名は六左衛門といひ、平戸の生れで、ゼスス會で育ち、追放の後マニラでドミニコ會に入つた。ヒリピンの管區長が、四人を臺灣に、二人を日本に出した一部分である。出發は春にあつたらしいが、臺灣に寄つてゐる間にその伴侶を失ひ、六ヶ月の後、琉球を経て、陽曆十一月、日本に入つた。それから北國や京阪地方へも行つてゐるが、寛永十一年九月廿一日 (1634<sup>陽曆十一月十日</sup>)、會の長で二年前に潜入したゾルダノ等六十九人一緒の殉教で死んだ。時に齡四十三。

此と相并むだのはゼスス會の派遣で、ミゲルとペドロといふ二人、出發は春であつたが到着の月は不明。船が薩摩の寶七島に着き、護送せられて坊ノ津に上陸し、そこで検査を受け商人として通過し、長崎に出た。此の中ミゲルの姓は益田で、又ピネダ (Pineda) といふ異國名を持ち、生國は天草の志岐で、放逐せられてからマニラにゐた。長上の命でペドロと一緒に渡航し、その後も長崎附近に居たが、寛永十年七月廿九日 (1633<sup>九月二日</sup>) その邊でみじめの中に死んだ。蓋し隠れ家を失つての餓死であらう。その時五十六歳 (又は三) であつた。

ペドロは姓カッスイ (Cassini) とあるが、葛西又は糟井とも見られる。豊後伊美の生れで、父はロマノ木邊、母はマリヤ、日本名はハタとあるが、はなであらう。ゼスス會のセミナリ

ヨで育てられ、慶長十九年の大追放でマニラに行き、其後の生活は實に變化に富み、ベルシャ、トルコを経て、ゼルサレムに參詣し、それからロマでゼスス會の教職につき、ポルトガルで修業をつゞけて第四の誓を立てた。然るに志は常に本國にあり、又轉じて印度からシャムに行つたのが追放後九年の一六二三年。そこで二年間、又マニラへ轉じて二年間、いつも船頭生活をした。それは必要ならば、獨力で船を漕いで日本へ歸る時の用意であつたといふ。先のミゲルと二人で舟出し、嵐に逢つて七島につき、それから長崎へ出るまで、二人一緒であつた。教會側では、その後上方に出、一六二九年陽曆七月、江戸で穴つるしになつたと傳へてゐるが、日本側の傳と能く一致する。即ち寛永十五年 (1638) の末、島原亂後の大檢舉に仙臺で捕はれた日本バデレンなるキ〇〇ヘイトロといふのが、この人だと推定せられ、キ〇〇とあるのも木邊であるらしい。又若しカッスイが葛西だとすれば、奥州キリシタンの中堅後藤壽庵の舊姓であり、壽庵の一族は、天正以來、秀吉の壓迫で九州ににげて來てゐたのであるから、同族が豊後にゐたとも見られる。キ〇〇ヘイトロは江戸で將軍の訊問を受け、井上筑後守の手にうつり、最も頑強に信仰を主張し、寛永十六年 (1639)、江戸で穴つるしで殺された。潜入後十年であつた。



第四の日本人教師はアゴスチノ會のトマス (Thomas de S. Augustin) と、他の三人よりもおくれて潜入したが、此も潜伏の中に活動し旅行し、金鰐次兵衛といふ名で大騒を起こさせる。其事は後に述べるが、その終に捕はれて殺されたのは、潜入から七年後であつた。

此の如く潜入は成功であつたが、日本の状態は段々不利になり危険になるにつれて、マニラ總督は、寛永七年(1630)渡航禁止の令を出した。それでも計畫をする者はあつたので、二年後には又大規模の潜入を生じた。島原の松倉が、人をマニラに遣はしたのは恰も此年であるが、彼は幕府に對して、マニラ征服の偵察をやつたのだと稱してゐる。然し、それは僞で、やはり外國貿易の爲であつたと推せられる。

#### 第九回の潜入

##### 特にビエイラの秘密計畫

第九回の方は秘密計畫が二つ一時に出て、混合したものである。その一つは天川のゼスス會から出たもので、ゼスス會の巡察使ビエイラが首謀であつた。彼は前に長く日本に居て、慶長十四年の大追放の時は、廣島で福島正則の保護の下に留まり、それからゼスス會の爲に

教皇廳への用務を帯びて(此は後二十五章に述べる)、元和九年(1623)に一度日本を去つた。

その後、天川に歸つて來て再航を企てたが、マニラの方が渡航の便の多いのを見て、二人の日本人バアデレを伴ひ、マニラに來て秘密に計畫を進めてゐた。その間、俗人の姿で河口に近く支那船の出入する場處に寄寓して、そこに居た日本人の尼達の外は、全く他の教團に知らせない様にし、支那船に乗る折を伺つてゐた。非常に多額の賃銀を拂つて、自分と二人の日本人と二つに分乗する事にした。此の二人の一人はマンシオ小西といひ、經歷は分からぬが、小西隆佐の一族と思はれる。兎に角、天川に逃れてゐた一人。他の一人は丹波生れのバウロ齋藤小左衛門で、慶長十九年に追放せられて以來、此時まで十八年、天川の外に交趾方面に布教してゐたといふ。(此頃、日本生人バアデレを此方面に多く派遣してゐる)。

ビエイラがこの秘密計畫を實行したのは寛永九年(1632)であるが、多額の賃銀といふ事から評判が漏れ、他の教團も、負けずに計畫を立て、總督が交替して渡航禁止令のゆるむだのに乗じて、此も支那船に乗組を約束した。一部分は支那船頭の欲心が刺激になり、出帆を急いで、ゼスス會の三人と他教團の八人とは、或は互に隠しつゝ、或は互に示し合せて、幾艘の支那船に分乗して出發した。ビエイラは、船の底にとち込められ、而して支那船頭との約束通



り、自分一人秘密に乗船したと思つてゐると、數日経て、同船には他の教團の教師二人の外に、日本人で松倉の家來も乗つてゐるのを知つた。途中種々の困難があり、一度は船頭等がビエイラ等の教師たる事を知つた爲に、此等の禁物を臺灣にほり上げうとしたが、霧や風で妨げられて、果さず、つゞけて北方に航海し、最後は又朝鮮に上陸させるつもりであつたが、朝鮮と思つたのが五島の一角、そこに着いたのは六月十五日(陽曆七月三十一日)であつた。五島での検査には隠れてのがれ、それから島原の材木船に乗つて、四人は暫時高來に上陸した。ビエイラの外三人は、フランシスコ會のケサダ(Gines de Quesada)とトルレラ(Juan Torrella)とドミニコ會のジョルダノ(Giordano di S. Stefano)であつた。此中、ケサダとトルレラとは僅の間に捕はれ、ビエイラとジョルダノとは二年ばかり活動して後に殺された。

他の一團、アゴスチノ會の二人はポルトガル人のフランシスコ(Francisco de Gracia)と豊後生れの日本人ミゲル(Miguel de S. Joseph)で、五月廿三日(陽曆七月十日)出帆し、無事に航海して、上陸の後山中に隠れた。アゴスチノ改革團の二人は共にイスパニヤ人で、おかれて六月十九日(陽曆八月四日)出發し、山中で先着のエルキシアに合した。此中ミゲルのみは稍生延びて二年後に、フランシスコは非常に活動したが、一年足らずで、殺された。他の二人は一ヶ月ばかり

りで捕はれて死んだ。他の二人の日本人、即ちゼスス會の小西と齋藤の外に、ドミニコ會のデエゴ(Diego di S. Maria)即ち伴天連五郎兵衛は、同船で、五ヶ月の難航を経、デエゴの如きはその爲に白髪になつたといふ。着陸したのは薩摩であつて、翌年までそこに引留められたが、どうしてか長崎方面に出た。パウロ齋藤とデエゴ五郎兵衛とは半年以内で捕はれ、寛永十年(1633)の秋頃に殺された。小西は常にビエイラに隨行してゐたらしく、潜入上陸には成功したが、長崎奉行の嚴密な搜索で、四人は僅に數ヶ月の中に捕はれてしまひ、他の七人は各々一二年ばかり徘徊したが、非常に苦しい隠れ忍びであつたから、傳道などは殆ど出來なかつたに違ひない。但しビエイラは、その二年の間にも變化の多い生活をして、大阪の河口で捕はれ、長崎へ送られ、幕府の特命で江戸に送られ、江戸町奉行の調を受け、將軍に差出す爲に教理要略を書き、江戸市中の引廻しには馬上から説法し、最後は寛永十一年五月十一日(1634六月六日)、他の六人と共に穴つるしで殺された。此報が天川に達して、全市十三日間の祭を行つたといふ。ビエイラの事は、尙ほ「人物」で詳述する。

兎に角此の第九回の潜入には、日本人四人、イスパニヤ人四人、ポルガル人二人、イタリヤ人一人で、潜入後在留の延年數は十一年になる。



此の潜入につゞいて單獨の冒險もあつたが、その一つイスパニヤ人でドミニコ會のエスキワル (Esquivar) は船中で殺され、日本人でアゴスチノ會のパウロは、出發前に過勞に倒れてしまつた。幕府はそれから益々入國禁を勵行し、その必要からしてポルトガル人を壓迫し、最後は盡く之を追放して、全く通商を斷つた (寛永十三年 1636)。ポルトガル人に目をつけ、たのは、前時代にゼスス會の者にそれが多かつた爲であらうが、形勢を見るの眼に乏しいとの批評は免れまい。

## ドミニカン教師の逮捕

## マストリリの殉教(第十と第十一)

第十回の潜入は、寛永十四年 (1637)、即ち島原亂の起る年であるが、ドミニコ會のみの計畫であつた。同會の教師は、前の潜入者ジョルダノが寛永十一年 (1634) 秋、穴つるしで殺されたので、全滅となつてゐた。それを補充し回復する計畫を立ててゐる間に、琉球には信徒があるといふ報告を得て、琉球を足かざりとする見込を以て、四人の教師に二人の從者がついて出發した。琉球に着いて直に捕はれ、それから薩摩に送られ、終に長崎で、寛永十四

年八月九日 (1637)、皆殺された。此の潜入については崎陽雜記(息距篇第)に、南蠻伴天連六人日本人三人とあつて、人數が合はないが、同事件を指してゐるに違ひない。即ち「寛永十四年八月、日本に趣く南蠻船一艘、琉球に漂着す。薩摩守番の者之を捕へ、さつまへ連越され候を、早速長崎へ送られ」云々とある。又教師は少しも隠さずに白状したので、「日本へ邪宗弘むべき爲に忍び來候を捕へ」とある。但し長崎で籠舎の後「落着の儀は不分明」と記してゐるのは、刑の執行を秘密にした爲であらう。此の潜入は此の如く失敗であつて、此から後は皆同様に上陸すると直に捕へられて殺されてゐる。つまり潜入に對する監視が嚴になつたのと、長崎等に於ける先着者が段々少くなつて、足がかりを失つた爲である。此の行は失敗であつたが、その中で一つ興味ある點は、四人の中にフランス人が一人あることである (他二人はイスパニヤ、一人は日本人)、傳道史中唯一のフランス人である。而して長崎奉行はフランスといふ國の存在を、此の取調で初めて知つたといふ。又その中の日本人はビセンテ鹽塚といひ、一族多く信徒であつた家の子弟で、マニラへ行つて修行した者である。

第十一回は、日本の記録にマルセロとして残つてゐるマルセロ・フランシスコ・マストリリ (Marcello Francisco Mastriili) で、此の場合は、マニラや天川で立てた計畫でなく、ヨーロッパ



バで計畫を進めて來た一舉であつた。日本の記録(井上筑後守の)に傳へてゐる話は、その口供から出たもので、西傳と大體一致してゐる。即ちマストリリはイタリヤ人でゼスイトであつたが、ナボリの寺院で大怪我をして死にかけてゐた所に、サビエルが示現で現はれて健康を回復した。それから時々サビエルの示現を受けて、日本傳道の志を立て、先づゴアに渡つた。一六三六年三月、ゴアから親友に出した手紙にもその決心を語つてゐる。「デウスは君(友人)と離れよと命じ給ひ、聖サビエルは、わしを日本へ召される。わしはそれに従ふ外なく、光榮ある獻身に進出し、我が血を以て我が罪を洗ふのみ」。又曰く、「日本で、拷問の最中にわしが死んだといふことをきいた時には、君の友人に此の恵を下されし我が聖人に、アベマリヤを一度さへげてくれ。……わしが頭や股に怪我をして、五年の間苦むだのも、要するに、あらゆる苛責と苦惱とが此身の上に加はり、その極、眞の仕合しあはせを得る様にとて、その爲に苦むだものと思ふ」云々。

此の如き決心熱情を以て日本渡來を計畫したのは、此の前數年に互つての事で、終にイスバニヤ國王の財政助力を得て、三十四人のゼスイト(始は四十人であつたのが減じて)を一行として、一六三五年ゴアに渡つた。此の一行はマストリリが率ゐたのであるが、必しも皆が

日本渡航の決心ある者ではなかつたらしい。兎に角結果に於ては、マストリリの單獨渡航になつてゐる。マストリリがゴアに居る間には、その前年にビエイラ始め二十四人のバアデレが殺された報が傳はつて、一層の熱心を起し、それから天川へ渡つた。然し天川のポルトガル船には、一人として日本へ渡さうといふ者がないので、マニラに轉じ、そこで總督の援助を得て計畫を進め、又日本語を學習し、特に多く日本から追放せられた信徒に接した。その計畫は、船の上の一つ和舟を積入れ、日本近海で本船をすてて、和舟で漕ぎつけるといふので、やつとイスバニヤ船を出させることになつた。臺灣沖で大風に逢つたが、漸くにして琉球にたどりついた。その陸の見たのが寛永十四年六月十三日(1637八月三日)の夜半であつた。用意して來た和舟は役に立たなくなり、島民の舟を得て、上陸したのがその翌々日、船中の日本人中には同伴せうといつた者もあるのを盡く退けて、マニラへ歸らしめ、マストリリ單身で上陸した。それから如何なる方法をとつたものか、一時は、寶七島、湯の瀬にも寄つて、そこから手紙を出してゐる。その後の成行で見れば、長崎方面の信徒が助けに來たらしい。先づ薩摩に上陸したのが八月一日(陽曆九月十九日)、それから又日向の沿岸に沿ふて進むだ。その目的は直に上方に向つて、直接將軍に説法するつもりであつたといふ。随分突飛な話であるが、



兎に角熱情を伺ふに足る。途上色々の困難や危険を排して進むだが、終に日向の櫛津(但し不確實、薩摩の久志かも知れない)近傍で林の中に隠れてゐるところを捕へられた。

それから長崎へ引立てられる時には、二百人の警衛がついた。八月十七日(陽曆十月十五日)奉行の吟味を受けて問答を重ね(井上筑後守の記録は此時の口供に基く)、それから水責、梯子責の拷問を受けて失神するに至つた。三日目に又拷問、今度は焼鑊やきこての苛責であつた。八月廿六日(陽曆十月十四日)、愈々刑場に引き立てられた。口には詰物をして説法や唱歌の出来ぬ様にし、頭の右半分を剃り、左半分を赤く彩色し、赤い着物を着せて(但し膝から下は出る様にし)、肩から小旗を流して、それに罪状を書き、綱や鎖でつないで馬に乗せた。實に兒戯に類したやり方であるが、役人の潜入者に對する憎惡の心を能く表してゐる。刑は穴つるしであつたが、マストリリは三日以上たつてまで穴の中で呼吸してゐる。次の日は祭日である爲、奉行は終に穴から出して斬首した。

薩摩で案内した信徒四五人は皆ころびを誓つたが、只一人アンデレ籠手田は信仰を主張して、マストリリと共に殺された。

### 總括觀察

今前後二十三年に亙つて總括的觀察を施して見るに、その間に人數七十(内重複一、實員六十九)人になる。外に途中で難破し、或は病死し、或は殺されたもので、名の知れてゐるのが少くとも三十人ばかりであるが、實際はもつとあつたに違ひない。潜入者の種類についていふと、元和四年(1698)第一回の計畫的潜入まで初期の潜入者は、殆ど全部天川から來たゼスス會員で、その十六人中、八人は日本人、六人はポルトガル人、二人がイタリヤ人である。此外に初期にマニラから來たフランシスカン二人は、イタリヤ人とイスパニヤ人とであつた。それから後の分は、第四回が天川發である外、皆マニラから來てゐて、ゼスス會以外、ポルトガル人以外が多くなつてゐる。その五十一人を所屬で分けると、ゼスス會十人、フランシスコ會とドミニコ會とが各十六人、アゴスチノ會が九人、國籍では、イスパニヤ人が最も多くて二十七人、日本人が十一人、イタリヤ人が四人、ポルトガル人が五人、フランス、フラマンが各一人、國籍不明が二人(但し以上の計數中多少疑のある分も推定で分類した)。

以上の二類を合計すれば、ゼスス會二十六人、フランシスコ會十八人、ドミニコ會十六人、



アゴスチノ會九人。國籍では、イスマニヤ人二十八人、日本人十九人、ポルトガル人十一（此の中に日本との混生一人）、イタリヤ人七、残り四人は前記の通り。

潜入者の中、再入國と新來とで分ければ、日本人并に混生兒二十人は勿論再入國であるが、その他では初期には、新來が二人（但し此も一人は再入の疑あり）の外七人は盡く再渡航。第一回以後は新來が多くなつて、八人の再來の外は新來である（國籍不明の二人を含む）。合計して再來十五人、他の三十四人は新來であつた。

全部六十九人を潜入の成否について分けると、初期の分には、上陸と共に召捕られた者は一人もなく、十八人全部が皆何年かの活動をし、長いのは潜入後十九年も働き、平均一人約十年半になつてゐる。第一回以後になると、直に捕はれた者が増して、十六人になり、他の三十五人は皆何年かの間働いた。最も長いのは、東北に潜むでゐたバラジャス、即ちフランシスコ孫右衛門で、潜入後二十年になるが、之はとりのけてあり、その他は十年になる者七八人で、餘は皆少年數である。バラシヤスを除いて三十四人の平均は、一人約五年強に當る。

之を他の方法で見ても、總て潜入に成功した者五十三人の在住活動年限を推算すると、三百七十四年になるから、之を二十三年に分配すれば、毎年平均十六人の潜入者が働いてゐたわけである。

けである。

運命で分けると、殉教者六十、病衰死四人、不明四人、歸去一人。

又彼等の最後死刑の種類について見ると、始の間は、特に教師格の者は、江戸でも長崎でも火あぶりで、獨りカルバリヨが仙臺で水氷で殺された例外あるのみ。然るに寛永十年（1633）からは殆ど盡く穴つるしになり、而かもその變化の日附を確定し得る。その日附といふのは七月九日と十一日（陽曆八月十三日）との間であつて、九日に殺されたのは火あぶりであるが、十一日の分は穴つるしになり、それから以後、只一度寛永十四年八月三日から九日（陽曆九月廿一日）に互つて數人を水責にし終に斬首した外は盡く穴つるしにしてゐる。此の變轉は實に著しいもので、井上筑後守が記して、「始は伴天連テレンとらへ候ても、大形火あぶり仰付けられ候由。其後、……吉利支丹宗門の者はつるし候やうにと仰付けられ、長崎にてもつるし候由」といつてゐるのは、實に此の寛永十年七月の事を指してゐるのである。（「潜伏」に同十六年だらうとしたのを訂正する）。即ち前に潜入者について刑罰の種類を記さなかつた分については、右に述べた標準に照らして、年代によつて明確に種別を別ち得る。

此の變轉は、要するに天正年間の迫害以來、キリシタン教師を死刑に處する目的が「見せし



め主義であつて、それを三十餘年間實行して來た傳統が破れた事を示し、「見せしめ」が却て激勵になつたのに、奉行が氣づいたしるしである。而してその「見せしめ」の火あぶりに代つた穴つるしは、一にはその苦悶を長びかせて、その間に心を取り換へる餘裕を與へるにあつた。即ち穴つるしでは多くは一日二日、長きは八九日死なずに居るので、その間に心かはりをさせうといふ點が、初めから目的でなかつたにしても、自然の結果として現れ、現に澤野忠庵や岡本三右衛門の如きころびバテレンをそれで得たのである。尙一つの動機は、穴の中で悶え苦む様は如何にもみじめで、火あぶりの壯烈と反對の効果があり、見物人から見ても、あれではデウスも何もあつたものでないといふ感じを起させるに有力であつた。火焰の中にクルスにかゝつて、高聲にオラシヨを唱へ説法するのと違つて、穴の中で段々に呼吸が通じなくなつて行く有様は、見物(不信者で大體は無心の)にも、尊敬驚嘆の思ひは起らず、可愛想だと同情はしても、如何にもみじめで氣がきかないといふ感じを起させる。有司が此に氣附いたのは自然の經驗ながら禁教の一功績である。火あぶりを盛にやつてゐる中でも、只のはりつけ即ちクルスの上の磔殺をしなかつたのは、キリシタンの徒が、それを光榮として欣ぶといふことを知つてゐた爲であらうが、火あぶりも結果に於ては同じだとは、二十年も三十年もかゝ

つてやつと氣附いたので、それから以後の潜入は僅に三回、その人数は十六人に過ぎない。尙は死刑の種類と共に、その點に關係して、尙一つ最後に記すべき事がある。上に記す如く、寛永十年(1633)以後はバテレンが皆穴つるしで殺されてゐるのに、江戸に於ける最後の死刑には、二人のバテレンが火あぶりになつてゐる。此は有司の方針から出たのではなく、島原亂で疍癘を起した三代將軍の突發的命の命令の結果と見る外はない。而してその二人の一人は、先に記した第二回潜入のフランシスコ・バラジャスであり、他の一人は寛永十六年(1639)山形で捕はれたフラテ派の南蠻伴天連ベルナルドウ市左衛門である。此の頃、山形に居た教師といへば、どうしても潜入者と思へるに、記録には、潜入者の中にもその他にも所見がない。第一回の潜入者デエゴが元和九年(1623)フランシスカンの傳道者として、出羽の最上に残しておいたパロマレス(Diego de Palomares)が、名は違ふがそれであらうかと思へる。教名には聖人の名をつける事があるから、パロマレスもその名デエゴで、次に「聖ベルナルド」とつけてゐたと想像出来ない事はない。若し然りとすれば、フランシスコ會の潜入者として一人を加ふべき事になる。



## 第二十四章 禁教政策の遂行とその方法の變遷

## 信教に關して

## 支配者の思想と着眼點

外教禁止といふ政策は、國內の政治的統一を欲する政治家にとつては當然の事であつた。所謂思想統一で總てを律するまでは行かずとも、在來の宗教で統治者が公認し、又は少くとも寛容してゐる以外の信仰を抱く者は、國から見ても一種の叛逆に外ならぬといふ考は、當時の爲政者にとつては、何等の疑問を容れない命題であつた。それ故に戰國分離の際に、大村や有馬が自らキリシタンになると共に、領内の佛教を壓迫して佛僧を追ひ、佛寺を破壊したのも、その反對に松浦や島津がキリシタンを迫害したのも、つまり同一類の考で、只その目的物が違つただけである。信長が佛教を壓迫したのは半途ではあつたが、論理の歸着は同じであつて、秀吉は一方キリシタンを迫害したが、同時に日蓮宗の不受不施派を壓迫し、家康も同様の政策を實行したに外ならぬ。

他方キリシタンをも公認し、之を佛教と併べるといふ事も考へられない事ではないが、それは家康にとつては出來ない事で、第一は外國に根據を有してゐる宗門といふ一事だけで排斥に値し、その上に又彼の顧問たる佛僧が勿論之に反對した。つまり、統治者の意の如く動かし得る宗教でなくば、政治的に危険分子だといふのが、當然の考であつた。慶長十八年末の彼の漢文宣言は、此の當然の考をむつかしくひねつて言ひ表しただけで、内容は天正十五年の秀吉の禁令と同じである。二者共に一夜の中に書き上げたといふ點まで一致してゐるが、その内容思想は一夜作りでなく、殆ど當時の通念であつた。但し二者の間には前後三十年近くの隔があるだけ、禁教といふ内容が大分違つてゐた。即ち秀吉のは外國教師追放を主にし、後には殺戮をしても、日本人の信者まで盡く迫害しやうとはしなかつたに反し、家康のは、寧ろ日本人の信者を目的にした。そこに國內統一の進歩の結果が現れてゐると共に、家康の考の根深い所が見える。

但し家康でも、その禁教政策の結果がどこまで及ぶかといふ點について、始から貫徹した考を持つてゐたとは考へられない。第一當時の爲政者には、臣と民との區別がはつきりしてゐて、即ち上から祿を貰つてゐる者が主君の下にある臣で、その他の民は、要するに租税を納



めて上を養ふ生産機關に外ならぬ。それ故、所謂思想統一にしても、臣の方さへ完全なれば、民の方は大した問題にならぬ。但し當時の考では、上の好む所、下之に従ふで、民の方は自然に上に追従して来るものと考へてゐた。その上、家康が如何に賢明であつても、キリシタンが果してどれだけ民間の人心に喰ひ入つて居るか云ふ事については、始は餘り注意しなかつたに違ひない。

兎に角家康の禁教政策は、先づ駿府の直參者に對して始まつた。慶長十九年の大追放で外國へ追はれた者も、津輕へ流された者も、多くは士分以上であつた。然しかく手をつけて見ると、段々聯絡が分かり、所謂芋づる式の檢舉に進まざるを得ないで、その芋づるが段々に延びてゐるので、終には田舎のはて、山の中、鑛山の穴の中までも手を延ばさざるを得なくなつたのである。此點は徳川直轄の禁教だけでなく、その命を受けた者でも、又受けない者でも、迫害は先づ士分に始まり、それから土民に及むのである。早くには肥後の加藤や長州の毛利、それから徳川の政策が確立するに及むでは、豊前の細川、筑前の黒田、仙臺の伊達、秋田の佐竹、皆同じ徑路を取り、それから後れて終に徳川の命に迫られて、迫害を始めた米澤の上杉、會津の加藤でも、やり方は同じであつた。

此の如く禁教遂行の目的物たる信者の身分に變遷があると共に、その迫害方法にも、之に伴ふ變遷を見たのも亦當然の事である。即ち士分の者に對しては、先づ君命として、棄教を命じ、同時に親族友人をして、服命を勸説せしめる。或は妻の父をして娘の離縁を以て迫らせたもある。それでも命を奉じないとなれば、君命に背く者として、始の間は追放もあつたが、段々に生命を奪ふといふ事になり、それでもキリシタンは、自殺はデウスに對して相濟まないと思つて、切腹をしない爲に、上でも已むを得ず、上意打ちとする。それも重臣の場合が可なりあつたので、それだけの情を盡し、家の座敷で切腹と同じ様な扱にした事も多いが、後に一般にキリシタンを憎む心が加はるに従つて、その様な情を盡さずに、刑場に引出して殺す様になり、それが激しくなつては、土民と共に火刑に處するまでに至つた。勿論此の變遷がどの地方でも同じ様に行はれたとは限らないが、大體に於ては、年を経ると共に同じ様な成行をたどつた事は注目し得る。そこで此の點を説明し、又武士殉教者の最期を示す爲に、若干の實例を出して見やう。

士分に對する禁教處分



先づ始に駿府で直參に對する棄教の命に對して、旗下の武士達は、多少の申譯をしたらしいが、結局知行取上、府内追放となつた。その中には三千石の身分ある小笠原權之丞もあつたが、多くは行末不明、多分士民の間に交つて終つたらしい。只その中の原主水胤信は、二年後に又も捕へられ、額にクルスの烙印を押され、手の指を切り、腕の筋を斷たれて再び追放になつたが、最後は八年後、元和九年(1623)江戸で他の五十人と共に火刑で殺された。此の間に於ける彼の生涯は、一種特別の傳道者又行者であつたらしいが、明確には分らぬ。只その家筋に當る原胤昭氏とその息子とが近頃彼の事を調べて居られるから、尙ほ多少消息を知り得るやうにならう。兎に角原主水の場合は、右に述べた武士に對する迫害方法の變遷を一人で代表したものである。

徳川幕府が一般に禁教方策を立てない中にも、長州や肥後に迫害のあつた事は前に之を述べた。長州の毛利氏が先づ武士を處分した鋒先にかゝつたのは、熊谷直實の家筋に當り、元は藝州三入の城主であつたメルキオル熊谷豊前守元直であつた。その死を命せられた罪名は、キリシタンといふ事を避けて、築城工事に關する過失といふ事にしやうとしたので、メルキオルは之に抗議した。然し結着はその人を亡くすればよいので、終にその家で打首になつ

た、右抗議の書簡は、又彼の經歷と心事とを語るものがあるから、之を還譯してこゝに載せる。

此身の宗門について、主君の身邊にある重役の人々の間で、此の冬の間色々の話しもあつたといふ事をきゝ申すが、茲に自分の考を明白に諸兄に語り、近く折もあらば主君に申上げられん事を願ふ。——此身がキリシタンになり申したは、十五年前豊前に居た時、如水の勧めによつたもので、その始はただ若年の事とて、生ぬるで熱心も起さなかつたが、四五年を経る間に、デウスの御恵で信心と熱情が加はり、アニマの救ひこそ、他の何事よりも大切なるを段々に知り申した。それまで日本の宗旨を色々と究めて見申したが、救ひの道を教ふる方あるものはなく、何れも皆、何物も肉身と共に終り、終に虚無に歸すると教ふるのみ。此身が信奉し申すキリシタンの教は、全く之と違ひ、その掟として、世界の作手たる唯ひとりのデウスを尊び奉り、主君と兩親とを敬ひて之に従ひ、總ての人々を我々自らと同じく愛することを命じ、又十のマダメント(十誡)に含まれた事柄を守るを命ずる。それ故自分は主君の御言附は何事でも守り申すが、只宗門の事のみは別で、主君が此宗旨に生きてゆくことを此身に御許し下さる様、願ふ外なく、それに越した御恩は世にござらぬ。我等が神や佛を荒し申すといふことについては、若い人々が、若氣の熱心から、いくらか亂暴を致した事は眞實でござらうが、ゼンチヨ等も同様の事を致すのを、キリシタンのみがする様には申されまじく、特に法華宗や一向宗の人々が熱し切つて、お互に佛像などを破壊するのは、世の皆知る通りでござる。されば我等キリシタンが



天の御主の名に依つて誓を立て、他人が石や金で作つた物を拜ませやうとするのを破りすてゝも、デウスに背かぬ様に致すので、主君が此の宗旨を棄てよ、然らずば命を取らうと仰せらるゝとも、此身を寸断せらるゝが却つて仕合と存ずる。ゼスキリントの御名を唱へ申す爲に命を棄つるは、此身の誓を果す爲に外ならぬ。それ故御願ひ申す一事は、主君が此身のキリシタンたるが故に御殺し下さることで、その爲に苛責の繩に縛らるゝとも、如何なる御仕置にせらるゝとも、少しも不足には思ふまじく、さすれば天上の御主の御前に、又此のアニマの救ひにかけて、何も申すまじとお誓ひ申す。

肥後では、八代の士ジョアン三並五郎左衛門とシモン竹田五兵衛とで、そこに至るまでに、強壓、勸告色々あり、他の十二家はそれに屈して、法華經頂戴の儀式に參與したが、此の二家はどうしても命に従はない。三並は熊本に呼出されて、上役の家に出頭した時に上意打ちにせられ、竹田は家の上使を受けて打首になつた。つゞいて一家族皆刑死した。(此事は尙「人物」の方で物語らう)。

細川家の重臣デオゴ加賀山隼人正興長は、主人忠利から直接懇々の説諭を受けた。即ち忠利(ガラシヤ夫人の子)自らも曾てはキリシタンであつたが、上命でそれをすてたから、隼人も主命として同じ様にしてくれとまで頼まれた。それでも彼は信仰を主張したので、従弟で又妹ルイザの夫なるバルタザル半左衛門、その他と共に處分を受けた。或は切腹、或は火刑

といひ、又追放ともあるが、兎に角死刑であつたらしい。彼は父の時代から高山右近に事へて、一族キリシタンであつたが、又細川家にとつても功臣で非常に重く用ひられてゐたので、殿はどうか助けたいと苦心したが、終に已むを得ず處分したのである。その婿小笠原玄也については次に述べる。

中國筋にも同じ様な殉教があり、廣島で殉教したフランシスコ遠山甚太郎信政は、累代淺野の家來で、生れた時は甲州、それから藩主に随つて紀州に来て、青年の時、慶長の末又は元和の始にキリシタンになり、(その頃藩主もそれに傾いてゐたといふ)、移封で藝州廣島について來た。それから數年で三代將軍が益々諸大名に禁教を嚴命する様になつたので淺野氏も之に應じ、遠山が先づその鋒先にかゝつた。甚太郎は常に教師の宿をし、又ロマ教皇へ送る書簡に署名をしてゐて、信者の中の首領であつたのである。危険の近くを見て、その妻の父は君命に従ふことを懇説し、従はなければ離縁すると脅かしたが、「家内は勿論、全世界でもゼスの御教には換へられぬ」といつて應じない。愈々上使が來て切腹を命せられたが、上使を座敷に迎へ、「待ち設けた日が參りました」と母と妻に訣別し、母も信者であつたと見え、「頼みとしてゐた一子をゼス様様に差上げるのは本懐」だと激勵した。甚太郎は自ら切腹し



ないで打首になつた。時は元和九年十二月廿八日(1624二月十六日)、甚太郎の齡は廿四歳であつた。

東北方面でも、第二十二章に述べ又次にも記す如く、迫害は先づ支倉ハセクラの棄教強制から始まり、後藤壽庵の逃亡となり、それから秋田藩の士分數十人、米澤藩の重臣甘糟右衛門等を先として、段々土民に及むだ。而してその最後は、會津や二本松で、士分と土民とを一緒に火刑にするまでに至つた。駿府での追放から始まつて、會津や二本松の火刑に至るまで、前後丁度二十年、武士の處分は大抵形がついて、それからは主として外國教師とその宿主との處分になる。(勿論此の前にも教師や町人百姓の處分は多くあつた)。只一つ日本記録にあるのは(山本氏西教史談)、寛永十二年十二月廿三日(1635一月廿三日)熊本で、小笠原玄也秀次が妻子一家と共に一佛寺で「誅伐」せられた。蓋し打首であらうが、此は武士としての待遇と見られる。此の玄也といふのは、加賀山隼人の婿、即ちその妻みやは隼人の女であつたので、隼人は先に細川が豊前に居る時處分になり、その後細川の熊本移封について来て、十六年餘の後に一家擧つて殉教したのである。蓋し細川忠利は隼人に對してもどうか助けたいと盡力した位であつたので、せめてその婿や娘の一家を助けておきたいと庇保してゐたらしい。それ故處分に

先つて、親戚その他を通して勸告させたが、應じない上に、百姓で訴人をする者が出来、事が長崎奉行の耳に入り、終に已むを得ず此に至つたのだといふ。而して此の處分も、年末近くに行つてゐる。兎に角熊本の場合には餘程特別と見るべく、大藩の事として、幕府の命令も端的でなく、又藩主が父祖以來の關係を思つて特別に庇保したので、最も遅い武士の處分になつた。即ち武士の處分は上に記した如く、大體寛永八年を以て終りを告げたものと見るべきである。

尙一つ武士の處分に關して記すべき事は、九州諸侯のキリシタン臣下である。豊後大友の歿落と共に、豊前、長州、藝州に離散したキリシタン武士が大分あつたが、藝州の福島が多少之を庇保した外はどしどし處分になつたらしい。熊本では、小西の臣も多く離散して上方に歸つた者もあるが、加藤の爲に追放せられて長崎方面に逃れた者が多つた。後に大阪籠城に加はつた者は、多く此の仲間であつた。大村藩では藩主喜前の棄教と共に臣下も多く之につき、然らざる者は容赦なく處分せられた。有馬では藩主直純の棄教につゞいての日向移封で、一時に大變化をしたが、臣下は殆ど盡くキリシタンであつて、日向に行く事を肯んじないで故郷に留まつた。而して新領主松倉は、武士と土民との區別なく峻嚴に處分をしたので、



武士として特に記すべき事はなく、百姓と共にあらゆる殘虐な目に逢つて多くは殉教し、最後は原城の籠城で打死してしまつた。平戸では始めから壓迫してゐたが、迫害期には上意打もし、多くは追放に處した。

#### 禁教迫害と刑罰の方法

そこで次は一般に互る禁教の遂行に移るが、徳川幕府は慶長十八年末の宣言以後、特別に禁令は出さずに、着々禁教を實行して進むだ。二代將軍の治世、特に家康の死後、元和の十年間は、云はゞ不言實行的のやり方であつた。其が三代將軍の治世になつて急に猛烈になり、禁令の頻發、檢舉の新制度などが續々出て、あらゆる手段を盡す様になり、終に島原亂に爆發するに至つた。此の如き猛烈な禁教遂行にでも、やはりその程度の一高一低はあつたので、その點は二代の不言實行にも同様の起伏はあり、又地方毎に特別の事情による寛嚴緩急の變遷があつた。

先づ禁教政策の源は徳川幕府にあつたから、(その以前の地方的なものを除いて)、その政令として出たに違ひないが、家康の在世中は、大御所が自らその實行者となり、目星をつけた大名

を個々に呼びつけて、禁教の實行を指令してゐる。それも單に命令だけでなく、種々の附帶した事件を結びつけたらしく、例へば有馬直純に對しては結婚の事を一緒にし、他所領安堵をしたければ、禁教を勵行せよといふ工合に談じたことは勿論である。又大名等の禁教實行と大阪に對する向背といふ事も、家康の念頭に結びついてゐたと見るべく、大阪歿落後は一層容赦なく、禁教を命じ得た譯である。

然し家康は大阪夏の陣の後一年足らずで亡くなつて、後は秀忠の支配になつたが、二代將軍は父の如く自ら禁教の衝に當らず、老中をして之に當らしめたらしい。而して老中が禁教について、奉書の命令を出した事もなく、之も大御所のやつた様に、目指す大名やその重役に直談合をして行はしめたらしい。

勿論幕府直轄の地では、奉行に命を下したのであるが、此も一般の政令でなく、個々の命令であつたらしく、一般に互る御觸は二代將軍の末年、元和八年八月廿日(1699年9月25日)の**初め**であつて、此も長崎で「大殉教」と呼ばれる五十餘人の刑死が行はれた十五日後、京都所司代が出して、「伴天連門徒停止」の事を、京の町々、その他諸國へ觸れ廻はせといふ形式であつた。(その前に元和二年八月八日附老中連署の「掟」なるものを傳へてゐるが、確に後年の假



托である)。

此の御觸は文面は簡單ながら、内容は中々重要であつた。即ち「此徒黨露顯次第、死罪に處せらるゝ者也」といふのは、今まで實行してゐた事ではあるが、茲に一般の原則として宣言せられたもの。次に「自然、彼門徒、町中に有之らば、早速申出づべく、褒美遺すべし」といふのは、懸賞訴人の端を開いたもので、その實行が進むに従つて、惡辣な結果を呈した法規が來たのである。最後に「若し隱置き、他所より申出づるに於ては、其町中同罪たるべし」といふのは、連坐の法で後に五人組制度として鍛練せられ、キリシタンの檢舉に有効の働きをした法規の始である。但し之等の制度が一般に組織的に用ひられる様になるのは、尙ほ後の事であつて、後に述べる。

さて幕府直轄地で禁教の實行に當つた奉行の中で、長崎奉行が特殊の位置を占めたのは自然の事で、その他の奉行は、云はゞ警察行政の一部分として之を行つたのである。特別に宗門改役の出來たのは島原亂後で、それまではその方の専門の掛りはなく、長崎奉行が幾分九州全般に亙つての宗門掛をしてゐたのである。云ふまでもなく、長崎は外國交通の主要な門戸で、外國教師の出入も多く、且つその市中から近傍は殆どキリシタン領であつたから、キ

リシタン取締の元締に當り、且つその地の役人が最もそれに経験を積むであつた。その爲に長崎奉行は特殊の位置を占めて、禁教政策の遂行には最も重大の權威を有してゐた。

禁教實行の中心地たる長崎奉行のやり方が、弘く内外に影響を及ぼしたのは勿論の次第であるが、それは後にゆづり、禁教の策源たる幕府の首脳人物が、政策の上に大切な關係のあつた事も亦當然である。その點は二代將軍から三代へ移つてからの禁教政策の違ひを見れば、最も明瞭で、何人にも眼のつく事は、三代になつて禁教法令が頻々になつたこと、迫害が全国的になり、死刑の數に加へて、火刑が著しく多くなつたこと、一言にして云はゞ迫害が峻烈になつたことである。見易い爲に顯著なキリシタン火あぶりを列挙して見る。

元和五年八月廿九日(1620六月十日)	京の鴨河原にて	町人約五十人
同 八年八月五日(1623九月十日)	長崎立山にて	教師等約三十人
同 七日(同 十二日)	大村山中にて	教師等九人

右は二代將軍の時代、左は三代將軍の時代

元和九年十月十三日(1624十二月四日)	江戸芝にて	教師、士分、町人五十人
寛永元年四月廿七日(1624六月十二日)	江戸にて	乞食十七人
同 六月三日(同 十八日)	出羽久保田にて	士分、三十三人



寛永三年閏四月二十六日(1626年六月廿六日)	長崎にて(前一回と合せて)	教師等十四人
寛永五年八月十一日(1628年九月八日)	長崎にて	教師等十一人
寛永七年八月二十日頃(1630年九月廿六日)	大村領内にて	七十五人
寛永八年十二月十八日頃(1632年二月八日)	會津二本松其他	士分等約七十人
寛永十年七月廿三日(1633年八月廿七日)	島原其他	百姓二十人

右何れも約十年間で著しい火刑が、後者は前者の四倍に達し、その他の小人数で處々に行はれた分を合すれば其以上になる。後に潜入教師の條に記す如く、寛永十年七月九日からは、今まで教師格の者を盡く火刑にしてゐたのを變じて、穴つるしにする様になつたのであるが、兎に角三代將軍治世の初十年間は、實に火あぶり時代といふべきであつた。

### 三代將軍の性格と禁教の峻烈

此の如く、禁教の遂行と之に伴ふ刑罰の峻烈とは、一面當然の結果であつて、一旦禁壓を始めた以上、その政策の貫徹を期する爲に檢舉が綿密になり、而して其に對する信徒の反撥力、即ち不屈の殉教精神が加はるに從ひ、有司當局の態度が峻烈になるのは、事の成行上、已むを得ない趨勢である。然し同じ必然の勢にしても、其速度と程度とが當局者の性情や氣分に依

つて異同を生ずるのは、此亦自然の事で、專制政治の時代に於ては特に然りである。そこで今觀察してゐる點について重要なのは、三代將軍家光の性格人物にある。茲には家光の人物評論をするのが目的でないが、禁教と鎖國との上に至大の關係ある點に於て、その人物を觀察する要がある。通常歴史には家光を明君としてゐる。明といふ意味にも色々あらうが、貴公子の明敏は、場合によつては多くの危険を伴ふもので、家光の場合は正しくそれであつた。父祖二代の威光を承継いで、天下に君臨した彼の意氣込は、一面英明の資を發揮したと共に、他面性急で我儘な行動となつて現れたことは、何人も否定し得まい。教會の記録によれば、元和九年(1623)、その治世の始に、江戸市中でキリシタンを檢舉し、數十人を捕へた中に、バテレンが二人ゐたことが上聞に達した。その時、將軍は嚇として云ひ放つた。

日本國中に叛亂が起つても、江戸に二人バテレンがゐたと聞く程には驚かない。町奉行等は先年既にバテレンは府内に一人も居ないといつたじやないか。それに今の様はどうじや。奉行の申すことはあてにならぬ。恐らく二人のみではなからう。長崎でバテレンが二十人ゐたとて、多いとは申さぬが、府内に二人ゐたとは以ての外ぢや。何にしても大膽不敵の憎いやつ。これから出てくる者も同様、盡く火あぶりにせよ。



此が三代公の治世に於ける火あぶりの口切になつたと云ふ。此の報告が如何なる材料に基いたか不明であるが、家光の性情が實に躍如として現れてゐて、日本側の記録に傳へてゐる事は、着々その裏書をする。入浴の時、かゝり湯が熱かつたとて、湯殿あぶかりの御茶坊主親子三人に切腹を命じ、老巧の人の取成でやつと八丈島遠島にした如き、外出しやうと云へば、突然でも夜間でも、又鷹狩にも遊山にも、パテレン調べでも、出かけた如き、祖父から師範として附けられた老臣でも（酒井忠世や青山忠俊など）、氣に入らなければ追ひ出した如き、後に記す如く、度々親らキリシタンを尋問した如き、又晩年にはむやみに俳優を城中に入れた如き、何れも皆、我儘貴公子の特色たらざるはない。

キリシタン禁教は父祖以來の傳統であつたにしても、此の如き我儘の専制君主の手中に歸しては、その遂行方法がそれだけ性急且つ峻烈になるのは自然の勢であつて、火刑は實にそのシンボルであつた。而して又外國教師の潜入を防ぐ爲にも、國內信徒を尋ね出す爲にも種種の法令が續出し、邪宗門訴人の賞金が不定額から銀百枚となり（後に段々増して五百枚まで）、外國教師を載せて來た船頭を火刑にし、教師の宿をした者、宗門儀式の道具を預つた者、皆死罪と定まり、各地に毎年宗門改をするにせしめ、外國との交通を段々杜絶し、一度異國へ

渡つて日本に歸つた者は、特別の場合の外、皆死罪にするなど、一面長崎奉行からの進言もあつたに違ひないが、一面には將軍家の意向が有力の發動になつた事は争はれまい。而して、其等のやり方は皆、島原亂に對する將軍の疝癢で一層酷烈になつたのである。

此等は法令によつて長崎奉行に行はせた事項であるが、家光は又祖父のやり方をも忘れず、目ざす大名に命令を下して、領内に禁令を勵行せしめた。但し直命よりも多く老中の奉書や談合で之を要求した。大名の移封改易が三代になつて多かつた時であるから、諸大名が之に畏服したのは勿論であるが、家光は特に大名の代替りに際してその命を發せしめられたらしい。福島正則が改易で退いた後に、藝州広島へ入城した淺野氏は、先に述べた遠山甚太郎の上意打を手始めに、新領内に禁教を勵行した。米澤の上杉は、景勝が死んで定勝になつた時、命を受けて歸國すると直に、甘糟左衛門を始として領内普く死刑を行つた。會津の加藤は嘉明の後に明成が繼いで、伊豫からついて來た臣下をも犠牲にし、支藩二本松も同様の禁教刑を行ひ、多くは火あぶりにした。將軍はつまり此に依つてキリシタン絶滅を期すると共に、自分の威光を新領主に印象せんとしたのである。迫害殉教の事例が右ほど著しくない處でも、大名の代替り毎に、禁教の心得を更に新にせしめたのは、想像に餘りある。寛永七年



(1630) 島原藩主松倉豊後守が死んで、子の長門守が之を嗣いだ時にも、同様の命を新にしたに違ひないが、餘りに薬がきゝすぎて、長門守の殘忍が、終に島原亂を激發するに至つたのである。

#### ころび者の利用と訴人賞金

島原亂に對する家光の憤激は、その後の總ての政治に影響を及ぼすが、それは次の時代の事とし、此の如き「明君」の下に、長崎奉行には權六や采女の如き人物が相次ぎ、而して各大名も、代替り毎に多くは若君が上命を振廻したのであるから、禁教令の波及は、末に及ぶだけ酷烈になつたのである。而してかういふ迫害政策を行ふ場合に、直接事に當る有司は、必ずしも信徒を憎む者とは限らず、始は上の命を遂行するに過ぎないが、さて局に當つて見て、迫害せられる側が頑強に抵抗すると、茲に憎惡の念が加はるを常とする。又搜索し、檢舉するについても、對手の行止舉動を偵察するに従ひ、嫌疑も深く、且つ逃げられては憤慨し、捕へて見ればうれしく、職務に對する忠實が即ち迫害精神として濃厚になる。

右の點は警察的有司の陥り易い一般の弊であるが、此の病ある有司と、被迫害者との間に

立つて最も惡辣な働きをした者は、ころび即ち棄教者であつた。云ふまでもなく、ころび者は始から眞面目の信仰がなくて、信者の仲間に入つたか、又は信仰の弱い者、性格の怯なる者、迫害が加はるに従つて、それにおぢけてころんだのである。而して有司はこのころび者を利用して、芋づるの檢舉を進めやうとし、ころび者も亦毒食や皿まで、今までの同志でも何でもかまはず、反間的に告知し、又は進むでその行衛の搜索を手傳し、逮捕の手引をする。それといふのは、一方ころび者が有司に忠節を示さうといふ心と相對して、他方ころばない彼等の舊同輩は、叛逆者として之を擯斥し憎惡するので、二者の反撥は激しくなる。「融通のきかぬばか正直者」と「デウスの叛逆者、インヘルノに墮ちるべき天狗」と相對抗して、迫害の複雑な渦卷に一層の深刻を加へる。此の勢は何れの地方でも段々激しくなつたが、特に長崎地方で激しく、而してころび者には、寺澤、有馬、大村等の大名から、末次の如き代官乃至その下役、手先、それから民間にも甚だ多かつたのである。

ころび者の働きを惡辣にした一つは、先に述べた訴人即ち密告の奨勵と、それに伴ふ懸賞并に五人組制度であつた。此等は警察方法として、便利で又必要な事には違ひないが、それが何でもかでも禁壓をしさへすればよしの政策の道具になると、人情を蹂躪し、道徳を破



壞する働をもするに至る。訴人即ちキリシタンの存在を密告する者を賞するとなると、密告者が利欲の爲に密告する誘惑となり、又罪人で死刑に定まつた者（當時は死刑が甚だ多かつた）でも、キリシタンの人名、又は處在を知つてゐると告げると、その搜索の間、死刑を延ばし、又事實キリシタンを捕へ得た場合には、賞の代に刑を赦される。又此の如き訴人には、親兄弟のキリシタンたる事を密告するの賞せられたのであるから、此の爲に近親の間でも敵味方となる機會を獎勵した様な結果となる。此等の點は「潜伏」の中にも井上筑後守の「宗門穿鑿心得」を出して示しておいたが、その爲に悲劇も悲喜劇も生じたのである。此等の點を示す爲に、年代は後の事ながら、一二の例を示さう。

正保元年、長崎で支那人林友官といふ者が、日本刀を輸出し、國禁を犯したので死刑の宣告を受けた。それを免れる爲に、支那人のキリシタンを密告し、その爲に九人が死んだ事がある。此事は後に再び述べるが、兎に角此の一件は友人を賣るを獎勵した結果になつてゐるが、手段は問はず、只キリシタンを捜し當てるに熱中したしるしで、此の如き例がいくら繰返されたか、測るべからざるものがある。而してそれが後になる程極端になつて、訴人の芋づるが、江戸、備前、讃岐、土佐と延びて、當時は棄教して平和にくらしてゐた一家盡く一生入

牢の憂目に逢つた者もある。不實の訴人から出た悲喜劇の一つ、寛永年間の事、江戸牛込に、病める老母を養つてゐた兄弟二人の浪人があつた。貧乏の爲に醫藥も思ふ様に出來ないのを嘆じ、二人で相談し、その中一人がキリシタンだといふ事にし、他の一人が之を訴人し、その賞金で老母の病を養はうと相談をきめた。二人の間にくじを引いて、一人が訴人に出た。他の一人は直に捕はれたが、終に僞キリシタンだと分かり、大に叱られたが、尙よく事情を調べて、右の次第だと分かつたので、僞キリシタンは無罪、而して兄弟二人は孝心の廉を以て別に賞を貰つた。少くとも思慮の足りない「孝心」も、キリシタンの御蔭で、上の御褒美に預つたのである。

#### 五人組連坐と踏繪

訴人の獎勵と密接に聯絡するのは五人組連坐の制で、五人組の範圍内では互に監視する義務があり、怪しい事があれば、訴人すべく、若し之を怠つたならば、罪人に連坐して同罪となるのが眼目である。一體五人組の制は古くから（又支那から傳來して）ある事であり、その目的と運用には、相互扶助の意味もあつたのであるが、徳川時代には、此を利用して警察の目的



に用ひ、特にキリシタンの發見告發を容易にする爲、相互監視と訴人告發との義務を負はせたのである。穂積陳重先生の「五人組制度論」にも、此點を指摘し、徳川時代に於ける五人組制度の周密な組織は、浪人とキリシタンの問題が主な要素であつたと斷じてある。而して同書に引用してある同制度の法令は、寛永十九年十二月(1643二月)の御法度で、此にもキリシタン訴人の賞金と五人組連坐とを一連の事として規定してある。然しキリシタンに關しての五人組連坐は、それよりもづゝと前から長崎では實行してゐたことで、慶長の大追放につゞいて、居残や潜入が發見せられるに従ひ、總てバテレンに關係した者は、妻子も同罪(但し女子は軽く)、五人組連坐としてゐた。その最初の記録は、奉行長谷川權六の時、元和二年(1616)だとしてある。此に當る日本記録は見附からぬが、同年の八月に出た老中連署の奉書に伴天連門徒の禁と、黒船着船處分の事とを合してある(息一ノ一四)。恐らく長崎では此奉書の一適用として嚴な連坐制を始めたのであらう。

五人組といふが必ずしも五戸とは限らず、便宜七戸、八戸、十戸等の連坐があり、又十人組とも稱し、長崎でのキリシタン禁教には、元和、寛永にかけて、その實行が續々あり、その遂行が段々峻嚴になつてゐる。此には前章に述べた外國教師の潜入又は活動が最も直接の刺

激になり、元和二年(1617)ナバレテとエルナンドとの挑戰的布教につゞく殉教の場合には、つゞいて前後に此の二人の宿主となつた八人の戸主を捕へ、その連坐が延長して六七百人が捕へられた。(但し最後に處刑は二人の宿主に留まつた)。その次の年に、教師スピノラ等の捕はれた時は、直接の宿主たる朝鮮人コスモ竹屋とポルトガル人ドミニコ・ジョルジとを主犯とし、連坐七人で、それから四年後、スピノラ其の他多くが殉教した時、即ち元和八年(1622)の大殉教には、教師の宿をした者が、多く之に加はつた。その間にも個々の刑戮に連坐は澤山あるが、奉行權六は元和四年(1618)に令を新にして、十人組連坐火刑といふ事を命じてゐる。而して先に述べたズニガとフロレス事件には、その船の船長のみならず、船員同乗客までを刑し、五人組連坐の意味を乗客にまで延ばしてゐる。されば連坐する者は、その人がキリシタンであるや否やに關しないのであるが、此も始は必ずしも死刑でなかつたのを段段峻厳にしたのである。例へば元和九年(1633)、江戸の大殉教の場合には、連坐刑死が三十七人あつた中、十三人は全く宗教としては無關係で、只キリシタンの連中と同じ五人組に屬してゐたといふだけで斬首になつたのである。妻子の場合も同様で、又小供の幼少の者までも同罪にするに至つた。



此の如き連坐制は、その原則に社會的意義があり、又政治的必要はあつても、その運用は殘忍酷薄に流れ易いもの、キリシタン禁教の場合には、外國畏怖と、キリシタン憎惡とが動機に加はつて、此の如き殘忍にまで至つたのである。而して今述べた如く、キリシタンでない者まで連坐刑に處する反面には、連坐の危険ある場合、訴人によつて自分の罪を免れ得るのであるから、隣人は勿論、親子夫婦の間でも訴人すれば、罪は免れる爲、そういふ不人情の實例が生じたのみならず、有司は之をすら獎勵したのである。先に記した兄弟訴人の悲喜劇の如きは此の爲に起り、「潜伏」<sup>(八四頁)</sup><sub>(八五頁)</sub>に示した如く、親、兄弟、親類間の訴人に關する法規様のものすら出來たのである。

此の如く峻嚴の方法を盡す位であるから、キリシタンが出てその連坐まで罰するのより一歩を進め、搜索の代りに自然の露顯を促し、それで豫防にもする爲に、嫌疑の有無に關せず、總ての個人を探查する方法を考へ出すことは自然の勢であつた。此は西洋でも異端を發見する爲に、信教糾明 Inquisition の方法を案出したと同じ着眼であるが、日本ではそれをもつと簡易に實際的にした。踏繪(又は繪踏)の制度がそれで、此も一定の法令を出して行つたことではなく、長崎で個々の場合に行つたのを、九州で一般に行ふ様になつたのである。その最

初は正確に定められないが、比較的小く起つた事らしく、教會の記録では寛永十一年(1634)に初めて出てゐる。その時大村の牢舎にゐた二人の南蠻バテレンを拷問し、又ころばせやうとし、一種のためし又威嚇として、ころびを誓つた日本人を何人か二人の前に呼び出し、面前でイマジヨを踏ませた。此時はまだ一般の試験に用ひたのでなく、ころびの證據にしたのであるが、その後先にころんだヘレイラ、即ち澤野忠庵が、自らのころびを示す爲に、クルスを踏み、つゞいて他のころび者にも踏ませたといふ。日本の傳説でも澤野忠庵の發明だとし、工人遊佐にイマジヨを作らせたとあるのと大體一致する。忠庵の變節は寛永十年(1633)の事で、その報告が西洋に達したのはづゝと後、一六四一年であるが、勿論その前にも踏畫を行つたに違ひなく、恐らく島原亂の善後策として、一般人民に及ぼしたのであらう。それが長崎やその附近では、正月の年中行事になり、明治までつゞいたのは、周知の事であるから一々記さない。此は比較的温和な方法、又豫防策にもなる事であるが、完全に有効であつたとは云へない。



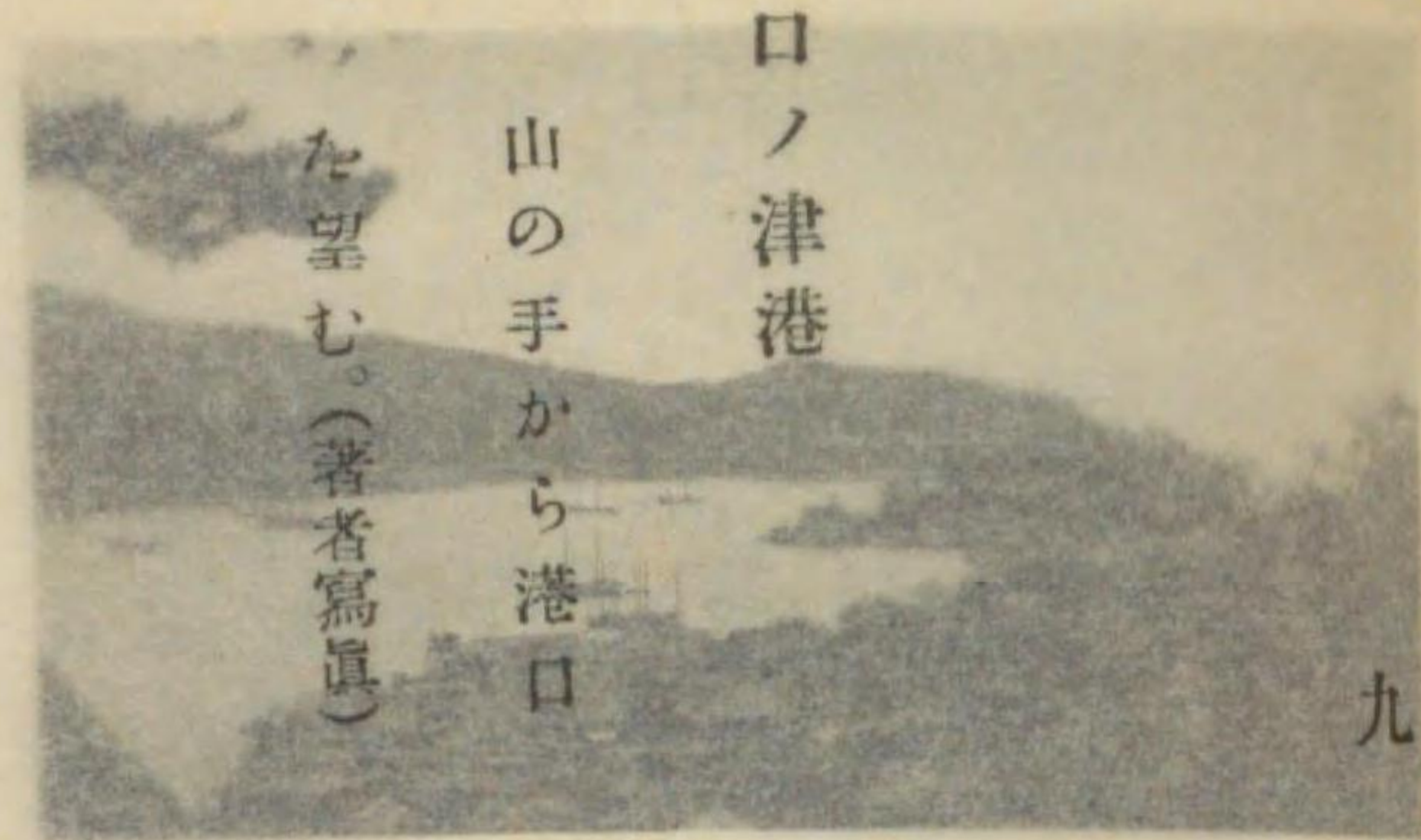
### 第二十五章 長崎を中心の禁教迫害

#### 逮捕、牢舎、刑罰、殉教

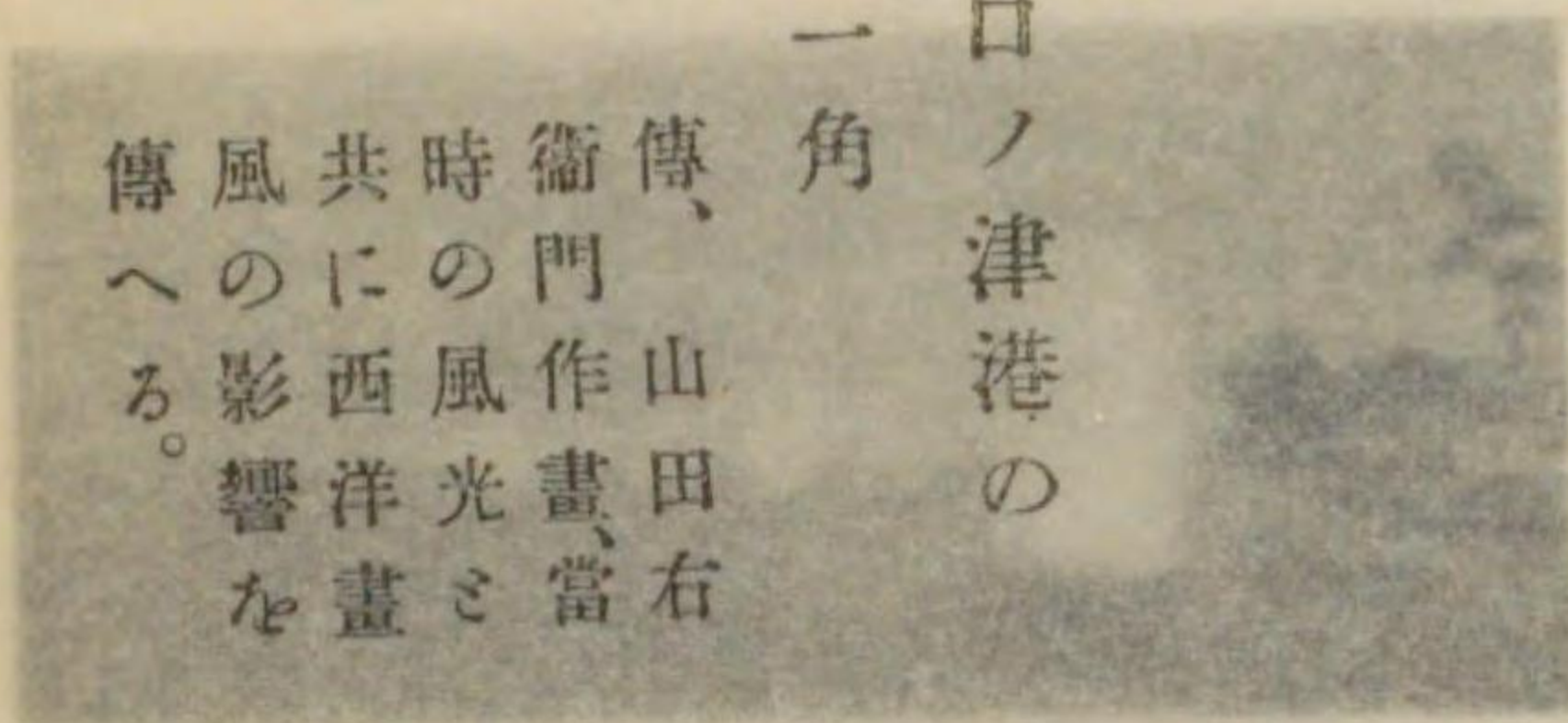
##### 禁教令と長崎奉行

禁教政策の根源は江戸にあつても、その遂行の方法や緩急は地方によつて随分異なつてゐた。然し禁教の最も重要な中心は長崎にあり、その奉行は江戸から任命せられるが、その當局者の人格性癖等によつて、實行方法に種々の變化を生ずるのも自然の勢であつた。而して長崎奉行は禁教の外に幕府の重要政策たる外國貿易の衝に當つてゐたのであるから、其の権力は中々廣大なもので、公務の外に随分私利をも營み得たのであるから、其の人格によつては權勢を弄ぶといふ弊にも陥り易かつた。徳川の制度として、どの役人でも重大な事は江戸伺にする外に、目附上使の派遣もあつて監視はするが、禁教と貿易と二つながら、一般政務と違つた特殊の方面があつたのだから、どうしても奉行の我意増上といふ事になり易かつた。先づ最初に秀吉が、殆ど外國領の如き長崎を直轄にして、その奉行とした寺澤志摩守は、後

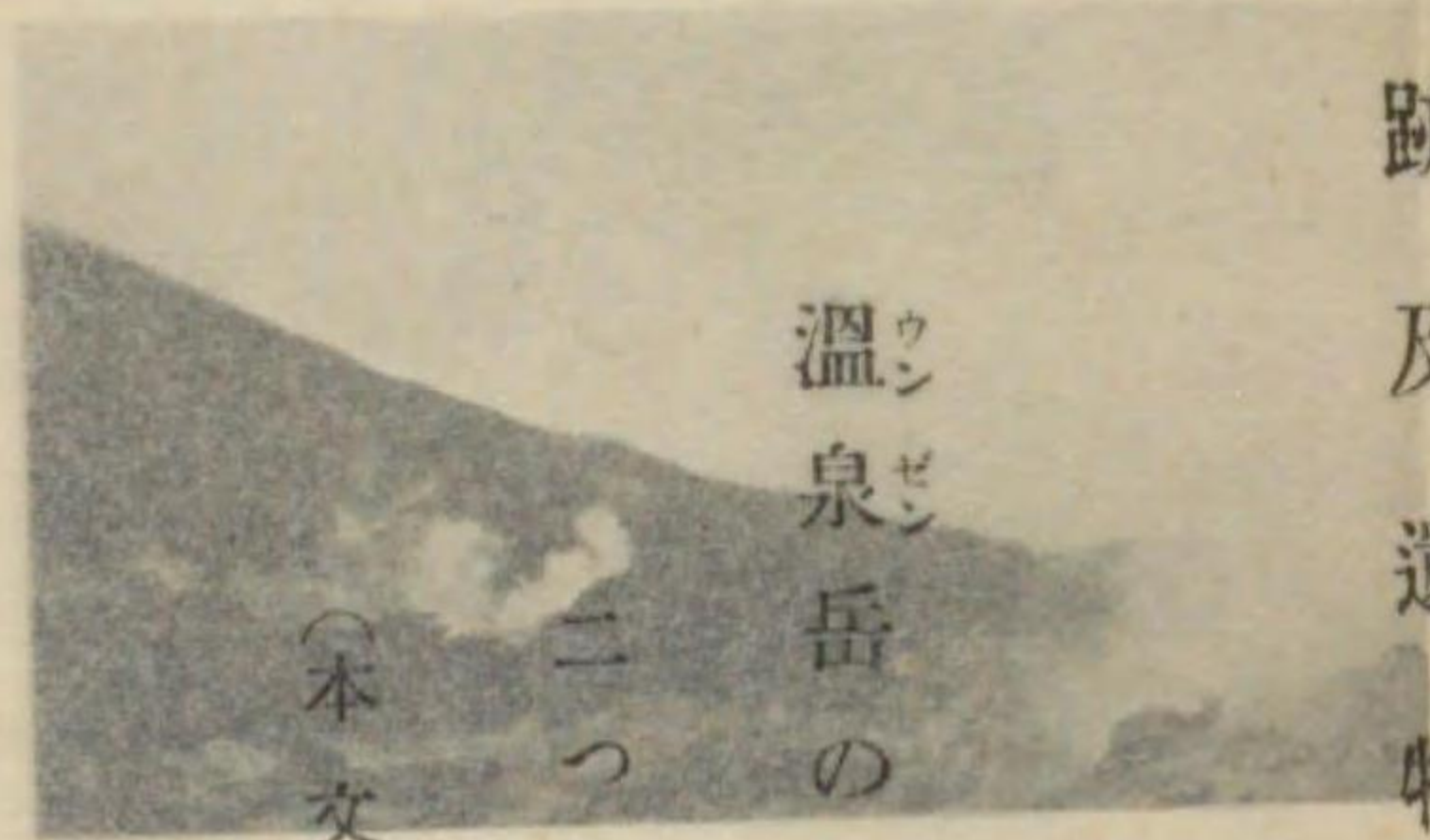
九州に於ける遺跡及遺物



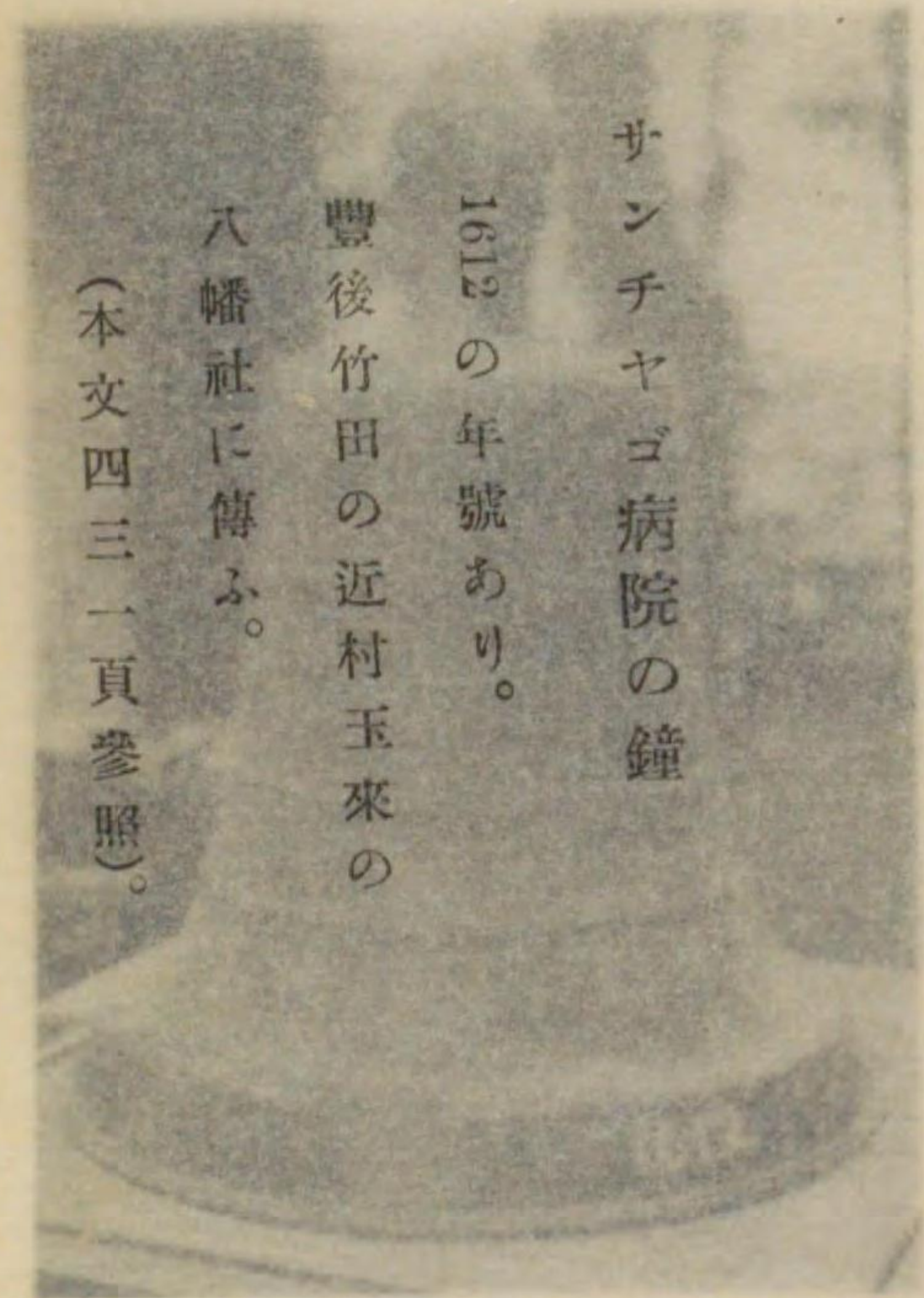
口ノ津港  
山の手から港口  
を望む。(著者寫眞)



口ノ津港の  
一角  
傳、山田右  
衛門作畫、當  
時の風光と  
共に西洋畫  
風の影響を  
傳へる。



溫泉岳の噴湯噴烟  
二つ (著者寫眞)  
(本文六一二頁參照)



サンチャゴ病院の鐘  
1822の年號あり。  
豊後竹田の近村玉來の  
八幡社に傳ふ。  
(本文四三一頁參照)







に唐津と天草とを領し、云はゞ長崎の宗門行政に對する輔佐役又は目附であり、續て上使を兼た小笠原一菴の後に、最も禁教に力を盡した長谷川佐兵衛(慶長十一年から十九年 1606-14)が奉行として、大村領及有馬領に對する目附の役を兼ねた。此の二領主は大御所の命で各自分の領内の禁教を實行してゐるものゝ、實は殆ど長谷川佐兵衛の指圖で動いたので、特に有馬直純の如きは、家庭では新夫人の爲に、外では長崎奉行の爲に、殆ど木偶同様に使はれたのである。

慶長十九年の大追放を終つて、佐兵衛は退隱し、甥の權六がそれから十年間(即ち寛永二年まで 1625-35)奉行として働いた。此間には潜入教師に對する取締が段々重要となり、従つて教師の宿主を檢舉すること、五人組の連坐を勵行することなど、禁教政策の峻烈は益々加はつて來た。それ故、權六といふ名は教會の記録では惡魔の異名になつてゐる。但し、その峻烈なやり方は、獨り權六のみの所爲ではなく、上に三代將軍家光といふ性急な君主を戴いてした事で、禁教政策が一層辛辣になつたのは、江戸と長崎と兩方に原動力があつた。家光の事は先に述べたが、それに加へて奉行の下で最も多く實際の働をする代官は、秀吉以來二十年以上村山東安であつたのを陥れて、之に代つた末次平藏が、直接事に當るやうになつて、禁



教は一層辛辣になつた。東安自らは怪しいながらキリシタンで、兎に角、その子等は皆眞の信者であつたに引かへ、平藏はキリシタンを棄てた背信者であつて、その母や兄弟をすら虐待した位であるから、その手先にも多く棄教者を用ひ、上下相率ゐて辛辣の禁教策を遂行したのである。権六も元和八年の「大殉教」を仕遂げて終には残忍に飽いたものか、後年は役目に身を入れず、平藏が殆ど獨舞臺で酷烈を行ひ、権六は不精勤の御咎を蒙つて御役御免となつた位である。

権六の次に二年間(寛永三—五、1626—28)奉行をした水野河内守の人物は分らぬが、その任期もやはり代官平藏の得意時代で、キリシタンを温泉岳ウレンゼンの湯熱につけて責めるやり方は、此時から始まつて、人界の地獄を現出した。その頃の記録に曰く、

寛永三年寅年、奉行として水野河内守差下され、彌々以て邪宗門改厳しく候へども、輒ち轉ぶ者稀なり。茲に因て町々に町使の者二三人づつ差下し、町端より糺明致し、轉ばざる者は家を追出し門を閉ぢ、段々相改め、追出されたる者共、山々田畑等に木屋を建て、住居す。其先に火をかけ焼拂ふ故、かくるゝに所なく、雪雨に濡れ、難儀に及ぶ。正法に立歸るべき由之を訴ふる者共には、吉利支丹佛を踏ませ、轉帳ころもに判形をさせ、差免す。猶又轉ばざる者は、島原温泉に連行き、五十人或は六十人程も湯の端におき、熱湯を汲かけ、又は湯壺に投入れ候へば、骨肉離散するを見て正法にかへる。穴釣色

々手足(段々)を以て糺明せしめ候故、過半轉びしとなり。

此は長崎市中だけでなく、特に有馬領ではげしかつた事であるが、詳細は後に記す。但し、踏繪の事は、後年の事を混合して記したものだと思はれる。水野の次は竹中采女正で、此も寛永六年から九年までの三年間(1629—32)、奉行として、教徒に對する殘虐な處置の外に、私利、淫欲、放蕩の限を盡して、暴政を行つた。終に一市民からの訴で惡事萬端露顯して、其の子と共に切腹を命せられて身を終つた位である。従つて代官平藏の横暴はつのもばかりで、つまり教徒等は只禁教政策の鋒先にかゝるだけでなく、此の如き奉行や代官の私欲、劣情、惡徳の犠牲として苦しめられたのである。序で記しておくが、代官といふのは市政の一部分を行ふ者で、半官、半民の様な曖昧の性質を有してゐたから、末次一家は同時に外國貿易をも營み、その間に色々の策をやり、竹中采女の如きも奉行でありながら、その眞似をしてしくじつたのである。末次平藏は同名で二代續いたが、初代は寛永七年(1630)狂死し、之を次だ子の平藏は後に竹中と同じ罪狀で、子と共に同じ運命に終つた。

竹中の亂態に懲りたものか、それから後は長崎奉行を二人并べおく様になつたが、その一人榊原飛彈守は、峻嚴は同じにしても、通常の行政をやつたらしく、キリシタン禁壓の最後の



幕に働いた。教師等を火刑にするのを廢し、その代に穴つるしを用ひ、殘酷を避けて却つて禁教の實効を擧げたのも榊原の時代であり、その間に島原亂が起り、終に鎖國政策を確立するまで、榊原は有効に働いた。

禁教に關して長崎奉行の重大な役目は、内には直接長崎の外に、特に大村有馬の二領から一般に九州全體に亘つて、教師や信者を絶滅する事と、外に對しては、外國から潜入する内外人の教師を杜絶し、又信者を斷滅するにあつた。その一般方針は全體の政策に基くことは勿論であるが、曾つては全領キリシタンになつてゐた地方の信者を絶滅するのは容易の事でない、且つ上には性急の専制君主を奉じてやるのであるから、惡辣をも殘忍をも敢てする外なかつたことは、奉行に同情すべき點である。假令ひ善良な性格の人でも、惡性にならざるを得ない位置に居たのであるから、殘忍の傾ある者は、一層甚しくなつた事は、奉行や代官に終を全うしない者の續出した事にも現れてゐる。

#### 潜入に對する長崎奉行の苦心

慶長十九年の大追放で、長崎奉行はやつと一安心と思つてゐると、いつの間にか追放者が

もぐつて歸つて來て、殘留者と聯絡して布教し、又上方や東北にも出かける。而して此等潜入者を逮捕するに當つて、最も困難を感じたのは、日本人信者が彼等をかくまへて、宿を轉々して歩くことで、此等の聯絡を絶たなければ、潜入者を杜絶することは出來ない。そこで此の爲には潜入者に乗せて來るなり、又上陸の助けをした船頭水夫を嚴刑に處する事、教師を宿した者のみならず、宿主の隣人五人組をも同様嚴罰することが必要だと考へられた。而して嚴罰といふのは勿論死刑で、それも單に斬首の外に火あぶりを盛に用ひ、且つ本人だけでなく妻子をも一緒に殺し、此を以て他に見せしめにし、畏縮せしめやうとした。

此の如き嚴刑が特に目立つて行はれる様になつたのは、元和四年(1618)第一回組織的潜入があつてからの事で、長崎では大追放以後四年間は、比較的平穩であつた。然しそれは表面の事で、前にも述べた如く、個々の潜入者は此間に十八人もあつたのを、長崎奉行はまだそれほど重大だと注意しなかつたゞけであり、且つ大村と有馬とでは教師や信徒が續々死刑になつてゐたので、その間には先に述べたエルナンドとナバレテとの挑戰的布教などで、領主の怒を激發した事件などが動いてゐた。長崎は表面無事な様でも、そこに既に低氣壓が出來つゝあり、周圍には黒雲が益々密になりつゝあつたので、大雷雨の來るべき状態は迫つて來



てゐた。此の大雷雨は元和八年八月五日(1622九月十日)の「大殉教」に爆發した。此は長崎立山で五十五人が火刑又は斬首に處せられたのを指して名けてゐるが、實はその前後、殆ど同時に長崎、大村、平戸で處分になつた者を合せると、數はその二倍になつてゐるが、それだけを死刑にする前には、逮捕せられた者が其以上に多數あつた事は勿論で、ころんだ者もあれば、牢死した者もあつたのである。兎に角此に至るまで四五年に互る搜索や逮捕の徑路、并に事件の經過は甚だ複雑で、奉行權六はその爲に度々江戸と往復し、又平戸藩や大村藩と交渉を重ね、その數年間、長崎奉行は此等の事件の爲に忙殺せられたのである。それ故に「大殉教」は教會の側から見ても大であつたのみならず、有司の側でも大事件であつたので、奉行權六はそれが濟むとほつとしたものか、其後は一向役目に精勤しなかつた位である。

此の大殉教前後の事件が、どうしてかく複雑、且つ重大であつたかといふと、大追放で殆ど掃除し得たと考へてゐたのに、居残りのバテレンがまだ中々ある上に、直に潜入還歸した者と共に、元和四年(1618)の組織的潜入から續々潜入が續いてゐるのを發見して、段々に手段を盡して逮捕したので、驚きと怒りと苦心とが一緒になつて來たのに因る。即ち大殉教前後には先の居残りと潜入第一回から四回までの分が、大部分一度に處分になつたのである。

(第五回の三人は此前に潜入してゐるが、まだ捕はれてゐなかつた)。主なる目的は外國人教師にあるが、日本教師の外に乗船の乗組、上陸後の宿主、宿主の家族や五人組の連坐で、此の如く多數になつたので、バアデレとイルマンと(外國人も日本人も)は總數の三分の一であつた。

先に述べた如く、大追放後續々潜入還歸があり、元和四年(1618)夏には七人が組織的に潜入したのに氣がつき、段々搜索してその宿處をつきとめて逮捕したのは、十月廿七日(陽十二月十三日)であつた。即ち朝鮮人竹屋コスモの家で、潜入者オルスチ(Orenschi)と他の一人を捕へ、ポルトガル人ドミンゴ・ジョルジの家で、豫てから目をつけられてゐたスピノラ(Carlo Spinola)と、ルナンデス(Ambrosio Fernandez)が捕はれ、宿主や奴僕の外に、宿をした家の五人組の者など、數十人が皆同罪として引立てられた。その中教師等は皆大村の牢舎へ送られ、その他少部分は長崎の牢に入れられた。前年から牢舎にある者と共に、此から後に捕はれて來る者が段々に増し、四年餘の後に一舉に誅戮せられるまで、悲惨な牢舎満員の狀を呈したのみならず、長崎附近は、常に一種の戒嚴状態にあり、大部分キリシタン市民は、不斷の驚慌状態に暮らした。而して奉行所自らも昂奮をつづけ、事態の險惡は云ふまでもなかつた。



段々の處分

元和八年の大殉教

そこで右スピノラの召捕から最後に至るまでの逮捕の概略を擧げて見やう。

元和五年一月廿八日(1619<sup>三月十四日</sup>)ドミニコ會のメナ(Alonso de Mena)が捕はれ、宿主吉田シヨアンも五人組と共に同罪。その翌日村山徳安の家で、同じくドミニコ會のモラレス(Francisco de Morales)が捕はれ、徳安は引立てられたが、妻マリヤは後に捕はれて大殉教に加はる。二人のバアデレは壹岐にある平戸藩の牢へ送られ、後大村へ移される。(何故壹岐まで送つたか、理由不明)。

元和六年九月頃(1620 十月)長崎の北なる喜々津<sup>キキツ</sup>で、フランシスコ會のペドロ(Pedro d'Avila)とビセンテ(Vicente de S. Joseph)が宿主と共に召捕。

同年末に近い頃、ゼスス會の同宿四人が長崎の山中で召捕。此四人は先に潜入の條に記した三甫、春甫、休意、扶齋で、潜入後かくれて布教し、迫害が厳しくなるにつれて、山中に一種の行場を造つて修業し、そこへ信者も參詣してゐた。それを探り出されて、他の一人と共に

に大村入牢。四人は牢舎の中で後にイルマン受職。

元和七年五月二日(1621<sup>六月一日</sup>)ゼスス會の日本人バアデレ木村セバスチャンは下女の密

告で、同宿たる赤星トメ、及び朝鮮人アントニヨと共に捕はれ、五人組の他の四人も同罪。

バアデレと同宿二人は大村送り。

同年六月三十日(1621<sup>八月十七日</sup>)ドミニコ會の布教長ジャシントのジョセフ(Joseph de S. Jacinth)が同宿アレシヨの外に宿主三人と共に召捕。教師は大村送り。

同年九月廿一日(1621<sup>十一月四日</sup>)フランシスコ會のリカルド(Ricardo de S. Anna)が日本人でポルトガル人の妻であつたルシヤの家で捕はれ、イルマンなるレオンは、後に召捕に加はり、教師は大村送り。此場合五人組の者は、山中で木を伐るだけの罰で済むだ。

同年ナタラの頃(即<sup>十一月月中旬</sup>陰曆)有馬地方でゼスス會のナバルロ(Pietro Paulo Navarro)が捕はれ、此は長崎とは別に、次の年の末、日本人イルマンと共に島原で火刑。つまり大殉教の一餘波である。

元和八年春(1622<sup>三月</sup>頃)ドミニコ會のオルハネル(Orphaned)は、他の教師と共に大村領に入り、牢舎慰問などしてゐる間に捕はれ、大村入牢。(此時の同伴者で召捕を逃れたのは、コリ



ヤドであるが、コリヤドの日本文法や懺悔録は、オルハネルの手にあつたものらしい。さて此の如く四年の間に段々召捕が加はり、教師格の者は盡く大村の牢にあり、中には牢死する者もあり、長崎で入牢してゐた宿主や五人組の連坐は段々に殺された。大村牢舎の状態は悲惨なもので、甚しい時は十疊敷位の處に三十人もぶち込み、寒暑は防がず、食はろくに與へず、衣類は勿論、着のみ着のまゝであつた。牢舎の状態については後に尙ほ話すが、大村のは始は假小屋であつたので、それから久原にも新造したが、新造で設備を整へるといつても、それは番人の部屋とか柵などをよくするだけで、囚人にとつては悲惨に變りはなかつた。

然し地獄でも鬼ばかりでない事があつた。キリシタン囚徒等が受難殉教について別種の精神的慰安を受け、牢屋の中にもバラインがあるとしてゐた事は別としても、此の如き牢舎で嚴重な監視があるに係らず、外部との交通が存外出来たのである。それといふのは牢の番人が多くキリシタンで囚徒等に同情し、又特別の尊敬心を持つてゐた。その爲に上役の方では、此ではならぬとして、番人等に誓詞を出させやうとしたが、中々應じない。此を處分すれば、番人がなくなるといふので、つい交通を大目に見た位である。それ故に内外の交通は

勿論、まだ捕はれないバアデレが和装帯刀で、大手を振つて牢舎を慰問した事もあり、祭式の道具や葡萄酒が運び込まれて、牢舎の中でサカラメントを舉行した事もある。従つて又囚徒の中で同宿であつた者に對しては、先に述べた三甫等の如く、牢内でイルマン授職の式を擧げなどした。

それにしても牢獄は牢獄に違ひなく、病氣になる者は常に多く、早くに入牢したジョアンとヘルナンデスは牢死し、スピノラは慢性の下痢で苦み、衰弱して脈搏の絶える事もあつた。兎に角、此の如き状態で、長きは五年、短くても半年、此の中に居て、多數が終に刑場に引き出されるまで生き延びたのが不思議な位であつた。此點から見ただけでも、即ち殉教で死ぬばバラインに生れるといふ信仰をぬきにして考へても、刑場に引かれて、一擧に殺された方が、囚徒にとつては却つて天國であつたとも考へられる。獄中の感じ、その他囚徒の心情については、後にその手紙などの實例で説明しやうが、此の如く在牢が長いのは、種々の事情があり、一々の事長崎と江戸との往復を要した爲である。但し特別の事情の外に、奉行の考として(江戸の方でも多分同意で)、成るべく多くのバアデレ、イルマンを召捕つて、一擧にその處分を行ひ、此を以て大に他に見せしめにすると共に、又此で總てを一掃し盡したといふ



印象を内外に與へ、以て自分の功名にしようといふ點が有力であつたと想像し得る。然し又實際の事情として、段々召捕が加はる外に、潜入者が續々入込み、事情を複雑にした爲に、處分の決定が延びた點も大にある。その一つは、先に第三回の潜入として記したズニガとフロレス一件で、オランダ人との關係や長崎と平戸との交渉で、前後二年かゝり、その間には、證人として大村入牢のバアデレ等を平戸へ連れ出すといふ様な事も起つたのである。その前後には續々潜入があり、半以上は捕まらなかつたが、奉行所では潜入のあつた事は充分かぎつてゐるので、既に捕へて牢舎に居る者の處分よりも、潜入者の探索の方に力を入れた事は自然である。然しそれ等も大分形がついて、一つ一緒に處分すべき順になつて來た。而してさしづめ明白な分では、潜入者ズニガとフロレスが教師たる事を白狀し、従つてそれを乘せて來た船の平山常陳并に乗組で、それ等は、元和八年七月七日(1692年八月十九日)に火刑と斬首とで處分した。次は數年來大村と長崎との牢舎にためてあつた教師等とその宿主等で、八月五日(陽九月十日)に五十五人を長崎の立山で、此も火刑と斬首で處分した。此が即ち「大殉教」であるが、その連中よりも前から大村の牢舎に入れてあつた教師等十八人は、大殉教の後二日に、大村の山中人里離れた處で此も火刑并に斬首にした。それに次で、長崎附近諸處に

同様の處分があつたが、最も顯著なのは、八月十一日(陽九月十五日)平戸の對岸田平<sup>タビラ</sup>で、第四回の潜入者コスタントツォを火あぶりにした。此は數は一人であるが、大仕掛で、オランダ船まで招いて見物させた。それから段々餘黨の處分がつゞき、その年の最後の火刑は、先に述べた島原でのナバルロの火刑であつて、つまり、此年の後年に於ける百數十人の處分は皆長崎を中心とし、八月五日の大殉教の附屬處分であつた。

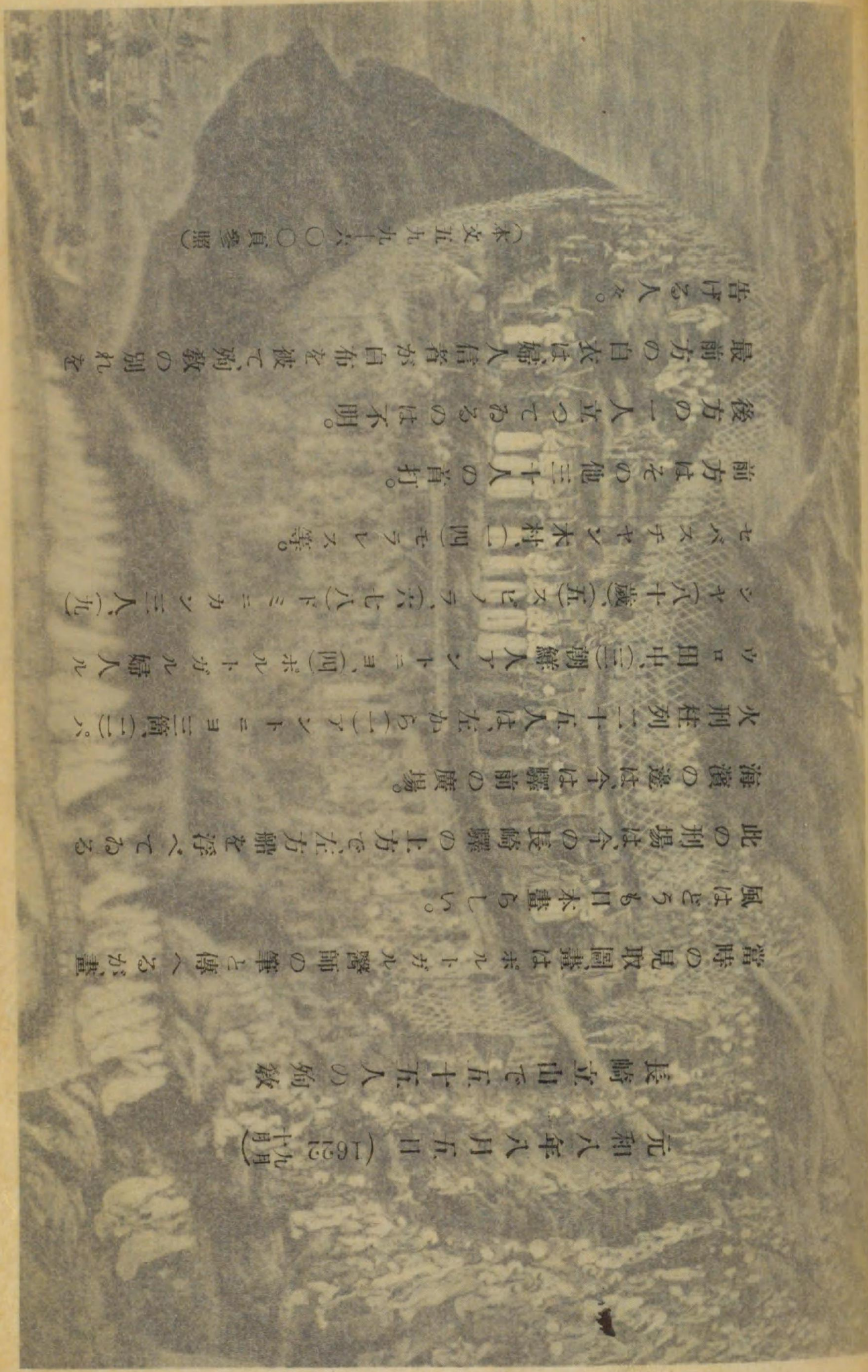
そこで「大殉教」は、二十五人の火刑と、三十人の斬首であるが、外國人バアデレ九人が一時に火刑となつたといふ所に、今度の處分としての特色があり、又外國側で感動の深かつた所以もある。その外には日本人バアデレ一人とイルマン十三人、婦人十四人、小供六人、宿主その他連累者十二人であつた。而して營に人數のみならず、アゴスチノ會の外、三團體各々若干がその中にあり、中にもゼスス會でスピノラの如く、二十年來の有力な布教者や、織田時代の父から二代目の信者又布教者たるアントニヨ三箇の如き、ドミニコ會の布教長モラレスの如き、その一々の來歴を尋ねて見ると、傳道史上の有爲な歴史を語るべきものがあつた。此くまで嚴に又綿密に處分を講じたに係らず、逮捕を逃れた者が、ゼスス會のバアデレ二十三人、イルマン五人、その他三團體の教師十人(同宿看防は又その外)が次の年には全國



に働いてゐるが、それでもこれだけの有力者を失つたことは、傳道上の大損失、禁教政策の一階段には相違なかつた。

「大殉教」に先だつて、教師等が大村牢舎から長崎へ連れられる行列、立山での火刑の光景、殉教者の感憤言説、傍觀者の感激、それ等は略する。而して此に至る逮捕にも刑場に於ける處刑にも、常に中心人物となつてゐたのはスピノラであるから、「人物」の方でスピノラの事を物語る場合に、大殉教の光景、その他をも記述しやうと思ふ。

四五年來の宿題は此の如く處分が出来たが、そこに至るまでの間に長崎奉行が執つた禁教檢舉の方策は中々苦心を重ねたものであつた。即ち元和四年(1618)には禁教箇條を新にし、教師の宿をすること、講中の會合を催すこと、墓場に參詣し、又は打こはした寺の跡に徘徊すること、祈りの道具、イマジヨその他キリシタンのしるしを貯へることを禁じ、何れも重罪に處する事とした。次の年には、教師の處在を訴人した者に賞銀三十を與へる旨を高札に出し、又キリシタン書類の印行貯藏を禁じた。此等も令は出しても中々實行しにくい事であるから、その爲に偵吏を増し、探偵の方法が悪辣になつたは勿論の次第である。元和六年(1620)になつては、六年前のキリシタン寺破壊にも残された慈悲屋その他の病院を盡く破壊したの



元和八年八月五日(1622年)

長崎立山で五十五人の殉教

當時の見取圖畫はマルトガル醫師の筆と傳へるが、畫

風はどれも日本畫らしい。

此の刑場は今の長崎驛の上方で左方船を停めてゐる

海濱の邊は今は驛前の廣場。

火刑柱列二十五人は左から(一)アストモヨ三箇(二)バ

ウロ田中(三)朝鮮人アストモヨ(四)ホルトガル婦人ル

シヤ(八十歳)(五)スピノラ(六七八)トミカ(三三)(九)

セバ(チヤセン)木村(一四)モラレス等。

前方はその他三十八の首打。

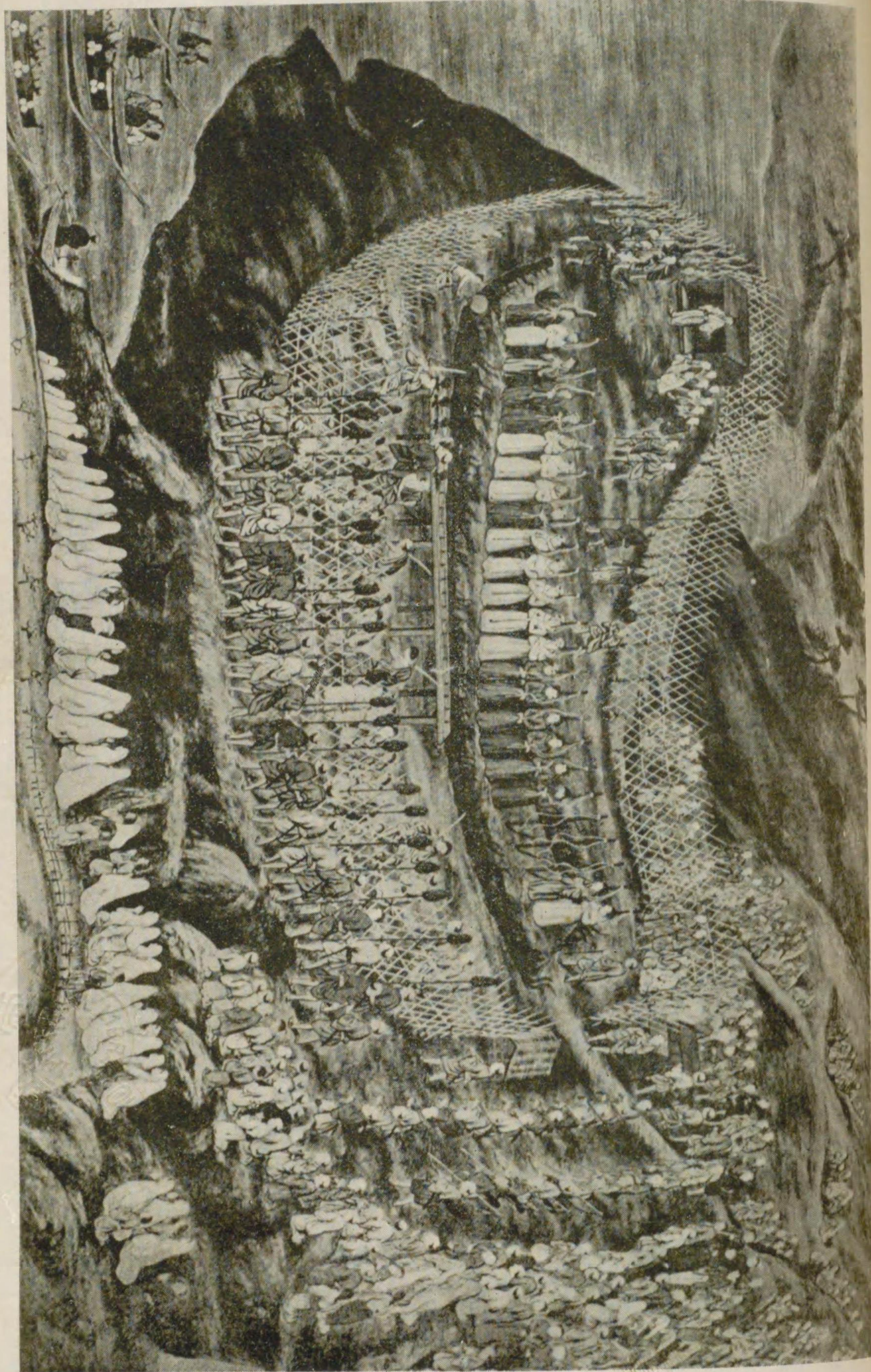
後方の一人立つてゐるのは不明。

最前方の白衣は婦人信者が白布を被て殉教の別れを

告げる人々。

(本文五九九一六〇頁參照)





に働いてゐるが、それでもこれだけの力(チカラ)を失つたことは、傳道上の大損失、禁教政策の一階段には相違(ちが)ひがなかつた。

「大殉教」に達(いた)つて、教師等が尾村(おむら)守舎(しゆ)から長崎(ながさき)へ連れられる行列(ぎやうれつ)、立山(たちやま)での火刑(くわい)の光景(こうけい)、殉教者の感情(かんじやう)演説(えんせつ)、傍觀者(ぼうくわん)の感激(きんげき)をそれ等は略(りやく)する。而して此(こゝ)に至(いた)る逮捕(たいほ)に於ける處刑(くわい)も、常(つね)に中心人物(ちゆうしんにんぶつ)となつてゐた(ゐ)は、ビノラ(ビノラ)であるから、<sup>(1855)</sup>「人物(にんぶつ)の方(かた)を物語る場合(ばあひ)、大殉教(だいしゆんぎやう)の光景(こうけい)の他(ほか)を記述(きじゆつ)しや」と思ふ。

四五年來(よんごねんらい)の諸問題(しよもんだい)を此(こゝ)に如(ごと)く處分(ぢふぶん)が出来(でき)た(ら)ば、<sup>(1855)</sup>此(こゝ)に至(いた)るまでの間に長崎奉行(ながさきへいぎやう)が執つた禁教(きんぎやう)檢擧(けんぎやう)の方策(かうさく)は、大々(たいたい)苦心(くしん)を重ね(を重ね)たもの(もの)であつた。此(こゝ)に和曆(わにき)四年(しよんねん)即(すなは)ち(1858)に禁教(きんぎやう)箇條(かんじょう)を新(あらた)にし、教師(きやうし)の宿(しゆく)をす(す)べし、講中(かうちゆう)の會合(くわいごう)を催(もよほ)すこと、<sup>(1858)</sup>紙(し)の道(みち)具(ぐ)を<sup>(1858)</sup>イ(イ)ツ(ツ)を<sup>(1858)</sup>他(ほか)に<sup>(1858)</sup>シ(シ)ン<sup>(1858)</sup>今(いま)一(いち)人(にん)に<sup>(1858)</sup>打(うち)は<sup>(1858)</sup>した<sup>(1858)</sup>事(こと)の跡(あと)に徘徊(はいかい)す處(ところ)する事(こと)を<sup>(1858)</sup>禁(きん)ず。又(また)の<sup>(1858)</sup>型(かた)には、<sup>(1858)</sup>教(きやう)師(し)の<sup>(1858)</sup>用(よう)を<sup>(1858)</sup>裁(さい)断(だん)す。此(こゝ)に實銀(じつぎん)二十(にじゅう)圓(げん)を與(あた)へる旨(こゝろ)を高札(たかしち)に出(だ)し、又(また)キリシヤ(キリシヤ)類(るい)の<sup>(1858)</sup>印(いん)を<sup>(1858)</sup>時(とき)時(とき)に<sup>(1858)</sup>禁(きん)ず。此(こゝ)に<sup>(1858)</sup>禁(きん)ず<sup>(1858)</sup>出(だ)す<sup>(1858)</sup>事(こと)中(ちゆう)々(じやく)實(じつ)行(ぎやう)し<sup>(1858)</sup>に<sup>(1858)</sup>く<sup>(1858)</sup>い<sup>(1858)</sup>事(こと)である(である)から、その爲(ため)に偵察(ていさつ)を増(ぞう)し、探偵(たんてい)の方法(かうほう)が惡辣(あくらつ)になつたは勿論(もちろん)の次第(しだい)である。元和六年(げんわ六年) (1850)



も、キリシタンのあらゆる痕跡を滅する爲で、その後にはキリシタンの墓場を掘り出して屍體を焼き、灰を海に沈めるまでに至つた。

#### 牢舎の状態と牢舎内の慰安

段々に召捕が多くなるに従つて牢舎が満員で、其状態が悲惨を重ねるのは自然の結果であり、先にも既にその有様を記したが、尙ほ補充として、入牢者自らの記した文を出して見やう。一體長崎の牢舎には多く日本人を入れ、外國人は大村へ送つたので、その方がよく傳つてゐる。大村の牢舎も、始は今の長崎の西方に一つであつたが、それでは足りなくなつて、南の方久原クハラに新牢を作つた。大殉教の中心人物スピノラが大村の牢に入れられたのは年の末であつたが、その状態を報じて曰く

此處に居り候我等の中、何人も肉體の感じとして申さば、牢舎に居るよりも、生きながら焼かるゝを好むとは申さざるべく候。さりながら、我等……多數は着物なしに暮し居り候。且つ被物(蒲團)一つの外、何物の供給もなく、且つ此場處は山の麓にて、何れの方より來る風にもさらされ候へども、風を防ぎ又雨や雪を防ぎ候爲のわら蓆一つも無之候。而かも寒さは中々強く候。

その後と同じ牢に居たビセンテ・カルバリヨも、同様の事を一層詳しく記して曰く、



今我等がとぢ込められてゐる牢舎は高山の麓にあり、その山の峯は二つの劔の如く尖つてゐる。その山の下で、兩方に谷川が流れて、少しの雨でも牢舎の邊まで溢れて来る。室は極めて狭く、去年の牢舎は四疊に五人ゐたが、今はそれよりも狭くて、便所も一所になつてゐる。然し去年マルチリヨに會ふ爲に、聖い仲間が出て行かれた後、少し弘くはなつた。場所は濕氣多く、どの風にもさらされ、四方柵を周らしてあるが、柵の木は手も通らぬ位に密接してゐる。云々

又後に出來た久原の牢舎は一層ひどいものであつたので、同じスピノラは、その狀を記して曰く、

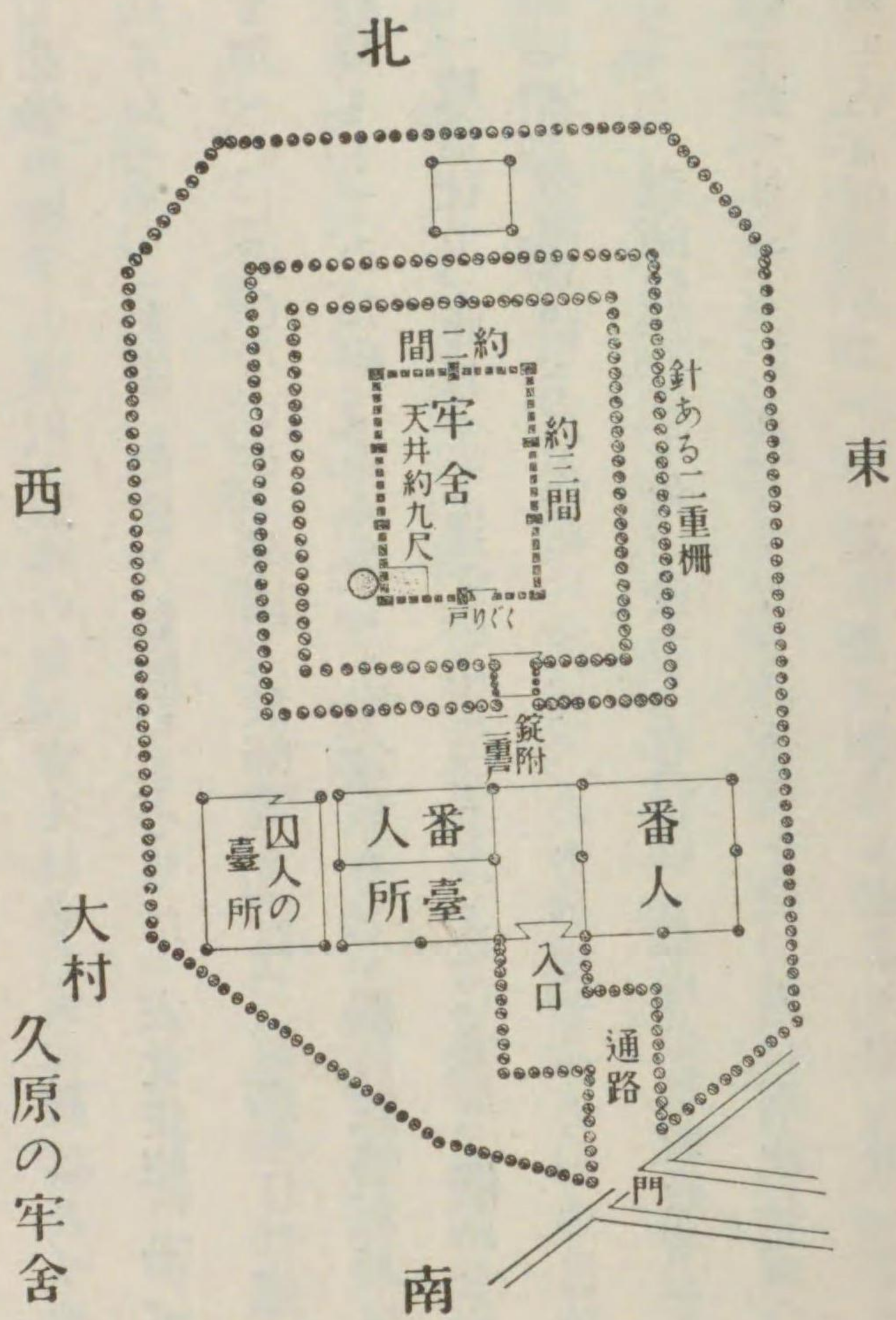
一六一八年十二月十四日から翌年七月までは、生垣で圍まれた萱屋根の家に居て少し樂であつたが、その八月七日、籠の様な小さな家、風雨にさらされる家に移されて窮屈になつた。その中に教師八人と十五人の日本人が閉ぢこめられ、食料も甚だ不十分である。……初の間は、我等を支那かマニラへ追放するとの噂もあつたが、その後別に此牢舎を作つたのを見れば、我等は皆共に最後までこうしてゐられるらしい。……此間にも我等は、夜晝スピリチュアルの修行をし、又デスピリナで苦行をしてゐるが、日々御ミサを營み得ることは、無上の慰安である。始め暫くは祭服や祭具もなかつたが、それも御主の御思召によつて、牢の中で手に入つた。云々

尙ほ此の牢舎については挿圖に示す如く、圖面がちやんと教師側に傳はつてゐたのは、此に出入する爲に手に入れた圖面と見える。而して出入しては祭具を持込んで、牢中でミサを

營み得たのである。

尙此外に、平戸藩の牢舎が壹岐の石田にあつたので、その方に入れられた者もあるが、ズニガの記事を示さう。

十二月廿三日此島に到着して、大に安心し慰安を得、デウスから下し給はつた此の御



殿に住むでゐる。此を牢舎とは呼ばない。風がどこからも吹き込み、寒氣が強いがデウスの宮と名けたい。野の真中であつて、風を遮る蔽もなく、夜寝る上には月がさし込むで来る。法服を常に着てゐるが、その他はあはれなキモノ一つ引つける外に、暖をとる方法はない。食事は日に二度で、焼



燕に鹽水少しと米一つかみ、それに祝日に何かの魚がつくが、一オンス位。此が正味かけ値なしの處で、それでも自分は鳥肉などを貰つた様に、それを喜むで満足してゐる。此でも御殿に住むより心の満足を得る。番人は日夜三人づゝついてゐる。

その他、牢舎の状態については、殉教者の書簡に隨處にその記述があり、今日から見ればいかに悲惨至極であるが、當時のやり方では必しも、殊にキリシタン牢を悲惨又殘忍にしたのではなかつた。勿論、外國人教師にとつては、衣食住總てが不自由で勝手が違ふ爲に慘狀の感を加へたに違ひないが、外國人教師等も潜伏、隱忍にげ廻りの間には、可なりひどい生活の經驗もしてゐたのであるから、牢舎に入つて俄に悲惨が加はつたのではない。或る場合には、一般信徒で、昨日まで通常の生活をしてゐた者が、俄に牢舎生活になつて、そのみじめを感じた者(勿論身體上の生活について)の方が却てつらかつたかと想像せられる。然し、それにして、教師信徒を牢舎に投ずる有司は、幕府の禁教政策を遂行する任務に當り、彼等に信仰を棄てさせるか、然らずばその命根を絶つ爲に刑政を司つて、その一方法として入牢せしめてゐるのであるから、入牢者に對する處置が自ら憎く憎くしげになり、牢舎の取扱が殘忍になるのは當然の事であつて、それはどの時代にも同じながら、封建の世には特に甚し

かつたことも亦自然の勢である。

然し、その悲惨の中にも、自ら慰安はあつた。信仰上の第一義としてデウスに頼り、その爲に入牢してゐるとの信念上の慰安は暫く別として、それ以外に、同信の者が一緒に入牢し、共に辛勞してゐるといふことは、最も大切の事であつた。それに加へて、牢内不自由の中にも、祭具祭服を得る方便があり、サカラメントを修するたよりとして、葡萄酒やパンも、時には牢中で得られて、悲惨の中にもデウスのガラサを得る儀禮を修し得た。此は信徒にとつて誠に有りがたいことであつたので、其等の祭器や物品を外部から輸入する便宜もあつたのである。従つて又書信の往復も出來て、それによつて精神上の慰安と激勵を得ることも少なくなつた。此等は勿論有司の許しを得てすることなく、内密に出來たのであるが、それといふのは、特に迫害の初にあつて、長崎や大村では牢舎の番人が多くは同信徒であつたので、彼等が有司の目をかすめて、入牢の教師や信者の爲に便宜を計つたのである。それも後には段段不自由が多くなつたのであるが、それでも一人二人の信者が番人の中にあれば、幾分の便宜は得られたのであり、その點は、封建時代の牢舎規律には存外すき間のあつたものである。此は牢中と牢外との通信文に残つてゐるのでも知られるが、その具體的の一例として、ドミ



ニコ會のモラレスが、元和六年十二月十四日(1621一月十六日)、大村牢中からオルハネルに宛てた手紙に、牢の番人の事を報じてゐるのを擧げ得る。

奉行頭右近殿が江戸へ上るに先つて、一つ功名を立てる爲め、浄土宗坊主の進言に基いて誓詞の案を作つた。それは「我等鈴田牢舎にある囚人の爲には助を致さず、又我等はキリシタンにては御座なく、此段八幡大菩薩その他日本の神佛に對して誓詞を立候也」といふ意味の誓文を作り、それを牢舎の番人や捕卒に示して、それに署名せしめやうとするにあつた。彼等は勤め振の悪い爲にその様の誓をさせられるのかと問ふたが、そうでなく、今後とも間違のない爲にだといふ事であつた。番人等は皆自分等もキリシタンであり、且つ今後とも換へないつもりであるから、誓を立てないと云ひ張り、その中の一人タデオ庄吉は決心を固め、共に署名を迫られてゐる親族等に向つて、「お前等までがわしの心を換へさせやうとするのか、わしは決してそれを忘れないぞ」と叱りつけた。此男はその後わし等の牢舎に來て、あつた事を物語り、且つ死の覺悟を以て暇乞の意を述べ、又ゼススの御爲に死ぬのだといつて勇むでゐた。此の青年は又氣の勝つた人間で大膽であつたが、死に迫る様な場合、日本の風俗として刀をぬいてよいかと問ふたから、それはいけない、その様にすれば、マルチリヨの妨げだといふ事を告げてやつた。庄吉は尙アニマの救ひに關し、又最もよくデウスの御用を勤めるについて色々の間を出し、又コンヒサンをした後、事の成行を待ち、又せつばの場合に激しない爲には、こゝ暫くは刀を帯びないやうにしやうといつた。即ち特に情の激するのを恐れ、切迫した場合にマルチリヨを避けやう

とせまいと決心したのである。マルチノ吉五郎も之に劣らず、牢舎へは來なかつたが、書面で事柄をわし等に知らせて來た。此の二人はわし等に親切で、又勇氣ある決心を示した。それをわしは確に保證し得るので、そのコンヒサンをきいたのである。

それによつて、他の一人ジュアン又藏も誓詞を迫られた。わし等は此の男のコンヒサンをそれまできかなかつたので、どうするかと思つてゐたが、誓詞の事が起つてから、バアデレアポリナリヨ(フランコ)にコンヒサンをして、信仰の眞理を示され、誓詞を拒み、ゼススの御爲に死ぬ決心を示した。此の三人が堅い決心を示したので、それ以下の者もそれに倣ひ、多數は誓詞を拒んだ。その或者はジュアン又藏に頼み、誓詞を廻されたら、皆は署名しないと明言してくれと云つた。

かくて奉行はエステワン信三郎といふ番人頭に誓詞を渡したが、彼も署名を拒むたので、役人は色色と譯を説き、理くつを云ひきかせやうとしたが、信三郎は答へていつた。「あなた方は、わたしがキリシタンの教をよく知らないとおつしやるが、わたしはデウスを敬ひ奉ることだけは知り、その爲には命を的まきにかけませう、従つて誓詞に名は書きませぬ」。

奉行頭はその間に江戸へ上つたが、留守を預つた士はそのまゝにした。奉行頭は始め皆が署名しやうと考へた豫期に反して、誰もそれを拒むので、面倒をして却つて番人の頭を初め、多數の者の決心を示させるに終つた事を悔むたのである。

過ぐる一年の間、番頭はわし等に近づかず、只番人の中には柵の中來て、番頭の知らぬ中にわし等と交通した者もあつたが、九月以來、今云つた二人が屢々來て談話をし、親愛を表した。此は主として



パウロ永市とマンシオとの力であつて、中にもタデオ庄吉が最も厚意を表した。庄吉の子は臺所番でゼンチヨであつたが、度々來て柵越しに教をきき、教旨に通ずる様になつて洗禮を求めた。それは誓詞事件の起つてゐる時で、他の人々と共に死んでアニマの救を得る爲に、サカラメントを受けおくれなう様にしたいといふにあつた。そこで父も他の者もそれを認めたが、要するに何人を先にするかといふ争を避ける爲に、他の人が先にするなら、それを世に知らせるといふから、皆が機會を失ふ様事のない爲に、此の男を先にしたのである。

その他牢舎の中からの手紙には色々面白い事を傳へてゐるが、兎に角、地獄にも鬼ばかりではなかつたのである。それ故、信者の中で特別な位置にゐる者が、牢内で準教師の授職を得て、殉教の準備を整へたことも度々あつて、それが彼等には大きな慰安となつたのである。

### 恐ろしい拷問苛責

「大殉教」の一段落で、奉行權六は一時に氣を寛めたものゝ如く、次の年に十人の潜入（第六回）があつたのも、後になつて氣が附いたが、一人も捕まらない。彼は終にそれから又二三年後に御役御免になつた。元和九年に將軍職を嗣いだ家光は、性急の貴公子だけに、禁教も御膝下の江戸に嚴に、それから頻に東北の大名等を督勵した。その間丁度、五年間長崎方面

は小康を得て、禁教嵐は一時東方に吹き去つた如くであつた。然し嵐は吹き戻しとなつて、一層惡辣に吹きささぶべき運命にあり、新將軍の嚴命を帯びて來た水野河内に次ぐに、惡性淫蕩な竹中采女が、背教者末次平藏の煽動で、驚くべき殘虐を恣にする時代が、前後七八年に互つた。只焼き殺すとか、打首にする代りに、五體を毀損し、拷問の方法に品を換へ手を換へ、或は海に沈め、或は火山の熱湯に投ずるなど、地獄の變相を西北九州の地に現出した。

禁壓、刑罰が進むに従つて、嚴刑主義になり、それが被迫害者の對抗と相激發するのは世の常で、大殉教のやり方に既にその端緒は現れてゐるが、今云ふ所の地獄の出現は、實に將軍の性格と、奉行や代官の人物との反映ともいふべきものであつた。

そこで迫害の方針として教師格の者を追究し、召捕れば火あぶりをするといふ事は、前と同じであるが、新に加はつた點は、今までの様に信者の中で教師の宿をした者を嚴罰する以外に、信者中の首領株と見るべき者を目指し、先づ拷問苛責で苦しめ、ころんで他に棄教の範を示さしめやうとした事で、それに應じない者は勿論死に處した。種々の殘虐な拷問方法は此の着眼から出たことであり、一方宗門の蔓延固着は教師だけの力でないといふ事に氣がついた結果である。即ち迫害の嚴しくなるにつれて、教師の數は減じ、且つその往來も困難に



なるばかりであるから、信者の間には教師にのみ依頼せず、今までから存在する講を活用し、又は新にマルチリヨの講を組織してその役員たる者が、教師の代理をし、又信者を激励したのである。此の方法は先にも述べたが、寛永の初年に、奉行所でその點に氣が付き、その方面の迫害に歩を進めたのである。

迫害方法が此の如き方針に轉じて來たのは、事の成行上自然の勢であるが、然し此の爲に有司の態度心持にも變化を生ずる點が出て來た。即ち今まではキリシタンを剿滅する目的にしても、主として目指したのは外國教師で、此に附隨する日本人教師はその附屬、又宿主は特別關係者であり、結着外國教師を根絶すれば問題はなくなるといふ見當であつた。然るにその根絶が中々容易でなく、内地の隠れ忍びもあれば、外からの潜入もあり、それ等はつまり、日本人信者が各地に存し、田舎山間にまで弘がつてゐて、教師と聯絡する爲であり、而して土民百姓までが、此く頑強に信仰を固守するのは、浪人や郷士の首領があるからだと着眼して來た。大阪との對抗以來、キリシタン大名の歿落につれて、徳川幕府の懸念と禁教政策は浪士處分と密接に結びつき、三代將軍の代になつてから、大名改易の處分問題も一緒にになり、迫害が此の如く外國人と共に日本人をも目指す様になつたのである。勿論キリシタンの

首領は浪士に限つたものではなかつたが、特に有馬領では郷士といふべき方面に多かつたのであるから、特にその方に着眼した次第である。

日本人信者の首領株を處分することは、既に慶長十九年の大追放に現れてゐる事だが、つゞいて京や江戸では首領をも一般信者をも死刑にし（此事次の章に）此方針に進むでゐた。長崎方面では、先づ外國人教師の方が緊要であつたので、日本人首領の方は云はゞあと廻しになつてゐたのが、三代將軍の剿滅嚴命で、水野河内守が愈々その方に猛進したのである。その方策は勿論九州全般に及ぼされたのであるが、特別にその鋒先の鋭がつたのは、有馬領に對してであつた。有馬領には一般に信者の多かつたのみならず、有馬氏の移封に隨つて行かなかつた舊臣が、浪士、郷士の姿で多かつた。河内守が此に着眼し、領主松倉と力を合せ、その方に猛烈な迫害を行つたのは、自然の勢である。

河内守が寛永三年（1626）長崎に着任して着手したのは、總ての取締を一層嚴にすること、又刑罰の手始としては、前年から大村、有馬領で逮捕して來た外國教師と日本人イルマンと九人を火刑にした事であつた。此はその年、五月十九日（陽七月十二日）の事で、教師は皆ゼスス會の者であつたが、中には司教代理たるパセヨ（Franc. Pacheco）や、權六時代に縦横に迫害の間



をくゞつて慰問交通等に働いたゾラ(J. B. Zola)など、其他イelmanにも活動家が多かつた。教師の方は之で一段といふ姿で、それから二年が有馬に於ける最も残忍な拷問苛責の時期で、温泉岳火口が多くその舞臺になつた。その犠牲の中には、パウロ内堀作右衛門尉、ガスバル長井宗半、パウロ西田休巴、ジョアチム嶺助太夫、ルイス林田七左衛門尉、ミゲル中島勘彌など、後に記すロマへの奉答文の署名者や、又彼等と關係の多い信徒間の有力者が多く、彼等の家族をも一緒にし、拷問苛責も一度ならず、二度三度繰返し、又方法をもかへてゐる。

温泉の拷問では、熱湯につけては上げるのであつたが、又沸々とする蒸氣の中に立たせた事もあり、多くは肉はたゞれ、骨まで出た。それでも殉教者は、他の苦患を目の前に見せられても、之を避けやうとする者はなく、又自らつけられても、その間にオラショを捧げて之に堪えた。或者は噴煙の中にマリヤの姿を見、或は聲をきいた者もある。且つ又二時間三時間の熱湯責をぬけ出て、腐爛した身體がそのまま固つて、後に殺された者もある。その苦患の状態は、受難の一人ゼススのフランシスコ(Franisco de Jesus)の手紙で「人物」の中に示さうが、此の残忍な方法は、寛永四年から八年まで(1627-31)五年間つゞいたのである。然しその苛責の中にも、信仰の慰があつた外に、信者の中には最期の山路を三十一文字に

現す雅懐ある者もあつた。寛永四年四月三日(1627五月七日)、平和の世ならば、温泉満山のつづぎ花を賞すべき山路を、十人の殉教者が山を上つてゆく間に、その一人バルトロメ馬場三右衛門は、山上から故郷をながめて一首を詠じた(還譯)。

うきことのしげき此世の別れとぞ、  
なれし故郷ふりかへり見つ。

他の一人ジョアチム嶺助太夫は

大そらに遠くながめし天つ國、

今日ぞゆく手に近づきにけり。

彼等はその数時間後には、噴煙の中に息絶えたのである。

有馬領の拷問苛責には此外、竹鋸、穴つるし、海に投げ込みなど色々な方法を用ひたが、その主宰者は、島原藩の多賀主水で、彼は又婦人の拷問に於ては好色の點をも現はし、残忍者に通有の悪性を示してゐる。

此等の迫害苛責に關する報告は澤山あり、慘鼻の状を傳へてゐるが、一六二七年十月に、布教長ロドリゲスが有馬地方の状態を報告してゐるのを擧げて一例とする。



未曾有の殘忍の爲に信者の數は減じたが亡びはせぬ。婦人や年若い女子さへ、此に堪へ、既に二十  
六人は苛責に倒れた。此の危難を逃れて、キリシタンの信心を維持する爲に、他地方へ逃れた信者も  
澤山ある。男女の別なく丸はだかにして、口まで氷の水に漬け、それから又燒鐵の尖先を所々に當て、  
又又水に漬け、額にキリシタンといふ字の烙印をし、此様の事を繰返した後に石をつけて海に沈める。  
沈められた者が十八人ある。その他位置の低いキリシタンは追放に處せられるが、その數四百三十人  
に上り、此等の人は山林の中に彷徨する外に宿り家はない。彼等は信仰を保つてゐるが、寒さと饑に  
死ぬ外ない。

此等は日本側にも多少傳へてゐる事で、有馬故老物語などには、幾分か人名をも挙げ、竹鋸  
その他の苛責をも記してゐる。

右の外、長崎と大村領での拷問死刑は、水野河内の任期三年の間特に甚しく、教師等は皆火  
刑、その他は苛責の後斬首が多い。その數は三百に近く、殉教表で回數は五十に上つてゐ  
る。河内守の後を繼いだ竹中采女の在任三年(1628-32)には、死刑の數は前任者の時の如く多  
くなく、その方は却つて東北に多くなつて、茲にも又波の相互高低を示してゐる。然しそれ  
は采女が河内よりも寛大であつた爲でなく、教師や信者の中には、采女の來任が必ず大雷雨  
を起すを知つて、避難した者が多かつたのと、も一つは采女の策として苛責や誘惑でころば

せる方に重きをおいた爲である。而して彼のやり方の殘忍は、前任者より甚しかつたので、  
着任と共に彼が直にやつた事は、キリシタン墓の發掘、尸體の燒棄であつた。それから温泉  
の苛責には數十人を數組に分けて、代々熱湯につけ、ころぶ者は引き上げた。その方法  
も同じ熱湯づけながら、總ていかにも憎々しげにやつた處に、采女の性情が現れ、終には温泉  
の補充として、稻佐で燒土や熱湯を作つて、それで苛責する様な事もした。その時長崎に居  
たカルバリョ(Vicente Carvalho)の手紙がよくその状態を示してゐる。

今年一六二九年八月の末頃、竹中采女といふ暴君が長崎の奉行職を承り、非常な暴威を以てキリシ  
タンを迫害し始め、何物も之を逃れるに由ない有様である。殘忍な拷問、その他地獄の責苦を色々  
工夫して、老若男女の數々をころばせた。迫害は全般に亘り、且つ異常の方法で行はれ、今此時此州で  
は、有情非情、生者死人を問はず、又まだ生れない者までも、その影響を受けぬ者はなく、デウスの御  
教とその信徒に對する恐ろしい災厄の跡を留めぬ者はない。山にも迫害の手が充ち満ちて、その叫び  
聲で山々はふるへてゐる。岩石もその中に避難者を隠さない様にと割くだかれる。林にも野原にも  
火をつけ、樹木の枝は、避難者をかくまはない様にとて、焔に包まれる。水までもキリシタンを助け  
る小舟を浮ばせない様にとて、見張がついてゐる。川水にも谷水にも血が流れて、暴威に惱まされる。  
野獸もその穴を追ひ出され、森に歸り得ないで、同じ様に壓迫を受けてゐる。男も女も子供も召捕ら



れ、持物を取上げられ、或者は凌辱を受け、打擲せられ、又牢に入れられ、或者は生きながら焼かれ、又は竹の鋸で引きしごかれ、或は槍で突きさされ、或は首打ちになり、或は残忍な拷問の數々を凌ぎ通して、永遠の榮を得て死んでゆく。その外に特に嘆かしく痛はしい事は、生きてゐる者が迫害を受けるのみでなく、死んで長い年月を経た者をも、墓から掘り出して屍骸を焼き棄てる。此以上に申述べても、つまりは血の涙を流すのみである。幼兒を拷問し、それで母に棄教させるのみならず、その胎内に宿る小供までも、母の口で異教を奉じますと云はせる。此の如き猛獸の咆哮は近國をも震へさせ、近國の大名等も、それに似た残忍のまねをするに至つた。此の如くにして、今年しほは下の諸國、即ち長崎、大村、五島、有馬、天草、肥後、肥前に互つて迫害が行はれた。

人間のみなならず、山河草木皆残忍にふるひ上つてゐるといふのは、當時迫害に苛められる側の感想を盡してゐるのみならず、又迫害する側でも、苟もキリシタンの足跡ある處は、山河草木までも、根こそぎに苛責してやらうといふ態度であつたのである。佛教で云ふ「國土山川悉皆成佛」をさかしまにして、「國土山川悉皆地獄」にしたといふべきである。采女は殺すよりもころばせる爲に苛責を行つたのであるから、逮捕は教師や首領に目をつける以上に、信者である者は片ばしから捕へて苛責したのである。此も亦迫害の進行上當然の徑路ではあるが、人民を木の片とも思はぬ封建政治の残忍者たる采女の性格を示してゐる。

#### 金 鐔 次 兵 衛 事 件、山 關 の 騒 ぎ

竹中采女は教師格の者をも大分處分したが、その最後として殆ど滑稽とも云ふべき大騒ぎを演出した。采女が着任して數ヶ月の後、アゴスチノ會の教師グチレス(Bartholome Gutierrez)を喜々津で捕へて牢に入れておいたが、此等の教師と聯絡をとる者がある事に氣がついて、段々搜つて見ると、奉行所の馬廻をしてゐる次兵衛なる者だと見當がつき、之を捕へやうとすると、次兵衛は早く逐電してしまつた。それから此の次兵衛を逮捕する爲めの騒動は、禁教政策遂行の上に於ける最も極端な誇張を示すものであるから、少しく詳述しやう。

次兵衛は大村の生れで、親はレオ落合幸右衛門といひ、幼少の時から有馬のセミナリヨで修學し、特にラテン語に長じてゐたといふが、兩親共に早くに殉教の死を遂げた。元和八年(1622)、即ち大殉教の年、二十四歳でマニラへ渡り、翌年アゴスチノ會教職の仲間入をして、名をもサントアゴスチノのトメイ(Thome de S. Augustino)と稱した。在留七年餘、彼は寛永七年(1630)單獨にマニラを出、途中船は難破したが、辛くも一命を拾つて故國に潜入し、その當時大村で入牢してゐたアゴスチノ會の長グチレスその他と聯絡するを得た。然し表面教



師としての活動は勿論出来る事ではなく、奉行竹中采女の馬廻りに入り込み、それで役所に入し得、その給金の中を割いてグチレスその他を給養し、又通信の便を與へた。寛永九年七月十九日(1632九月三日)グチレスが刑死して、アゴスチノ會の教師が絶えた後は、トメイ次兵衛が獨りで教徒の世話を勤め、隠れ忍びの中に、市中近郷の信者を歴訪し、慰問し、又司祭の役を勤めた。

此の如き不敵の行爲が數年間かぎつけられずにもたのは、寧ろ不思議であつて、大村藩の記録では、その露顯の始めを寛永十年八月としてゐるが、教會の報告ではその前年であつて、竹中采女の時に始まる。兎に角長崎奉行と大村藩とで逮捕を初めたが、それを逃れおふせ、三年後長崎へ歸り、而して終に捕へられたのは、又それから二年後の寛永十四年(1637)で、その年の末死刑になつた。

既にかぎつけられても、彼は大村や有馬方面へも出かけたといひ、奉行は終に一畫師で曾て偽つて信者の顔をしてトメイ次兵衛に近い者に似顔をかゝせ、それを諸方に廻して搜索をした。兎に角寛永十年(1633)に於ける搜索は中々大袈裟で、或時(搜索の初期)には、大村領戸根の鹽釜師が彼を山中にかくまつてゐるとの風聞があつたので、長崎から浦上への

往還筋から大村灣の西岸全體の山中處々に關所を設け(それを山關と名けた)、又海岸にも見張を出して、日夜通行人を検査した。即ち海岸線三十里とその山地とに監視の網を張つたのである。大村藩では家老大村彦右衛門を始めとして、「家士残らず諸村の給人、小給、足輕、長柄の者、土民等に至るまで、(城内番人、諸役人、小路町諸村押の者を残し、十五歳以上、六十歳を限り着到す)悉く相催し、各々頭奉行を定め、手合して警固目附を一組づゝ相定む」。此が大村藩の記録で、つまり藩内總動員を行つて、國民軍まで繰出した譯である。

大村藩總動員の上に、それでまだ手が足りずと見たか、長崎奉行は、佐賀、平戸、島原の三藩から援勢を出させ、次兵衛の逮捕に従事せしめた。天下の大事でもあるかの如き此の混雜、而かも目指す所は一人のバテレンと、それを庇護しそうな數人に外ならぬから、堂々たる敵前行動の緊張はなく、只々木の葉の音にも、草の葉末の動きにも心を配る變態緊張。諸藩の兵士に土民百姓も加はつての警戒だから、その間に無益で滑稽な偵察や追撃の起るは自然の數である。その結果、諸藩兵士の間に合じるしを作つた。大村藩の記録にその事を記して曰く、「諸手合驗、佐賀勢は藁の占繩、平戸勢は大小の鞆に白紙三つ巻き、島原勢は左の袖に白紙、大村勢は背三縫に隅取紙をつけ、各々列を定めて出歩の刻限を極め、暮に及むで相圖を



以て押し止り、其所に居て箒を焚き、夜中交替して不寝番を勤め、往來を改め禁ず。業々しさも此に至つては滑稽であるが、數萬の動員は、命がけのつもりで見張をしたり、巡回をしたのであらう。云ふまでもなく、道案内には土地の人民が當つたのである。此の如き大動員を行つて三十四日を経たが、バテレンのトメイ次兵衛は捕まらず、最後に得た結果は、次兵衛をかくまつたといふ戸根村の鹽釜師が、西海村で大村兵の手でつかまり、長崎奉行に引渡されたのみ。大動員は先づそれを以て一段のけりをつけたらしい。

さて然らば、此だけの騒動を起させた金鏑次兵衛のトメイはどこにどうしてゐたか、彼がこれから二年餘の後に、又々搜索を受けるまでの消息は、日本側には杳として傳はらない。而して西洋側の記録で見ると、彼がつかまらなかつたも道理、彼はいつの間にか逐電して江戸に出てゐたのである。御膝下で而かも將軍家の家臣お小姓組の間に傳道し、新に信者をも作つたといふ。此がどれだけ眞を得てゐるか、定め難いが、お小姓組の中に信者があつた事は事實で、その前にも處分があつた位であるから、それ等の關係をたどつて江戸で暫く働いたのであらう。

兎に角次兵衛の感化が結果を擧げると共に、官に知られ、危険になつたので彼は又江戸を

逃げ出し、而して信者になつた者が居残つて殺されたものであらう。それから彼は又々長崎に現れた。即ち寛永十二年から十四年まで、(1635-37)二年ばかりの間、又々長崎を手こずらせたので、その事は長崎の記録にどれも傳へてゐる。崎陽雜記にその事を傳へて曰く「寛永十二年……古川町に金鏑次太夫(他の記録に)と云ふ者あり、切支丹張本伴天連にて、常に金鏑を指す故、金鏑次太夫といふ。彼者邪法を進め、吉利支丹妙術を得たる者の由、訴人之ある故、早速捕ふべきの處、欠落せしめ、之に依て長崎中は申すに及ばず、近郷まで相尋ね候處、今まで此處にありといへども見えす、晝夜町々、在々山々まで相尋ね、近國へ此旨相觸れられ、所々に關所を構へ、往來の者一人づゝ相改められ、亥年より丑年まで、三年油斷なく相尋ね云々」。つまり三年前の山關を再興したのである。

今度は先の様な總動員はしなかつたらしいが、關所を設けて「往來切手なき者一人も通すまじき旨仰越され(長崎志)」一種の戒嚴状態を施行したのである。それといふのも、つまり呪法魔術で逃げかくれ、出沒自由だとの迷信が手傳つてゐたので、推測するに、彼の金鏑にその様な魔力があると考へたのであらう。而して金鏑といふのも刀ではなくて、何か祭具の杖かメダイユを携へてゐたのを指したのであらう。恐らく此の呪力金鏑と見分ける爲か、その頃



長崎の市民は、皆佛教の珠數やお守りを携へる義務を課せられてゐる。そののみならず此を機會にして、長崎及其の附近で嫌疑者の家を奪ひ、隠家を焼き、その上に殺したもので、その數は五百に上つたといふ。

此の如くにして最後は寛永十四年六月十五日(1637年八月五日)、密告者の助けを得て、長崎で而かも戸町番所の近くにあつた山穴の中で彼を捕へたのである。それから後その山側を金鑿谷と稱したといふが、如何に彼を恐れ、又その隠場に對して畏怖心を抱いたがゞ何はれる。而して彼は數ヶ月在牢の後、十月廿日(陽曆十二月六日)穴つるしで殺された。

即ち次兵衛一件は前後五年の間、長崎奉行の悪夢の種になつた譯で、それから後も九州ではその關所制度を維持し、旅行者は總て、支配人、町年寄の手形がなければ通行が出来なかつたのである。「僅か一人の瘦法師を捕へん爲に」數百の兵を差向けた平左衛門を、日蓮上人は笑つてゐるが、同じく一人のバテレンを捕へる爲に、四藩の動員を行ひ、二度までも關所を作り、五年かゝつてやつと目的を達した長崎奉行は、笑止とも何とも云ひ様のない大悲喜劇を演じた譯である。それといふのも、畢竟畏怖心から出た一場の大悪夢たるが故で、常識で律せられない事をやつたのであり、その悪夢の源泉は、複雑ではあるが、結着は三代將軍の支配

意志にあつた。

支配欲の權化が上から命令する、而かもそれが悪夢の中に發したのでも、之に事へる下僚は、その通りに行はなければ自分の位置が危い。自分にも支配欲はある、元は上から受けた命令でも、それを自分の命令として發表した以上、是でも非でも之を行はないと、自分の沽券にかゝはる。そこでその意志を遂行し、命令を貫徹する間には、自分も上と同じ悪夢を夢みなければ、意を強うして事を行ひ得ぬ。上意遂行が自分自らの意志となり信念となり、上の悪夢が自分の悪夢となり、その中に躁狂の行動を敢てし、一方は上の御意を迎へると共に、他方は自分のタイラント欲を充たせる。寛永年間に於ける長崎奉行の勤務は、正しく此の如き心理状態で勤まつたのである。

金鑿次兵衛一件の如きが、前後の奉行の間に承け繼がれて、當然の事の様に見られたのは、一人一人の奉行の問題でなく、全體の政策と組織とが然らしめたのである。然しそいふ大騒の源を開いた竹中采女は、つまり強壓政治を重ねた結果、自分ながらに悪夢の強壓の中に動いたのである。而して他方彼は私利と淫欲との奴隸となつて、自らも非業の最期を遂げた。彼が罪狀暴露して、江戸で一子と共に死を賜つた時、上使の役目を勤めたのは、長崎に於ける



彼の先任者水野河内守であつた。その時二人の感じはどうであつたか、定めて共に長崎に於ける地獄變相を思ひ浮べて、因果の理を考へた事であらう。

### 禁教の歸着點、鎖國の機運

竹中采女の後は、長崎并に附近での死刑は甚だ多くなかつた。島原亂までの間に、潜入した教師等(第八回から十一回まで)が、多くは即座に捕はれて、大半長崎で殺された外に、在來居残つてゐた者で長崎以外で捕はれた者も多くは長崎へ送られ、そこで處分になつた。その數は内外國人、バアデレとイルマンを合せて四十餘人であつて、教師絶滅の阪路はどしどし下つて行つた。一般信者の方では、教師をも首領をも失ひ、且つ拷問苛責の外に、あらゆる手段を以て段々にくろばされたので、殉教者は減少したのである。即ち死刑の少なかつたのは、禁教政策の緩んだ爲でなくて、その壓力がひしくと迫つて、信者絶滅の方に進むだしたるしである。此點から見れば、竹中采女の狂暴も亦、此結果に至るべき一階段であつたので、禁教政策の上からは、彼も亦一つの功勞者であつた。

禁教政策の成功は、同時に鎖國といふ運命が歩を進めつゝあつた所以で、外國から手紙一

つを持つて來た爲に殺された者があつた事が示す通り、キリシタンの潜入を防ぐ爲に、奉行所は實に神經過敏の状態で、その極はどうしても内外の交通を杜絶しなければ濟まない様に進みつゝあつた。されば平戸の商館を廢して、之を長崎に集中し、それも出島といふ離れ築地に閉ぢ込め、ポルトガル人は全く拒絶し、マニラとも絶縁したのも此間の事。終には全く日本人の外國渡航を禁じ、船の大きさを制限するに至つて、鎖國の形は大抵成立してゐた。寛永十三年五月十九日附(1636六月廿三日)の奉書は、つまり鎖國の宣言で、今までの禁教政策の結末を一括したものであつた。曰く

一、異國へ日本船遣候儀、堅く停止の事。

一、日本人、異國へ遣すべからざる條、忍んで乗渡の者之あるに於ては、其身は死罪、並にその船主共に留置、言上すべき事。

一、異國へ渡り住宅仕、日本へ來候はゞ、死罪申付けらるべき事。

一、南蠻人子孫(即ち混生兒)日本へおかざる様堅く申付くべき事、若し違背せしめ、殘置く族之あるに於ては、死罪一類の者、科の輕重により、申付くべき事。

一、南蠻人長崎にて持候子、並に右の子供の内養子に仕る族の父母等、悉く死罪たりといへども、身命



を助け、南蠻へ遣され候間、自然彼者共の内、重ねて日本へ來り、又書通之あるに於ては、本人は勿論死罪、親類以下まで、科の輕重に隨つて申付くべき事。

此が堂々老中五人の連署で長崎奉行へやつた奉書命令であるが、手紙一本で死罪といふに至つては、沙汰の限りである。而して此の老中には阿部豊後守も居るが、曾て將軍家が湯の加減一つでお茶坊主三人に切腹を命じたのを緩和した豊後守も、手紙一本での死罪を怪まなかつたのであらう。つまり禁教から生じて來た南蠻恐怖、異人嫌忌の鎖國的空氣が一般に段々濃厚になつて、外國との交通即ち叛逆だといふ考が固定觀念となつて、政府全體を支配する様になつた結果に外ならぬ。

而して此の奉書が空文でなかつた事は勿論の次第で、南蠻人の混血兒二百八十七人を一括して追放したのは、その年に於ける結果であつた。父が日本人の場合だけは子は留まるが、母は去るなど、兎に角大體男系を元にしての異人種排斥であつた。その時の長崎の有様を夜話草に記して曰く、

……夫婦相分れ姉妹相離るゝ有様は、町々戸々の悲は、いかなるむくつけきあら男も袖しぼらぬはなかりし。かりそめの旅路の分をだに、石となりし嘆もあるに、今をかぎりの別れ路、夜もすがら手を取りかはし、顔をさしあてゝ、物も言ひあへず、まして船に行き乗せらるゝきはは、夢か現か、

我か人かとそゞろこと聞えて、中々絶えも果てなんとするもあれど、命だにあらば又公のゆるしあらんも、定めなき世を頼みてよと、人々のいさむるに、空たどる心地にて舟底に伏し沈みて、折からの風だにつれなき追手にて、島かくれ行きしこそあはれなりし世なめれ。

少々文を舞はしてはゐる様であるが、政府のする事を少しでも批評し、又はその反對に同情する様な事は大禁物であつた徳川時代に、此だけ追放人に同情した文を公にしたのは、實際哀れ深いものであつたからに違ひない。(「潜伏」七八―七九頁参照)

鎖國は禁教の自然の結論である。家康は禁教はしても、外國貿易はしてゐたかつたので、二代將軍の時代にもそれをつづけて、とつ追ひつをやつた。所謂「鯨は食ひたし、命は惜しし」であつたが、キリシタンといふ毒だけを取去つて、貿易といふ鯨の身だけを食はうとしたものである。然し食つてはゐるものゝ、一緒に毒が廻りそうぞこわい。終に鯨を食ふのもよす様になる運命を持つてゐた。そこへ三代將軍となつては、元來の貴公子で、貿易の利などは父祖ほどに重んじない。且つ財政も内に整つて來たから、鯨食ひを斷念するに何の躊躇もない。かくて段々述べた通り、専制君主の一徹の意志を本にして、どし／＼禁教政策を遂行して此に至つた。その結果たる鎖國の狀勢が歴々と現れて來たのが、寛永十三年(1636)であ



つた。その前から將軍の健康が勝れず、薨去の風説すらあつた位で、家光が段々性急になつた事も、そこに結果を現してゐる。それ故に此まゝにしても、鎖國といふ一事は終に確立すべき運命にあつた。そこへもつて来て、次の年の末に思ひ設けぬ島原亂が破裂したので、將軍の疝癢も一層爆發した。それが即ち第六期に於ける剿滅と潜伏との時代を開ききつかけになつた。然しその時代を記述する前に、尙ほ各地方に於ける迫害状態を觀察する要がある。

## 第二十六章 各地方に於ける禁教迫害と傳道状態

### 京と江戸との大殉教

#### 其他搜索

慶長十九年の大追放と前後して、諸大名が領内に於けるキリシタン處分の命を受けた事は、その章に述べておいたが、細川領の豊前、黒田領の筑前、加藤領の肥後、一種直轄の様な姿の豊後(大名はあるが、特に目附をおいてあつた)、各々四五年の間に大體キリシタン處分が濟んだ。但しそれ等の中には、所謂絶滅が表面だけの地方もあり、豊後や肥後の天草などは、それから五六十年後にも尙ほ信徒の逮捕があり、且つ教師等も可なり往來してゐたのである。それでも禁教政策は、此等の地方ではそう組織的に行はれず、現れるに従つて處分するといふ状態であつて、大殉教と稱すべき程の事はなかつた。

然るに京と江戸とは、大殉教といふべきものがあつた。先づ京の方では、板倉伊賀守は、大追放の後にも、溫和の取扱をして來たが、佛僧の中に之を不満とする者があり、江戸から歴



追が加はつて來た。元和五年(1616)將軍上洛につれて、策動があり、伊賀守も多少の處分を施さざるを得なくなり、終に京のキリシタンの中堅人物たる富豪桔梗屋ジョアン即ち橋本多兵衛以下六十三人を召捕つて投獄した。春から秋にかけて獄中に死ぬ者も出來たが、伊賀守はどうかして彼等を助けたいと考へてゐたのだといふ。然るに將軍の命として、彼等を火刑にすることに定まり、八月廿九日(陽十月六日又七日といふ)加茂川原に男女小兒五十二人を一舉に火あぶりにした。此が京に於ける前後只一回の大殉教で、キリシタンの中堅は此で壊滅した。その中堅の中堅であつた桔梗屋ジョアンは、ビレラの開教當初に信者になつた父の子で、一家舉つて熱心者であつたが、茲に妻と五人の子と全家殉教したのである。此の殉教で牢死者をも合せて生國の知れてゐる者についていふと、京の者が十六人、尾張が九人、丹波、中國各七人、豊後、山城、近江各四人、大和三人、河内二人、若狹、肥前、北國各一人で、京と他地方との交通、特にキリシタンの聯絡を示す一端にもならう。又その中の池上トメは先にソテロの齋した教皇書狀に署名してゐるのを見れば、フランシスカン系統の信者であつたのである。此の殉教はイギリス人コックスも之を實見して、その悲惨に動かされ、日本政府の強さと共に被害者の哀れを嘆じてゐる。

江戸では慶長十八年(1613)以來、此といふ檢舉もなく無事であつたが、信者が存在してゐなかつたのでないのみならず、教師の來住は常にあり、特に東北の布教が進むに従つて、その方との聯絡で一層頻繁になつてゐた。即ち東北へ通ずる路に當つては、武藏の岩槻近在、下野國諸處から、奥州白河にかけて信者の聯絡があり、信越の路には特に上野國に信者が多く、沼田が中心になり、東海道には鎌倉、小田原、三島と聯絡があり、駿河から三河、尾張も皆信者が散在してゐたので、江戸はその中心として重要地點であつた。

かくて元和九年(1623)、三代將軍の代となつて、禁令を嚴にするに當つて、十年來のお尋ね者原主水がつかまつた。それと同時に丁度東北傳道の有力者たるゼスス會のアンゼリス(Angelis)が江戸に來てゐる間に、反間者の密告で捕へられた。つゞいて關係者が捕へられる外、ソロテの使命を帯びて元和三年(1617)に潜入し、仙臺に行き、東北に傳道してゐたフランシスコ會のガルベス(Galves)も江戸に來合せてゐて、鎌倉に逃れた所を捕へられた。かくて三人大物が捕へられたので、新將軍は、バテレンがまだ江戸にうろついてゐたのかと赫と怒り、總て火あぶりにせよと命じた。

此が最後の宣告で、召捕者丁度五十人を芝の刑場(田町九丁目智福寺がその跡だといふ)で



盡く火あぶりにした。それはその年十月十三日(陽十二月四日)で、五十人の中には、三人教師の外に同宿看防もあれば、士分、町人、職人もあり、先に示したセスタ講中の署名者も加はつてゐる。越えて二十五日、十一月八日(陽十二月二十九日)には、前者の妻子やその他二十六人を、此も火あぶりにした。

此頃江戸と東北との間に往來して活動してゐたポルロは、一六二三年十月附でアンゼリス等の殉教を詳細報告し、又その頃各地の殉教計數を擧げて、江戸に九十三人、仙臺藩で三十七人、出羽及廣島で各三人、伊豫で一人、平戸で三十六人、合計百七十六人、又秋田では百五十人が牢に居て殉教を待つてゐると記してゐる。

それから七八年の間、江戸には常に搜索が行はれ、士分でお小姓組の者もあれば、乞食非人の仲間もあり、又日本人教師もあり、時に隨つて處分になつた。寛永十一年五月(一六三六年)には、ゼスス會の教師ビエイラが伴侶七人と共に穴つるしで殺された。ビエイラの事は先に潜入(第九回)の項に記し、又此章で次に尙ほ述べる。通常ならば長崎で所刑すべき者を江戸に召寄せ、評定所の吟味で處分したのは、事を重大視した爲で、此後第六期には同じ様な事が起り、終には將軍自らが、キリシタンを尋問するといふ幕を開くまでに至る。

#### 東北奥羽に於ける殉教の數々

そこで轉じて東北地方では、仙臺藩や秋田藩では、前年來段々迫害が始まつてゐたが、江戸で教師等を火あぶりにしたにつゞいて、更に禁教の嚴命が下つて、二藩共に禁教を新にし、次の年に互つて可なり多くの殉教者を生じた。先に長崎に關して述べた通り、長崎方面と東北方面とは、迫害の嵐が奇妙に互ひ違ひになつてゐる。右の如く江戸大殉教の翌年、寛永元年(1624)には東北にはげしくて長崎の方には静まり、それから同三年から五年にかけて、長崎では温泉岳(ウシゼン)の拷問などの激しい間、東北は比較的静穩であつた。それから寛永六年(1629)には、東北で米澤藩に迫害が甚しい時は、長崎に少しの間隙があり、それから竹中采女の暴虐時代には、東北は静まり、寛永九年(1632)には、會津から白河、二本松にかけて、死刑の最も多かつた時に終る。此の互ひ違ひは單に報告の疎密だと考へられない理由があり、長崎でも迫害の波に高低がある様に、東北でも波動の進退があつた事は争はれない。而してそれが日本の兩端で互ひちがひに高低したのは、單に偶然であるか、又は何等か因果關係のある事か、見當はつかぬ。理由説明は別として、兎に角注目すべき事實であり、東北だけでも迫害が一齊に行



はれたのでなく、藩主交替の様な場合を利用して上命を下し、各領内のキリシタン剿滅を期せしめたのである。

かくて壓迫が先づ始まつた仙臺藩では、元和六年(1690)に海外から歸つて來た支倉六右衛門はキリシタンを棄てよと命せられ、彼は命に服したと傳へるが、悶々の中に隠居して二年後に死んだ。横澤將監の運命も不明であるが、支倉と同一でなからうか。そこで士分の中堅で残るは後藤壽庵であつたので、政宗はどうかして表面だけでも棄教せしめ、又少くとも教師の宿をしたり、布教の幫助をさせない様にしやうと苦心して、友人等をして勸説せしめた。然し壽庵はどうしても之に應じない。終に已むを得ず逮捕の爲に兵を福原部落に送つた。壽庵は見切をつけ、臣下の熱信者百人を伴つて逃亡してしまつた。秋田領に入つたとも、又南部領に逃げ込むだとも云ふが、何れにしても最後は明でない。壽庵が十餘年の居館を棄てて逃げたのは、元和九年の末(1694始)であつた。

そこで仙臺藩では、後藤の感化の及むだ水澤地方から北上川の下流方面に着目して、その方面で檢舉に着手した。恰もその頃教師カルバリョ(Diogo de Carvalho)が水澤方面に來てゐたので、それを追跡し、出羽に通ずる鑛山村なる下嵐江オロシエの雪中で、教師と信徒數十人を召捕つ

た。水澤の役所で彼等に棄教を迫つたが、應じないので、皆仙臺へ送つた。同時に仙臺附近や、北上川の登米トヨメ、薄衣ウスキヌ等でも信徒の死刑が大分あつたが、水澤地方の信徒は年末の寒空に廣瀬川で氷責に逢つた。それから正月三日を休むで、彼等が終に凍死したのは元和十一年(後に改元して寛永元年)正月四日(1694二月)であつた。年末から正月にかけての死刑は皆で三十餘人であつたが、カルバリョは長崎五郎左衛門といふ名で殺され、又殉教者の中土着でない者には、會津、相模、越中、越前、豊前、遠江、但馬の者が各一人ある。多く姓を名乗つてゐる事を見れば、全くの土民でないらしく、恐らく避難者で下嵐江の鑛山などに居た者であらう。西南日本から東北への避難移住が、此から以後益々重要な現象になる。

仙臺藩での處分が表面に現れたのは、此で終つてゐるが、その實、信者は後までも中々あり、教師も往來してゐて、禁教迫害は常に少しづつ行はれたのである。水澤地方の如きは、その周圍十里に亙つて後年までつゞき、仙臺の北吉岡附近、又南の方では白石附近にも信者があり、島原亂後には四人の教師が仙臺でつかまつてゐる。而して仙臺領と南部領とは常に交通聯絡があり、南部の鑛山には可なり多くのキリシタンがあり、その他盛岡でも殉教者はあつた。



仙臺と少しおくれて寛永元年(1624)の夏には、秋田藩に多くの殉教を生じた。秋田地方の布教には、津輕往復の教師が常に來往し、南部領とは國見峠を越して交通があり、その邊の山路は多くの教師が變装して縦横に往來した所である。それに加へて仙北地方には、院内銀山を中心にして鑛山の中に信徒があり、此處にも諸國から集まつて來てゐた。そこで禁教は段々に始まり、手始めに領主の妾でキリシタンであつた西の丸殿(教名ベルタ)を追ひ出し、段々に禁教策をとつてゐたが、三代將軍の命が新に下つて、茲に可なり大なる殉教を生ずるに至つた。第一は藩士の中にあるキリシタンを檢舉し、三十四人を火刑にしたのが寛永元年六月三日(1624七月十八日)。その筆頭は後に記す教皇への奉答文に署名してゐるジョアン河井喜右衛門で、その他ジョアン勝田采女、ジョアン加倉井九郎右衛門など、皆身分の重い人々で、多く妻子も一緒であつた。つゞいて同月六日には、同じく士分二十五人に、院内から召捕つて來た二十三人と、その他の鑛夫等十八人は皆斬首になつた。藩士は皆土着であつたと思へるが、二十餘年前に佐竹藩の移封で附て來た者の中には、或は關東で信者になつた者もあつたかも知れぬ。鑛夫等の中で生國を名にしてゐる者について見ると、石見が四人(此は石見大森の銀山で信者になつた者の系統と見られる)、備前、越前、越後が各二人、大津、關東、大阪、播磨、尾張、

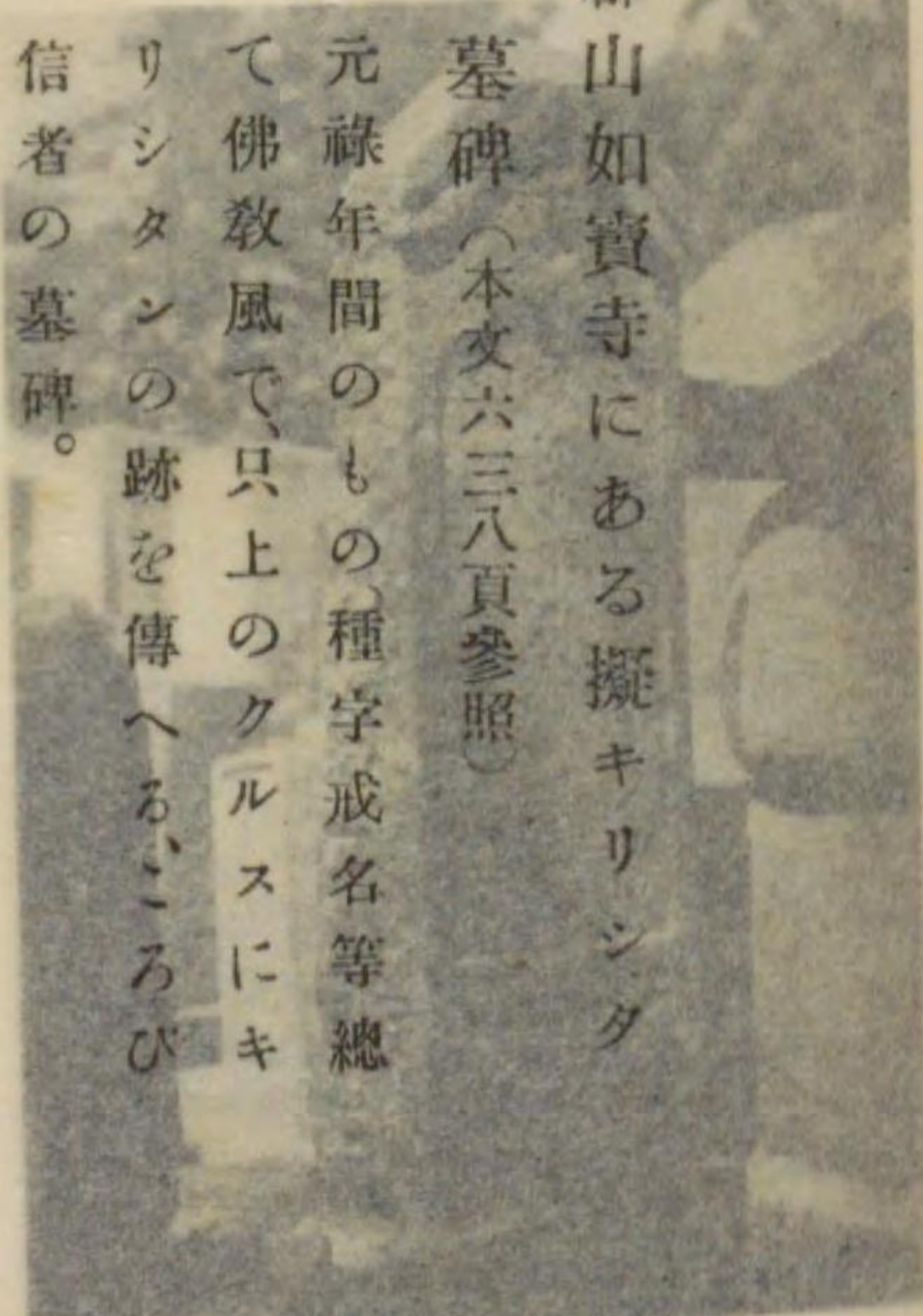
東北地方に於ける遺跡及遺物

久保田(秋田城内から出たマリヤ像、臺下にベルタといふ名あり、像の高さ35mm)  
此が十七世紀の物か否かといふ事に少々疑問はあるが、大體西の丸殿の遺物と思はれる。

(本文六三三頁参照)



郡山如寶寺にある擬キリシタン墓碑(本文六三八頁参照)  
元祿年間のもの、種字戒名等總て佛教風で、只上のクルスにキリシタンの跡を傳へる、この信者の墓碑。



後藤壽庵の居住地福原部落の觀音堂

中には一時マリヤ像を祀つてあつたらしいが、今はなく、而して堂内からフランシスコ等のメダイユが出て來た。

(本文六三四頁参照)

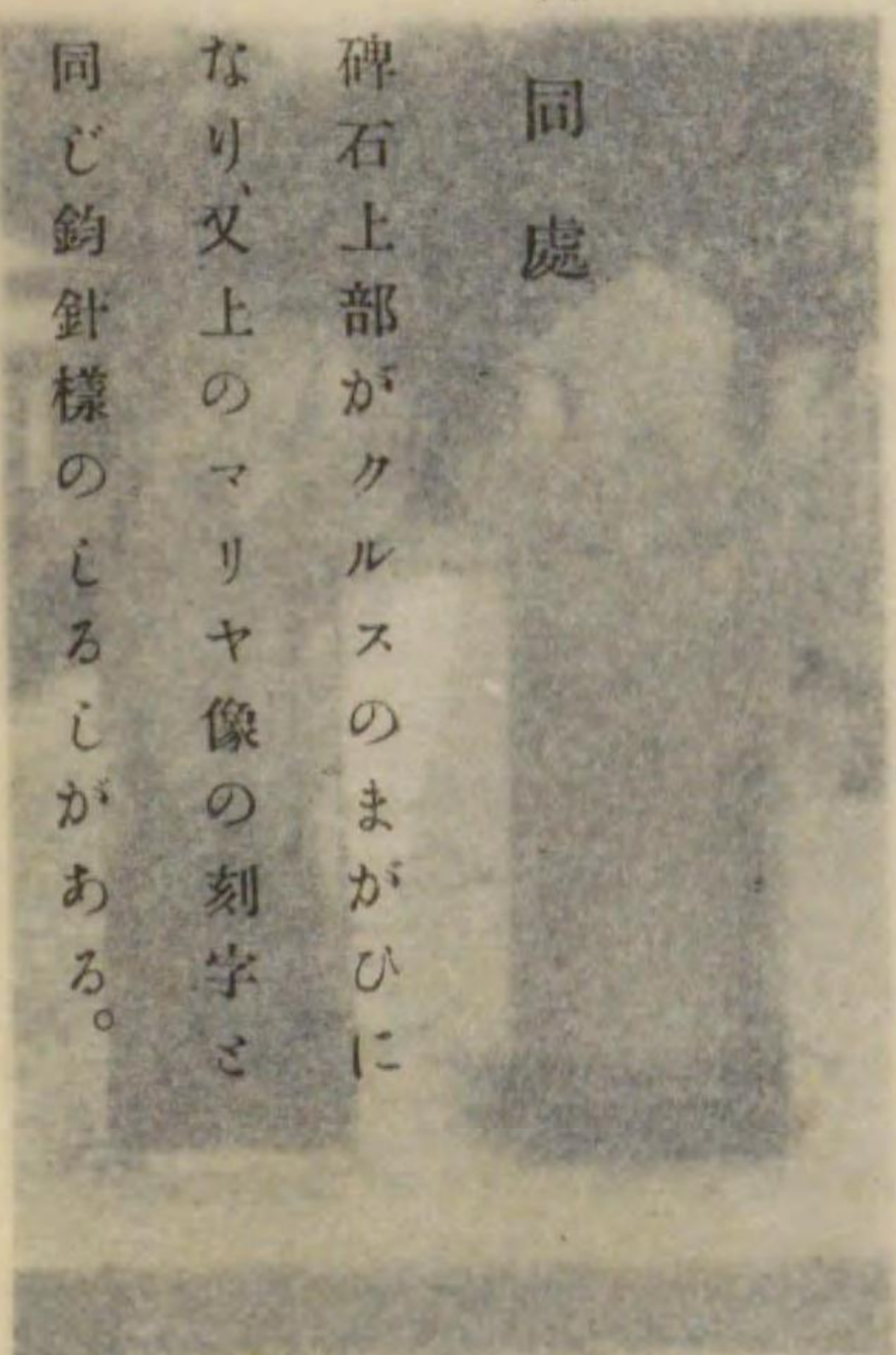
山形の西  
十王寺稱名寺の  
秘佛クルス。

會津和本澤村糠澤  
塔ノ平から發掘の  
クルス。

(本文六三七頁参照)

右同處

碑石上部がクルスのまがひになり、又上のマリヤ像の刻字と  
同じ鈎針様のしるじがある。









駿河、伊勢、仙臺が各一人、此等も移住して來た者である。それから以後、秋田領内處々に殉教を生じてゐるが、あまり著しいものはなく、段々に消滅した。

秋田藩の火の手が鎮まつてから五年（その間は長崎で大嵐の時期）、寛永五年の末に、米澤藩主上杉定勝が父の封を嗣いで歸國の時、台命を受け、歸國すると共に、藩士中のキリシタン首領たるルイス甘糟右衛門尉信綱に對して、種々の方法を以て棄教を迫つたが應じない。そこで右衛門一家奴婢まで十一人の外に、信者の士分二十人ばかりを、米澤の刑場北山原ホクサンバラで斬首にし、それと同時に足輕身分の者で米澤の南糠山に居た十數家二十餘人を斬首に處した。それは寛永五年十二月十八日（1699十二月）で、此にも正月前に處分を急いだ事が見える。續いて領内各處の百姓を處分したが、潜伏は後の時代までつゞいた。此等の著しい殉教者が斬首になつた刑場、米澤市外の北山原には、昨年三百年を記念して石碑が立つた。糠山にはキリシタン塚と稱するものが残つてゐる。

それから又三年飛んで、寛永八年の末には、白河、會津、二本松に著しい處分があつた。白河はこの四年前から丹羽氏の居城であるが、信者は前からその地方一體にあつた。此も台命のあつたものが、寛永八年末に、士分十二人を火刑又は斬首にした。その中には教皇奉答文



の署名者リイノ阪本三太夫一家もあつた。十年前署名の時、彼がどこの藩士であつたか不明である。それと同時に會津若松と二本松とで、寛永八年十二月十八日と廿二日(1632年二月八日)、士分六十餘人が一緒に火刑又は斬首の處分を受けた。會津地方は、蒲生家が二度領主になつてゐた後に、寛永四年(1627)加藤嘉明が伊豫から移つて来て、藩臣その他でついで来た者の中にキリシタンがあつた。而して二本松は會津の支藩になつてゐたが、北方は東北聯絡の路に當り、白河と共にキリシタンがあつた。而して加藤嘉明が亡くなつて、子明成が繼いだ機會に禁教を嚴にする命を受けたので、此の如く兩處一時に處分をしたのである。その殉教者の中には元和六年教皇奉答文署名の時から奥州にゐた、パウロ柴山長左衛門、ワレンチイノ中牧主水もあるが、伊豫で署名したヘイトロ新田のつゞきと思はれるアデレ新田や、堺の町人で伊豫と關係のあつた柳屋理庵の外に、伊豫の士トメイ松山次郎右衛門や、備中の士イヤゴ遠藤理左衛門も加はつてゐる。長崎の署名者町田壽庵は此時二本松で殉死してゐるが、此は確に避難してこゝまで来た者である。士分の信者は此の一舉で大抵盡きたらしいが、會津地方と阿武隈川の谷とには、後まで潜伏信徒があつて、その間を逃げかくれた形跡があり、又扮装したキリシタン墓石がその地方に残つてゐる。

其他各地方とも少々づつの殉教があるが、一々擧げず、要するに島原亂の頃までには、各地共首領が段々になくなり、あとに残つた者は、處分は受けないでも、漸次死し去り、之につづく者がなかつたのである。但し表面絶滅してゐると思つたに比しては、存外潜伏は多かつたのであるが、其事は後に記す。

### 迫害中の慰問、ロマの往復

此の如き迫害の間にも、信徒の慰藉となつたのは、教師の巡回であつたが、ロマの教皇廳も亦日本にある教師や信徒の事を懸念して慰問して来た。即ち一六一七年(元和三年)、永年の大工事たるサンビエトロ寺の完成を祝する爲に、ジュビレヨの祝福と共に、罪障消滅の宣言を全教會に頒布すると共に、迫害裏に苦むのである日本信徒を慰問する爲の教書を送つて来た。それが日本に到着したのは三年の後、一六二〇年(元和六年)夏であつたが、長崎でその譯文を作り、その複本を澤山作つて、教師が受持に應じて之が頒布を機會にして巡回布教をした。その巡回は皆忍び隠れての旅行であつたが、中には後に記すポルロの如く、その爲に殆ど全國を巡回した者もあり、兎に角此の教書の到着は布教の刺激となり、又信徒に對する大な慰藉になつた。



即ち信徒等は久しく渴望してゐたサカラメントを受けるなり、又コンヒサンを修する外に、半は天上の國の如く仰いでゐたロマから、親と仰ぐバツバさまの音信に接したのであるから、慰安と激勵とを得て、感動深いものがあつたのである。

此の慰問状の本書は尙ほロマに残つてゐるかも知れないが、譯文は全くなくなつた。但しその中に「ヘルセキサン（迫害）の難苦を快く相凌ぎ、終に天上にて不退の御返報を請ひ奉る様に」といふ文句のあつたことは慥であり、全體の意味もそこにあつたことは推測し得る。而して之を受けた信徒の心持は、例へば有馬地方奉答文の左の文句によく表れてゐる。

誠に遠國波島に住居仕る吾等しきまで、御哀憐御深切の上より御音信なされ候事、ありがたくとも申すばかりなく候て、拜讀、枚を巻くこと數度に及び、見聞の老若袖を決し、悅預心に餘る體、中々紙面に申伸べ難く、忝く存し奉り候。

且つ又ジュビレノ教書で、種々罪科のインヅルゼンシヤを與へるといふ方も、譯文はなくなつたが、後の潜伏信徒の間に傳へて來た「ルソンのオラシヨ」といふものにその面影が残り、二百餘年の迫害の間にも、口と筆とで傳へ來つた。此も當時迫害最中に受領したバツバ様の御恩命に對して、有り難く感じた心持の強かつたしるしである。

そこで教皇に對して感謝の意を表すると共に、殉教の覺悟を聲明して、忠順の誓を新にする爲に、奉答文を各地で起草し、各地方の代表的信者が之に署名した。此等の奉答文は皆立派な色紙に認めてあるが、有馬地方が最も早く、中國と四國、京阪地方、長崎、奥羽と、五通の奉答文が揃つたのは、慰問状到着から一年の間であつた。奉答文の内容は、大抵同じ様な意味の感謝と誓とであつて、その文は迫害の中に呻吟してゐる信徒の衷情を盡して、ロマを慕ふ心情がよく表れてゐる。而してその署名者の中には、最後の不明な者もあるが、又各地方で段々に、殉教の死を遂げた者も少からずあり、つまり、此の五通の奉答文には、全國信者が、血涙の跡を留めたものがある。（その文章や署名者のことは、別に「人物」の中に詳記する）。

かくて慰問状を持參したビエイラが、此等の奉答文を取纏めて、ロマに向つて日本を去つたのは一六二三年（元和九年）。ビエイラはロマで布教増援等の事に盡力した後、此の奉答に對して更に發せられた次代教皇の慰問状を携へ、困難を犯して日本に潜入したのは九年の後、一六三二年（元和九年）であつた。然し潜入に對する監視が嚴で、上陸も出來ず、殆ど信者にも接せず、海上を彷徨してゐる間に、大阪の河口で捕へられた。それから江戸へつれられて、焚刑にな



つた事は前に述べた通りである。即ち教皇再度の慰問状は日本の信徒には届かなかつたのであるが、慰問状が来たといふ事だけは、信徒の間に傳はり、それだけでも幾分の慰藉になつたといふ。又假令ひ、ビエイラが上陸して、信徒と接觸し得ても、先の奉答文の署名者は殆ど皆殉死し、又は離散してゐたので、此の十四五年に亙る日本信徒とロマ教皇との文書往復は、信徒に慰藉激勵を與へたにしても、つまりは日本キリシタン剿滅史中の一段に外ならぬ。即ちその間に教師の潜入は益々困難になり、信徒は多くはころぶか、又は熱心を貫いて殉死するか、段々に減少してゐた。教皇の慰問は生存の信者にとつては力になつても、それによつて激勵せらるべき信徒は段々減少してゐたのである。

#### 潜行傳道と教師の巡回

大追放の後數年の間に教師の潜入があり、探索追究が一層嚴になつたので、布教傳道は總て潜行的となつた。外國人教師が和服を着用するは勿論、日本人教師も何かの變装をし、或は醫師となり、商人となり、又は武士となつて旅行し、長崎市中では、八百屋、音樂者、道化役者など色々變装をして徘徊したのである。従つて通信や談話には變名を用ひたので、外國

人教師は、末期には皆各々日本名を用ひてゐた。(それ等の日本名は處々に記しておいた)。忍び隠れの苦心については、尙ほ次章に述べやうが、傳道とはいへ、家から家へ、耳から耳への布教であつた事は云ふまでもない。それ故、教師の最も苦心した事は、人を集めてミサを修すること、その状態については先に記した通りである。

此の如き潜行的の傳道ではあるが、在來の組織は大體之を維持し、長崎、京、江戸などの中心には各々指揮者があり、司教代理、管區長、監院等とその補助役や、必要の場合の後繼者など、出来るだけ組織を整へてゐた。従つて通信は傳道者の最も大切とした所で、東北邊鄙の地で、紙がもう一枚もないといふまで書簡をかいた者もあり、此等はどうしてか多く長崎に届き、それ等を集めて本國へも通信した。而して本國への通信には、前の時代から常に二つ又は二つ以上の路をとつて、同文を送附する注意を怠らなかつた。それ故に此等の書簡や年報の、今日保存せられてゐるものが存外多く、研究の資料になるのである。

そこで傳道系統は、大體前時代と同じで、ゼスス會が最も整ひ、長崎の司教(又は代理)が全體を統轄し、ビエイラの如き巡察使の往來もあり、主な中心は長崎と京で、長崎には常に十人近くの教師がゐたが、京の如きも、元和五年(1619)の大殉教で信者の首領がなくなつた後



にも、尙ほ布教長がゐて、教師が七八人、近國を巡回した。その外江戸と東北とは特別の組織はないが、布教長といふべき者が、その間に聯絡をとつてゐた。フランシスコ會は、後には江戸と東北を主にし、その他も迫害の加はると共に東北地方への避難布教が多くなつた。ドミニコ會の肥前に於ける、又アゴスチノ會の豊後に於ける布教は、一時地歩を得た様でも、早くに崩壊し、主力はやはり長崎に集まつた。

此の如き状態であるから、一處止住の布教は困難で、従つて存外巡廻が多い。ゼスス會の東北傳道者たるアンゼリス、アダミ、カルバリヨなど、中々縦横に旅行し、皆蝦夷まで行つてゐるのは、前に述べた如く新開教の志から出たことであつた。フランシスコ會のガルベスやドミニコ會のルカスなども、長崎と東北の間を度々往復した。今此の如き巡回布教者の例として一二を記さう。

ゼスス會のポルロ(G. B. Porro)は、秀吉時代に日本に来て、一度は江戸城で將軍の前に通譯をもしたが、大追放には逃れて、翌年大阪籠城に加はり、落城の後は廣島に隠れ、日本人バアデンなるアントニヨ石田と共に中國筋の布教に當つた。その間に播磨や備前の信徒が追放に處せられる者を助け、又先に記したジュビレヨ教書の分配の爲に、元和六年(1620)から次年

に互つて、山陽山陰四國の大旅行をした。その間にゼスス會總長に宛て、手紙を出し、窮狀を訴へてゐる。「六年以來、我等兄弟仲間が相會ふ事も極めて稀にて候」。コンパニヤの小供等は、巢より追立てられし小鳥の如く、只御親がその上をみそなはし、流離の中にも慰安を與へ給ふのみに候。「インヘルノが世の中に荒れ出せし如く、我々は夜となく晝となく追跡を受け候。されど若し御主の御思召にて迫害が少しにても寛まば、改心者は續出したすべく、我等は今まで手の届かざりし諸州へ踏み込み候はん」。かくて十五年間中國筋で働いた後、寛永七年(1630)には、アダミ、ルカスと共に江戸に出、東北に進んで津輕まで行つた。それから島原亂後仙臺で捕はれるまで、八年間は東北布教に従事したのである。然し此の熱心家も、捕はれて江戸に出、井上筑後の手で拷問に會ひ、ころんで後幾何もなく、六十四五歳を一期として死んだ。

次のデオゴ結城は、河内生れで、結城山城守の系統であるが、早くにセミナリヨに入つて後教職に就き、バアデンとなつてゐた。大追放には逃れ、それから始終京を中心として近國の布教を受持つた。一度は津輕の流人の爲に、祭器を齎して東北の果てまで行つたが、常に中部日本を巡回した。寛永二年(1625)頃には、京から攝津、播磨、但馬、丹後、若狹、近江、美



濃、尾張、それから轉じて越前、加賀、能登、越後、佐渡を巡り、信濃、上野を経て江戸に出たこともあつた。後寛永十三年(1636)大阪近傍で捕はれ、長崎へ送られて穴つるしで殺された。齡は六十一歳であつた。

その他の教師も大低いくらかの巡廻をしてゐるが、その目的の第一は、聯絡のある信者を慰問し、そのコンヒサンをきき、その爲に祭式を修するにあるが、又新信者を得ることをも怠らなかつた。従つて巡廻の結果、授洗の報告が時々あり、或は一二人で一年に千人に洗禮を施したとか、一旅行中に二百人に授洗したとある。後に表に示す成人授洗の数は此等の報告に基くものである。小兒授洗、即ちキリシタンなる兩親の子に對する洗禮は別で、成人授洗とは改宗した者に對する洗禮であるから、皆布教努力の結果であつた。此等の報告通り年々新な信者が出來たとすれば、信者数は迫害の中にも増した譯であるが、そうはゆかなかつた。それといふのは新信者の出來る一方、迫害の爲に棄教する者は甚だ多く、又一旦洗禮を受けた者でも、その後教師に離れたものもあるから、容易にころんだ者も多かつたに違ひない。即ち巡回布教は、それ／＼どだけかの結果を收めたにしても、焼石に水で、結着は迫害禁教が段々に勢力を加へて來たのである。

それにしても、教師等は中々絶望せず働いた。いかに迫害が激しくて、命旦夕に迫らうとも、一人でも信者を作り、マルチルが一人でも多く出來ればよしといふ態度である。マルチルとして死ぬべき爲の信者を作るのは、普通の人情でいへば殘酷であるが、教師の立場から見れば、一人でもインヘルノの途から救ひ出し、而してアニマがマルチリヨによつて天のバライソへ到るべき途を開けばよろしいのである。而して新に信者になつた者に、殉教の死をも厭はず、迫害の苛責、殉教の死を眼前に見ながら、禁教を冒して信者にならうといふ者がどれだけかはあつたのである。僅に數ヶ月前に洗禮を受け、迫害に屈せず信仰を貫いて、教の通りにマルチルとなつた例がいくつかは記録にある。又當時の禁令ある事を熟知して洗禮を受けるには、それだけの覺悟を要すること、殉教の死を遂げずとも、親戚友人の諫止に應じないで、信者になつたといふ話も傳はつてゐる。教師が自分の身の危きを忘れて、布教に巡廻したのは、此の如きアニマを一つでも、搜り當てやうといふ熱心からであつた。

#### 各地傳道状態の報告

そこで傳道者としては、一面不幸な境遇についてその實狀を詳細に知ること、一面之に對



して方法を講ずる事が重要事たるは勿論であつた。此の爲の一策として、各地の情報を總合して一般の形勢を確める要があり、長崎に居た布教長(司教代理)パセヨは、一六二三年(元和九年)布教者を集めて報告を作成した。その署名者十二人の多くは、長崎、有馬、大村の受持者であるが、その中トルレス (Balhasar Torres) は京阪地方の布教長をしてゐた者、ヘルナンデス (Bento Fernandez) も京阪の監院を勤め、それから江戸に出てゐて長崎に歸つてゐた者、シスト伊豫徳運は永く中國四國を受持ち、又九州では薩摩、大隅をも巡回した事がある。アントニヨ石田は、中々の冒険家で、先に廣島から逃げ出て、五六年間諸方を巡回してゐた。此の如く東北地方の布教者は加はつてゐないが、他の中心地の代表的人物は集まつてゐたのであるから、諸方の形勢についての報告を集めるには適した一種の布教會議であつた。當時の状態としていくら會議を開いても、此といふ良策のある筈はなかつたが、實情を本國に報告するのが目的で、その結果來援を待ち設ける意味は充分にあつた。此時は大追放から十年目、その前年に大殉教の大打撃はあつたものゝ、それまで年々どれだけの潜入(第六回)があつた位である。それ故多難の中にも會議から三月餘を経て、最も成功した潜入(第六回)があつた位である。それ故多難の中にも失望せず、形勢を回復せんとする希望は決して消滅してゐなかつた。先づ實狀報告の分を示す。

現在、一六二三年三月、日本にゐるゼスス會の教師は二十八人(但し前年信仰の爲に命を捨てた十四人はその外)、その中二十三人は司祭、五人は日本人のイルマンで、前から教會の爲に働いて、訓導や説教に従事する者、その他に同宿や看防が多數あり、同宿は教理問答の訓導をし、看防はパアレ不在の時、宗門の世話をし、諸方を巡回し、洗禮を施し、スピリチュアルの書物をよみみかせ、又問答を教へる。此等の司祭、イルマン、同宿、看防は、何れもゼンチヨを感化する方にも、又宗門の儀式を行ひ、教理を教へる方にも従事する。

此等の人員は全國各地に散在する。東北の端なる奥州と出羽には、司祭三人(アンゼリス、アダミ、カルバリヨ)と同宿一人と四人ゐて、その地方の主な大名、伊達政宗(仙臺)、蒲生飛騨殿(會津)、佐竹殿の城下(秋田)に居を占め、それから景勝(米澤)や最上の地方にある信者を歴訪し、又越後や佐渡の信者、その他信仰の爲に津輕に追はれてゐる信者を訪ふ。津輕からは日本外なる蝦夷にも出かけるが、此は松前にゐる日本人キリシタンのコンヒサンをきく爲と、蝦夷の土人に福音を説く爲に、その土地を探検する爲である。

武藏國と將軍の居城になつた江戸の町には、司祭一人(アンゼリス)が二人の同宿と共に居住して、信者を導き異教者を感化し、又度々江戸から近方に出かけて、沼田(上野)、三島(伊豆)、又内府様の居城であつた駿河、その他關東諸州を巡回する。又前に筑前殿(前田利家)の保護でゼスス會の教師が開教し、信者の多い能登と加賀へも出かける。それ等の處では信者の爲にサカラメントを授け、ころんだ者を立ち上げらせ、不信者に説教して感化する。



五畿内といはれる五州、その中にある都市なる京都、大阪、堺には司祭三人（パセヨ、ポルロ、結城）とイルマン一人（ジョアン山？）と四人の教師が居て、京都に居るパアデレは、伏見と共に、山城、丹波、近江、美濃、尾張、伊勢の信者の爲に盡す。大阪に居るのはイルマンがついて、大和と津の國を受持ち、堺のはその町と近邊全體を受持つ。此の三人が代るゝに、和泉、紀の國、その他に四國の一なる阿波を巡回する。

司祭一人（ポルロ）は、時には播磨、時には備前に居を占めて、その近邊に當る備中、備後、安藝、周防、長門を巡回し、四國の中の伊豫と讃岐、その他美作と出雲へも出かける。此等諸州にはキリシタンはあるが、何れも餘り多くはない。但しそれを合算すれば、かなりの數に上り、その宗門全體はコンパニヤの管轄である。

豊後にはパアデレ一人（カストロ）居住して、信者の爲に盡すが、折がよければ日向に入込み、折が悪ければ同宿を派遣する。

筑後にも一人のパアデレが住み、そこから筑前や豊前に出かけるが、その地方には信者が多く、三州の宗門は盡くコンパニヤの感化で出来たものである。

天草島（即ち下島）には、キリシタンの數が甚多く、駐在所に二人のパアデレが住し、その中の一人は肥後を受持つて、一年に兩三回はサカラメントを授けに出かける。

有馬領では、殿と殿中との外、住民は盡くキリシタンであるが、五人のパアデレと一人のイルマンが住して、全領内から三會、千々岩の方まで巡回する。三會と千々岩の方には、他の會の教師が巡回し

て來る事もある。

長崎には現在五人の司祭と日本人イルマン二人と住し、そこから薩摩、五島、平戸を巡回し、長崎近邊の浦上、古賀、矢上等、その他、唐津、大村に出かける。此等の教師は、日本人信者の外に、在住のポルトガル人やイスパニヤ人の爲にも力を盡す。

上記コンパニヤの教師は辛勞事に従ひ、年報に記す通り、不信者を感化し、又ころんだ者を悔ひ改めさせて、各々結果を収めてゐるが、その生活狀態と教化方法とは、迫害の中で信者達に迷惑をかけない様にする注意を要し、又何れの人にも同じ様にし、貴賤貧富の別なく、又長崎市中にも市外にも同じ様に働く。

教師等の活動は多く命がけで、囚人のコンヒサンをきく爲には牢屋に潜入し、キリシタン癩病者にサカラメントを授ける爲には、その小屋を歴訪し、又迫害の追捕を逃れる爲に、癩病院の中に日を過ごす事も多く、管區長パセオは、大阪や堺の癩病院に盡力した。その他施與を集めて分配する事、小供に教理を教へる事等、事業は多端である。特に有馬地方や長崎では、兒童の組を組織し、小供等で他の小供等に教理を教へる。此等の小供は、その日々唱へたロザリオの數を管區長に報告する。

總括して教師の數は、コンパニヤの分二十八人に對して、他の會の合計は十二人であるが、その中アゴスチノ會の一人、ドミニコ會の二人（一六二二年到着）、フランシスコ會のが七八人と、第三會員の日本人書記一人。

右アゴスチノ會の教師（ビカルバリヨ）は長崎で宿を得て近隣の爲に盡してゐたが、宿がなくなつた



ので、今は山中に往むでゐる。ドミニコ會の教師は、長崎とその近邊を巡回し、又近國に出かけて、コンパニヤの管轄にある宗門の中に、聖ロザリオの組を作つた。フランシスコ會の教師は散在して、一人(ツテロ)は大村の牢屋に在り、昨年來着して直に捕はれたのである。二人のバアデレと一人のイルマンは長崎にあり、三四人が上方と江戸と奥州にゐる。

此の報告の句調には、ゼスス會以外の團體が餘り働きをしてゐないといふ點を示さうといふ心持が現れてゐるが、此の宗派心の事を別にして、大體實情を盡してゐる。然し傳道の歴史から云へば、此からの下り坂は一層急激で、教師の数が減少すると共に、殉教者は著しく加はり、外國との交通は段々杜絶せられ、内國での交通や旅行も著しく困難になるべき重要な廻轉期であつた。その以後の事を一々述べる代りに、大追放から島原亂の年まで二十三年間の計數的觀察を示さう。左の表は四團體について、各年在住教師(バアデレとイルマン)の數、その死亡(多くは殉教死、少數はその他の死)、潜入(此は前に詳述した)を示し、同時に年々の殉教者(教師以外)の數と、新受洗者について報告ある分とを纏めたものである。その中新受洗者の數を除いては、總て「少くとも」といふ意味で、他に不明の分がどれだけかはあつたのである。

年次	在國死亡	ゼスス會 潜入	ドミニコ會 在國死亡	ドミニコ會 潜入	フランシスコ會 在國死亡	フランシスコ會 潜入	アゴスチノ會 在國死亡	アゴスチノ會 潜入	合計	殉教者(教師以外)	成人授洗
一六一四	七	一	七	一	七	一	一	一	四三	一	一五
一六一五	元	〇	六	〇	六	〇	〇	〇	四三	〇	三六〇〇
一六一六	三	〇	七	〇	八	〇	〇	〇	四九	〇	三六〇〇
一六一七	三	二	六	〇	五	二	〇	〇	四六	〇	一六〇〇
一六一八	一	一	一	〇	一	〇	〇	〇	四	〇	一六〇〇
一六一九	三	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	二	〇	一五
一六二〇	六	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	二	〇	一五
一六二一	七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	一五
一六二二	(四二)	二	〇	二	〇	〇	〇	〇	(六四)	〇	二〇
一六二三	六	二	一	〇	一	〇	〇	〇	三	〇	八六
一六二四	十五	二	二	〇	七	〇	〇	〇	(五八)	〇	七四
一六二五	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三	〇	一九〇
一六二六	八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三	〇	七四
一六二七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三	〇	八六
一六二八	〇	〇	三	〇	二	〇	〇	〇	五	〇	二〇
一六二九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	七	〇	二四
一六三〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一五	〇	一九〇







## 第二十七章 迫害に處する教師信徒の苦心

## ころびとマルチリヨの覺悟

此の如く禁壓刑罰がひし／＼と迫つて來たに對して、教師信徒の側では、公に抵抗しやうはない。假令外國の力を頼りにしても、その力は彼等を迫害から救ふことは出來ない。而かも政府は教師信徒等が外國の兵力を誘引して叛亂でも起すかの様に恐れ、その爲に一層嚴に又急に處分を進めやうとする。そこで危難を逃れる爲に執り得る策は、第一容易にころんでお上にあやまるにある。此は信仰の弱い者にとつて最も容易の事で、少くとも表面はそう見せておくのが安全であつた。慶長盛期數十萬の信徒の中には、此の安全策をとつた者が多數であつたので、ころんだ證據に佛寺參りをする者も、又子弟を佛寺に送つて小僧にする者もあつた。此等ころび者の佛寺參り、而して寺の坊主から一種の證明を受ける事が、自然に多くなり、此が上からの制度として寺請證文にまで發達し、後にはころび以外にまで強制せられる様になつた。子弟を坊主にするまうしわけことは、後に井上筑後守が記録して、「宗門の者、申分

に子を出家に致し置き候由申す事あり」といつてゐる。中には事實でなかつた例もあるらしい。

ころびが續出するに對して、教師并に堅い信者の苦心は、アニマの救ひの爲に、如何にもしてころびを防ぎ、又一旦ころむだ者をも立上がらせやうといふにあつた。その爲には平素から教へてあつた殉教の覺悟を促す方法を講じ、特別に殉教の勧め、又心得などを頒布もした。一體キリシタンの教を信ずるといふのは、心で信じてゐただけでなく、所行にも表すのが必要で、「ヒイデスについて肝要なる時、死するといふ事も、言葉にも身持にも顯すとの覺悟ある事専らなり」と教へてある。然しそれが愈々事實となつて危機に際會すると動き易い。その動き易い心を引留める爲には、この世の歡樂のはかない事、信を貫いて死せば永劫バライソの快樂を受けること、之に反した者は、インヘルノで盡きぬ苦惱に沈む事などを、いき／＼と心に印象させるにある。それ故に先に示した「信心と善行との槩」にも、文句を盡してバライズとインヘルノとの對照を描き出し、「臨終の覺悟」には、召人となつて成敗(刑罰)せられる者に對する臨終教化の言葉を記して曰く、

只今を最後と定め給ふこと、デウスの御はからひなれば、通るゝ所にあらざる間、即ちデウスの御定



めに身を委せ奉るべし。人間の身となり、一度死する事は遁れざる道なれば、以後何たる最後にか逢はんといふ儀を知らず。今此の如く覺悟確にして死することは、却つてかたじけなきデウスの御恩なりと思ひとりて、此の死するを科さかおくりのさゝげ物とせば、其成敗は、即ち科おくりとも、又は大きな功力ともなる事也。

此の如く平素から教へ込むでも、まさかの場合には、尙一層の激勵を要するは勿論で、「潜伏」の中に出しておいた「マルチリヨの勧め」の如き文書が出来たのは、その必要の爲であり、尙進んで愈々殉教の死に臨む覺悟を示した「マルチリヨの心得」には、一層切迫した状態と訓示とが現れてゐる。その詳しい事は彼書に譲るが、元和、寛永の間に於ける状態が左の文に現れてゐる。

(信仰が結局迫害に打勝つことを叙した後)、此事今日本に於て眼前に歴然たることなれば……能く心を付て見よ。此ヘルセキサン (Pesequian) ある故に、キリシタンたる者は彌々信心に元付もとづき、ゼンチヨ (Genio) 共、或は談義をきき、貴きバプチスモ (Baptismo) を授かり、或はキリシタンになりたきとの深き望の程を顯し……エワンゼリヨのひら手數多在まして弘められたる時よりも、此ヘルセキサン故、貴きマルチレスの道を以て、隣國近郷の事は云ふに及ばず、日本國の隅々までもあまねく聞こへ渡りし者也。 (「潜伏」一七九)

教師等初め堅い信者は、最後の勝利を信じて迫害を忍受したのであるが、實際元和の頃には、一方迫害を受けつゝ、他方には布教が延びて行つた點もあつた。而して個々の信者にとつては殉教の死を遂げる際にも、極めて具體的に天上の光榮を想見してその苦に堪へたので、その際キリシトのバシヨンは勿論、古來のマルチレスの死を思ひ、傳説にある奇蹟をも夢み、又はマリヤ様の姿を目前に見て、その爲に現實の苦痛を感じなかつた者もあつたのである。それ等は各地の殉教物語に出てゐる事で、茲には略するが、「マルチリヨの心得」には左の如く教へてゐる。

苛責を受くる間は、ゼススの御バシヨン (Passio 又 Patian) を目前に觀すべし。デウスを始め奉り、サンタマリヤ、諸のアンジヨ、ベアト、天上より我戰を御見物なされ、アンジヨは冠を捧げ、我がアマニマの(身體より)出づることを待ちかね給ふを觀すべし。此の砌に及むでは、デウスより各別の御合力あるべければ、深く頼もしき心を持つべし。 (「潜伏」二三八—九)

此等は勸説であり教訓である。文書でも傳はり、口づから説かれたであらうが、その教訓の實行には又別種の力を要する。特に教師の往來が困難になるに従つて、信者間の團結で、此等の教訓を弘め、その實行を相互に激勵する要が増して來た。此には在來から存在する組



講をその目的に用ひ、信心を強め、組員相互の監視と保護とを講じ、又特にマルチリヨの講を組織して、その覺悟を互に固める仕事をすることも出来て來た。平生から信心練磨の目的で出來た講にも、マルチリヨの覺悟は教へてゐたので、例へば江戸のセスタ講の定には、「エケレシヤにさまざま有之時分、信心を以て精力及ぶほど御奉公申上ぐべき事」と規定してゐるが、それを一層適切にし覺悟を奨励する外に、マルチルの遺物を集め、遺跡を崇敬し、又遺族を扶助するなどの事業を行つた。

此種のマルチリヨ講は、早く慶長十八年(1613)有馬地方迫害の時に興り、忽ちにして數千の講員が出來て、その後常に迫害の間に働いた。次の年に長崎で大行列を行つたのも、殉教の覺悟を示す意味のデモンストレーションであつて、之に参加した諸の組が、自然にマルチリヨ講になつた譯である。迫害の進むに従つて、一般に信心の組も性質上自らマルチリヨ講となり、入牢殉教にも同じ講中が一緒になつた場合が多く、ロザリヨの組、帶の組など、皆惱みに處する信心練磨の組になつた。又著しい殉教者が出ると、それを中心とし、その靈を崇敬し、その守護の下に殉教を遂げやうといふ種類の講中も出來た。或は異なる組の組員が集まつて、殉教者の崇敬追慕を營む者も多かつた。島原地方で出來たナバルレテ殉教の組の如きが

それであつた。

### 迫害中の相互扶助と避難移住

迫害に際して信者の間に行はれた相互扶助の中で、他地方に避難し、その地方で扶助を受ける事は早くから行はれた。

例へば永祿元年(1568)に平戸で迫害の時、可なり多くの信者が豊後に避難した如きは、最も早い時代の事で、迫害が地方的に行はれた間は、此が最も有効な方法であつた。然るに迫害が全國的になるに及むでは、之も中々困難で、どこへ行つても安住の天地はなくなり、どこにも頼るべき同信者が無いといふ様になつて來た。それでも避難移住は最後まで行はれたので、その來住が又新地方の布教になつた場合もある。但し島原亂以後、寺請證文の制度が段段周密に行はれるに及むでは、一般人民の移住も非常な制限を受けた位であるから、迫害避難者は殆ど動きがつかなくなつた。

地方的迫害の間に於ける避難移住者を最も多く引受けたのは長崎であつて、九州のみならず中國、京畿の方からも長崎に集まり、その中には又々外國へ避難した者もある。外國では避



難者と追放者とが一緒で、マニラが最も多く、マニラ郊外には日本町が出来てゐた位であり、其他天川、海南、東京、<sup>トシヤ</sup>交趾、カンボヂヤ、暹羅まで擴がつてゐた。而して天川からは日本人教師をその方に派遣し、そこに特別の傳道系統が出来た位である。それは今別問題として、國內では元和以後、長崎の取締が特に嚴重になつたので、その方から避難者が他に向ふ様になり、近くは五島や天草へも向つたが、又上方へ行き、最後は東北へ移る様になつた。

此點は處々に指摘しておいたが、一般に見て、一地方の範圍内では、都會から村落へ、それから山間へといふ避難が自然の順序で、又終には山間で鑛山の中までも入り込むだ。例へば大村領では、迫害に伴ふ信徒の剿滅が都邑から始まり、段々村落に及んだが、外海の海岸僻地や浦上の山間に残り、或は又肥前領の方に出て、その方の避難と一緒になつて、不動山の谷間に逃げ込むだ。京阪では都會と平原とは段々なくなつて、最後は高槻領で攝津から丹波に通ずる音羽村邊の山村に残つた。尾張領では尾張や美濃の平地には段々なくなつて、最後は木曾川に沿つて上流に及び、惠那郡の山間帷子村<sup>カケビラ</sup>の邊に残つた。此の徑路は東北地方に最も著しく、出羽の山間では、山形の北なる延澤の盆地、陸奥では福島<sup>リヤウゼン</sup>の北方靈山の盆地（此はその昔北畠氏が立てこもつた地）、その他鑛山に残つた。此等の事は今便宜の爲に最後の時

代までを併せて、概括的に示す。但し此の如き地理的避難の外に、社會階級的避難といふべきものもあつたので、概して云へば乞食非人、癩病者等の特殊部落に入り込むたのもある。

此等は先に慈善救濟の章に述べた通りである。

### 外國人教師の旅行困難

一般信者のにげ隠れよりも多くの困難のあつたのは、教師特に外國人教師の來往であつた。彼等は天正の禁令の後に既に、忍び隠れの布教をする經驗を持つてゐた。然し慶長の頃には、その必要も少く、殆ど公然の旅をして布教した。然るにその末年の大追放から再び忍隠れをせざるを得ない様になつて、あらゆる苦心をした。先づ第一に旅行の困難は、迫害以外に始から種々あつた事は、時々之を記したが、禁教令の見張がついてからは、一層の困難が加はつたのは勿論の次第で、顔色容貌の異なる外國人が、旅行をなし得たのが不思議な位である。それでもその間に殆ど全國的巡教をする者もあり、先に記したポルロの如きは最も大旅行家であつたが、その他にも冒険家は中々多く、痕跡を松前の北まで残した。

此等布教旅行の状態を示す數例を示さう。ドミニコ會のルカス (Lucas del Espiritu Santo)



は先に述べた第六回潜入の一人で、其後六七年長崎に隠れて日本語を勉強し、寛永七年(1630)ゼスス會のアダミとポルロと三人で、迫害の最中にある江戸へ出かけ、それから東北へ出かけた。日本の北端まで行つたと云つてゐるのは、津輕か松前か分らぬが、兎に角北を窮め、それから(多分海路)北陸道に戻つて、暫く金澤を中心にして近傍に布教した。多分寛永九年(1632)に金澤から出したと思はれる手紙に曰く、

どこへ行くにも火の中を通ると同じで、到る處危険が多く、それを逃れ得たのは不思議な位である。今居る處は此州の城下で、こゝから出かけては近國を巡回するが、一昨年以來一年九ヶ月の間に、海上陸路の數々、その中には今まで教師の來た事のある場所もあるが、又一人も足跡を印しない處もあつた。中にも北方の國々を巡り、日本の北端まで行つたが、海上では嵐にあひ、陸では雪中困難の旅をし、多くは異教徒の家に宿を求める外なかつた。

それから、次の年京都に出、危険を避けて攝津の音羽村へ逃げ込むだが、跡をつけられ、西國へ走るつもりで大阪へ出た時捕へられた。大阪の牢から出した手紙には、「二月以來」關東から奥州、越中、能登、越後の外に、出雲、因幡、但馬をも驅け回つたと云つてゐるが、此は一度の旅でなく、山陰方面は前年江戸へ出る時に、監視の薄い山陰道を取つたのであらう。又

收獲時で旅人が多かつたから見つからなかつたと云つてゐるのを見れば、日中街道を旅したらしい。兎に角大膽不敵の旅行者であつた。

然し不敵は彼のみでなく、先に東北布教の大立物として記したアンゼリス (Girolamo dei Angelis) は、慶長二十年(1615)東北旅行中に手紙を出してゐる。

こゝへ參るには二つの險しき山を越ゆる外なく、その路は險阻にてすべり易く、日本にては他に例なかるべくと思はれ、見るも恐ろしき程に候。幾度か松林の中を通り過ぎ、雲かゝる峯をいくつか越へつゝ、足下の危かりしも度々にて、時にはころび落て谷底に吞まれはせずやと思はれし程に御座候。雪は積り固まりて城壁の如く、近き得ず、飛越は尙更出來ず、此より先一步も踏み出し得ざるべしと考へしも度々に候。旅は總て歩行にて、糧もなく、又山の頂には人の住家とてなければ、食を求むるにも處なき事度々に候。……

今居り候處は危難多く、追剥の出る事も多く、見渡す限り、住む人とはなく、草木もなき野原のみに候。晝となく夜となく、時々うたゝねを致すばかりに候が、それをデウスの御惠の床と考へ候。此地方の人は、田舎者にて禮儀はなきも、溫和にて信仰の修行を受くるには適し居り候。……尙ほ書かまほしく候へども、紙盡き、いづくを求めても一片の紙も無之候。

此がどの邊の事であるか、地點を定める手がかりはないが、何れ奥羽大山脈の一部分であり、且つ熱國に慣れて、九州の冬をさへ寒いとしてゐた教師等が、東北地方の雪中を旅行した



のは、單に旅行としても難事であつたに違ひない。

アンゼリスより後に東北に來たアゴスチノ會教師ゼススのフランシスコは「障礙多く、新イスパニヤ海<sup>(太平洋)</sup>に注ぐ無數の河を横ぎつた」といつてゐるが、東海道から磐城路をとつたのであらう。東北に來たのは夏であつたが、その次の冬に左の手紙を出してゐる。

此地方は寒氣甚しく、御ミサを行ひ候間にも、カリスの中も瓶の中も凍る位に有之候。高き峯は四季共に雪をいたゞき、風吹く時は氷の如く、又嵐も強く吹きすさみ候。我等が疲勞と不便とは申すまでもなく、又巡回には隠れ忍びて常に警戒を怠らず、召捕にかからぬ様に致す爲には、如何なる場所をも隠れ家として眠に就き申候。その上風雨にさらされ候次第なれば、我等が生き延び居候も、不思議と申す外なく存じ候。その間にありて身をかくし、みじめの中にも身を守り候は、御主が我等の爲に御惱みありし事を思出す一事に有之候。

### 隠れ忍びの工夫

旅行だけでも困難であるが、假令ひ宿を得ても、そこには搜索の手が廻る危険があつて、不斷の警戒を要する。而して隠れるにはあらゆる方法を講じ、岩窟にも住むが、又土中に作つた穴にも入り、家にあつても二重壁などを作つた。長崎の大工でルカス喜右衛門といふ信者

は、此の二重壁の作手として大に働いたのである。兎に角、旅行、居住何れも隠れ廻るのみであつた。第六回の潜入者エルキシヤ (Erquicia) が潜入の翌年一六二四年三月五日<sup>(元和九年一月)</sup>附で出した手紙は、潜入教師の隠れ忍びの状態を生き／＼と示してゐる。

この役人等は、わしを捕へやうと非常に努力してゐるが、わし等はいつも壁の中の暗がりには隠れてゐる。わし等の生活はかうだ。夜になると晝の間ゐた家を出て次の家に行き、どの家にも一夜以上は留まらない。呼ばれた家に入れば、先づ病人のコンヒサンを聴き、又巡回して行く家には、キリシタンが集つて來てコンヒサンをして、町の木戸のしまる時刻、即ち夜の十時頃までつゞく。それからその夜をすこす家に休み、次の日には又出て來たもののコンサヒン。此は大抵中夜まで、又はそれよりも永くつゞき、時によつては眠につく前にミサを行ひ、聖體式を擧げる。又は日の出前におきて此等の式を行ふ。日中は、その家人のよく知つてゐる人々のコンヒサンを聴くが、迫害のきびしい中であるから、澤山の人に接するわけには行かぬ。いつ捕卒が來ないと限らぬから、いつでもその用心をしつつ、夜も晝も此様にして仕事をする。

夜になると仕事の爲に出かけるが、時には中々寒く、雪もふる。わしはヒリピンの暑さに慣れた爲、今年は特に寒さに悩むだが他に致方はないのである。然し漁夫か逆潮に漁すると同じく、天氣の悪い時には都合のよい事もあつて、デウスにお禮を申上げる。又、日中、街上人通りの多くない時に、出かけて冒險することもある。四旬節の前に薩摩から長崎へやつて來たのは、此の様にして來たので、夜



間街道をあるいて四里づゝ進むが、雪や霰のふる事もあり、殆ど凍りかけた谷川の淺瀬を渡ることもあり、足にはいたるところが出来て大に困つた。つかれ切り、びしょぬれになつて宿に着けば、丁寧に迎へられるが、ゼジュンの時であるから、どこでもパンと酒とを少しくくれるのみで、先任者は旅行中でも、ゼジュンの間は、戒を守る様に定めて、宿主に教へておいたのである。又肉は勿論なく、教師は肉を食せぬとしてゐる。但し、どこでも一々きかないでも、魚は必ず出す。

右の中に薩摩から長崎へやつて来た云々は、前年久志へ來着した次年に再び旅行したらしく、熱國から日本に來た者の田舎の旅路が歴々としてゐる。又之によつてその道中至る所に信者があり連絡のあつたのを見るに足る。それから後の彼の苦勞は想像するに足り、その間に一度は同宿が拷問の苦に堪へず、エルキシヤの住所を白狀したが、逃れた事もあり、又或時は宿主の一族百餘人と共ににげ隠れた事もある。

尙隱忍びの生活に關しては、寛永三年(1626)布教長で司教の職を執つてゐたコウロス(Correa)が高來地方から出した手紙は、極めて活き／＼とその状態を物語る。

此間から奉行は捕卒をくり出して、片ばしから搜索を行ひ、家といふ家、穴、かこひ、小屋、一つ残らずさがし歩き、床板から畳を上げ、その中に隠してあるものありや否やを確かめやうとする。又ゼスス・キリシトの爲に焼殺されたバアデレ・バルタザル・デ・トルレスの遺物を没收しに來た者が、その家で作

つてあつた隠れ場を見附けたので、どこにもその様なものがあらうと見當をつけ、隅から隅までさがす。キリシタンの人達は全く氣落ちをして、わしにも直に船に乗り出して安全の場處へ行けと勧める。安心させる爲に、次の夜には出發するといつたが、宿主は誰にも知れない様に地下に穴を作つた。その大きさは十二パームに四パーム位で、日は少しも入らず、光は全くない。夜になつて、わしは同宿と召使と共にそれにもぐり込み、宿主の外には誰にも知らせない。晝も夜も全く暗の中に住み、只食事をしたり、式を行ひ、又は手紙をかく爲には少しあかりを得る。

食物は瓦の大き位の小さなすき間から差入れ、そのすき間は、隣で老人が働いてゐる小屋の藁をかきのけて開き、食物を入れる間だけの外は藁をかけておく。三日毎に孔を開いて、臭氣を出す。食事は極めて少量で、つまり宿主がわし等をかくまへてゐるといふ嫌疑を起させない様に、餘分を買ひ得ないのである。この穴の暗に三十五日居て、ハレルイヤの土曜、パスコアの日、その前の八日間にミサを行ふ爲に穴を出た。

それから後も同じ宿主の作つてくれた同様の穴をあちらこちらとかへまはつて、今尙ほ即ち九月の末まで居る。ミサ舉行に要する器具は携へてゐる。此の穴の上には、宿主が道具類を貯へてゐる藁屋があり、その入口は小く、嫌疑のかゝらぬ様に藁や蓆を積み重ねてかくしてある。夜はそこから出て、ミサを行ふ爲の祭壇を作るが、夜明け前には、衣類その他の聖具を持つて穴に這入る。

晝は小さいすき目から少しの光が来るので、それでかき物をする。一日、同宿と召使が宿主の臺所で坐つてゐた時、探偵が來たので、二人は辛うじて森の中に逃れ、わしはやつと穴にもぐり込むだが、そ



れからは探偵が時々やつて来る。此邊の探偵は諸處に散在してゐるが、唯一の目的はわしの跡をつけるにあり、奉行はわしの居る邊の見當をつけて、その邊二里四方の間にあるどの家でも、中間の壁をたたきこはして、家に入るとその内部が直に見える様にせしめた。召使は毎週長崎にゆき、他人に見つからない様に、夜半に出發して手紙を持つてゆく。こちらへ送つてくる書信は慥な人に預け、その人が或る場所にもつて来て、宿主に會つて渡す。此のみが通信の方法である。

パアデレ・ガスバル・デ・カストロが亡くなり、其他段々不幸が重なつた結果、此地方に在住するのはわし一人で、キリシタンの人々を慰め、又激勵するのは手紙である。人々は、わしが近邊の小島に隠れてゐると思ひ、わしに送つてくる返事には、それを便りに氣を強くしてゐるといふ。

此の如く、信徒も教師も大體は無抵抗に、而して隠れられるだけ隠れ、にけられるだけ逃げたのである。此は單に卑怯といふ譯にはゆかないで、迫害に對する無抵抗、而して愈々の場合には喜んで死につくのが眞の殉教だと教へてあつたのである。即ち「マルチリヨの心得」には、特に此の事を説き、力を以て抵抗した後、死に就けば、それはいや／＼死ぬる事になるから、殉教でないとしてある。無抵抗、此が迫害に處する教會の教であつた。但し無抵抗といふことは、必ずしも逃げ隠れや隠れ忍ぶには限らず、場合によつては進んで、名乗り出て、死に就くのは、一層尊いマルチリヨの功德だとしてあつた。

### 挑戦的殉教

大追放以後、一時隠れて布教してゐた教師等の中には、只隠れて信徒に接するだけが能でなく、挑戦的に公に布教し、進むで死に就くのも、又眞の布教だ、言説だけの布教でなく、血と命とを以て布教すべしと考へる者も生じて來た。その上信者の間にも、又世間でも、パアデレ達は、マルチリヨを勧めながら、自分等にはげ隠れてゐるとの非難風評があつた。事實秀吉の時は、元和三年三月廿四日(1617<sup>四月</sup>廿九日)、フランシスコ會の昇天のペドロ(Pedro d' Assumpcion)とゼスス會のマシヤド(J. B. Machado)との二人が大村藩の手で斬首になつたまでは、外國人教師は一人も命を墜さなかつたのである。そこでドミニコ會の管區長代理たるナバレテ(Alonso de Navarrete)とアゴスチノ會の管區長代理たるエルナンド(Hernando de S. Joseph)とが相談し、身を以て危きを冒し、特に大村の殿が會では信者であつたに、今迫害者となつてゐるのに諫言を呈し、公然の布教をして最期を遂げる事とした。此は一つはゼスス會が常に隠忍自重の態度であつたのに不満を抱いてゐたのと、一つは信仰の熱心に燃え立ち、血を以て教會を築き上げ、身命を以て教の證明にしようと思つた結果であつた。



二人は總ての用意を整へ、各々身後に遺す書面を認め、且つ後事を托し、五月廿五日(陰四月廿一日)聖體祭の式を濟ませて後、市外の信者の家で法服に着かへ、大村領に入つては、到る處公然と説教をして進むだ。而して二人の意氣達は、大村に着くことを得ば、領主に面會するか、又は書面を呈するつもりで、陳狀を認めて懐中してゐた。その文に曰く、

聖アゴスチノ會の長上、並に聖ドミニコ會の長上たる我等兩人、今までは此國にて、隠れ忍びてエケレジャの仕事を致せしも、近頃パアレ二人(ペドロ・マシヤド)が殿の手にてマルチルとなられしを見て、兩人共に感激に堪えず覺え候。殿の此度の罪惡は、不信者の所業としても甚重の事に之あり、まして一度はバプチスモ受けられし人の業としては、死に當る罪と覺え候。就ては我等兩人、殿の爲にも、領内人民の爲にも、共に御氣毒の思に堪へず、御領内に参りて諫言申上げ、殿が此重罪を悔い改めさせられ、罪のコンヒサンを遊ばし、その贖ひとして、治下の民が皆立上りて、聖教に復歸致し候様、あらゆる途を以て御力を入れられん事を祈申候。若し殿が罪を悔い改めさせられずば、インヘルノに墜ちさせ給ふべきは必定なるべく候。依つて我等兩人は、先づ書面を以て、殿の御心を入れ換へ奉り、又教へ申さん爲に右申送候也。

右の様な陳狀が採用されるとは思つてゐなかつたであらうが、兎に角大村藩は二人を捕へ、直に死刑と定め、大村灣の一小島につれ出して、二人を打首にして了つた。それは元和三年

四月廿八日(1617六月一日)の夜半すぎ早朝であつた。此の殉教は非常な感激を喚起し、彼等の屍體が海中に沈められたので、長崎、大村の信者が集まつて、組織的に搜索を行ひ、六ヶ月後にはやつと棺を拾ひ上げ、(エルナンドと他の一人の分)之を大切に奉祀した。且つ此の報がマニラに傳はり、その感激からして、マニラで日本潜入を計畫する者が出來、第二十三章に述べた如く、それが第一回の組織的潜入となつて、それから以後の禁教政策の上に重大の影響を及ぼす様になつた。

此の如く捕へて殺されることの見え透いてゐるのに、尙進んで挑戦的布教をする者は、勿論多くはなかつた。然し二人の實例が刺激になつて、その跡を追ふ者が直に現れた。それはフランシスコ會のフランコ(Apollinario Franco)で、彼は大追放にも居残り、大阪陣の時にはその地にゐたのであるが、それから九州で働いてゐた。今度他の二教團の二教師が壯烈な最期を遂げたのに感憤し、フランシスカンの剃髮頭をむき出しにし、法服を着して大村領に入り、大村侯の居城ある玖島(クシマ)で公然の辻説法をした。それに感激して刑吏が一人信者になつたといふが、勿論直に捕はれた。それは先の二人が殺されてから一ヶ月餘、六月九日(陽七月七日)であつたが、その同宿や信徒で、進むでパアレについて牢舎に入つた者六七人、皆鈴田の牢舎



に入れられた。(フランコは在牢五年の後大殉教で殺される)。その中の一人武藏生れのフランシスコは、特に奉行に對して激語し、殿の不信を責めたといふ。つまり感憤から出た進撃的態度が、一時爆發したもので、先に高島で殺されたエルナンド等の死骸を海底から探り出さうとして、信者が教師の指揮の下に、半年も搜索をつゞけたのも、同じ精神的昂奮の現れであつた。此の如き大袈裟の搜索をしてゐるに、大村藩が之を禁止せず、又干渉すらしなかつたらしいが、此の一時の昂奮状態に辟易して、暫くすてゝおいたのではなからうか。

然し昂奮は長くは續かなかつた。半年餘の後には、壓迫も強くなり、傳道は元の如く隱忍自重の外なく、而してその間に潜行的傳道は中々行はれ、三四年後には教皇ジュビレヨの到着に伴ふ傳道巡廻もあつた。ゼスス會以外三教團の教師等は、ゼスス會の隱忍自重に不満で、一時に突進したのであるが、その間にも門派的意地の現れがあり、ゼスス會の教師は昂奮に加はらなかつた。

#### 一般信徒の苦心と殉教の覺悟

迫害に處して一般信徒にとつては、如何にしてそれを逃れるか、さしづめの問題である

が、ころびは最も安易の解決であつた。それでも多少信仰のあつた者にとつては、良心の苦悶が伴ふので、或は表面はころむで、内心は信仰を保留しやうとする者は少くなかつた。教師の側では此の如き態度を取らせない様にするが、政府の側では又此の如き偽ころびを防ぐに苦心し、旦那寺や踏畫の制度で、之を發見するに努めた。此の二者の間に立つて、安全で而かも良心の苛責を少しでも寛めやうと圖つた信徒には、それ〴〵色々苦心のあつた譯であるが、それは一々觀察する要はなく、研究すべきは、殉教の覺悟を定めても、尙ほその間に種類の努力をし苦心をした者にある。

先にも述べた如く、士分又は頭領株の外、一般百姓、町人の信徒は、慶長頃には、單にキリシタンたる故を以て直に迫害を受ける危険は大きくはなかつた。而して此の如き信者にとつての危険は、教師の宿をする事が第一であり、それはかくまふ程でなくとも、同罪に問はれるので、特に潜入が多くなるに従つて、處分が峻烈になつて來た。此の危険の後難を思つても、宿を求め人に對して宿泊を拒絶し、窮鳥の懷に入るのを追ひ出すのは、通常の人情として忍び難いこと、況や信仰の師とたのみ、又未來世の導きをして貰ふ人に對しては、中々にくい。特に長崎邊の信者には、此の難問が屢々生じたので、此の如き場合、忍び難きを忍ば



ざる限り、殉教の覺悟をしなければならぬ。而して此の場合、自分の殉教は覺悟しても、妻子の事もあり、又五人組連坐といふ痛い事もあり、教師の宿をした者には、とつおいつの思ひ、苦悶憂慮の深く且つ複雑なものが多かつたに違ひない。此等の苦悶を経、死を冒して宿をした者は多く殺されたのであり、且つ事件や心情を書き留めるべき性質のものでもないから、そつういふ書類は殆ど存せず、只小説家的想像に任せる外ない。然し幸に一つだけ教師の宿をするについての覺悟を示した手紙があり、それは加賀山隼人の妹でルイザといふ人が、元和元年(1612)に長崎で書いたもので、かゝる場合に處する覺悟を伺ふに足る。その中にあるルイザの夫市正イチノカミはバルタザル半左衛門といつて、此も隼人の從弟で、後豊後の日出ヒデで殉教した。

京にてバアデレ一人召捕られしとの事、越中殿(細川忠興)へ知らせありし由にて、我等が長崎の家にて宿致し候バアデレを斷るがよかるべしと、人々勸められ候も、夫市正は迫害が尙厳しくならうとも、その決心を翻すまじと返答致し、如何に嵐荒るゝとも、御宿致す教師方をかくまひ、穿鑿はげしくば、それに應じてバアデレ様をかくまふに力を盡し申すべく、若し見附け出さるゝこともあらば、我等相應ふさはしからぬながらに、デウスに御願ひ申上げ、バアデレの御爲に、御一緒に命を棄つる様切に望み居り候。かゝれば如何なる事ありとも、バアデレ様を此家より出すことあるまじく、尊臺が如何にせよと仰せらるゝとも、それに従ひ奉るまでには、當方の存念を十分に盡すべく候。現に京にて迫害起り候上は、

尙長崎へも波及仕るべきは明白にて、その節は愈々バアデレ方の御用を勤むべき願は切なるべく候。如何なる場合にも教師をかくまはうといふのは、勿論その爲に處刑になつても悔いぬといふ殉教の覺悟であり、此場合の如きは、疑問苦惱なしに、信仰に殉じ教師の恩に報いやうとの覺悟である。書面はなくとも、此の如き場合は多かつたに違ひない。

それから少し後の年代、寛永七年(1630)に大村で火刑になつたベント太郎助は、教師の宿をした爲に捕へられ、教師と連累者も段々死に就くのを見て、自分も覺悟を定め、生き残る母に出した手紙がある。彼は博多の生れで、その父は迫害の爲に一度ころんだのを、ベントが立上がらせ、その後死んだらしいが、ベントは、貧苦辛勞と迫害切迫の間に一人の母を養ふのみならず、藁細工をして、その収入で教師をもかくまつたのである。殺される時、ベントは三十歳であつたといふから、母は六十歳位であつたであらうが、手紙の文面で見れば、母も堅い信仰の人間であつたらしい。文に曰く、

今わたしは隠場から追ひ立てられてゐるが、いつ母上に會ひ得るや分りませぬ。又どこへ行つても迎へてくれる者はありませぬ。但し終には母上とプライソで御會ひして、永久に離れぬ様にさへなれば、その他の事はどうでも宜しい。自分は温泉岳でのひどい拷問に堪え忍ぶだけの力も徳もないに



ても、雨や風にさらされて、此科人たるに相應に、流離のむごい試練を受け、それで科を少しでも消し得る折を得たのは、何よりもの仕合せと思ひます。母上よ、母上始め親族の人々もお祈り下され。それで死ぬまで堪え忍ぶ様に御ガラサを賜はる様に、願ひ上げます。母上を離れてゐるのがつらくないとは勿論思ひませぬが、それでもヒイデスを貫き守るといふ此の一大事に際しても、わたしもあなたも又皆の人々も、共々堪え忍び、ヒイデスを棄てるかはりに、何物をも棄てやうといふ堅い決心を堅めるべきと存じます。

ベント太郎助に似たのは、浦上の百姓デエゴ幸一（結城デエゴと混同し易いが、區別を要する）で、此は教師ワスケスをかくまへ、共に捕はれて入牢し、二年在牢の後、寛永元年（1624）長崎で火刑になつた。手紙は牢内から出したものであるが、その心持は勇み進むで死に就く意氣を示してゐる。

宿望の通りに死ぬべき日も近づいたが、兄等が、オラシヨの中にわしの事を忘れない様に願ふ。今まで色々示された親切に對して御禮を申し、特には、斷えず入用の品々を送られたに對して御禮を申す。總てデウスの御思召通りに運ぶに違ひない故、御心配なく、共々喜ばれたし。

昨年中は心が鬱して悲しくも思つたが、今年は殊の外に心が勇み、此世を去つてあの世に移る日の近くを思つてうれしく、此の移りが遠からぬを思ひ、兄等のオラシヨに依頼し、又カイヨの名代として、親愛の思を兄等に致す。又捕はれの中に色々世話に預つたマリヤに御禮を申し、此身は科人な

がら、今までも、又死ぬまでも、マリヤの爲に祈ることを怠らないことを確に申し送る。

### 教師と信徒との同情親密

此等の場合、宿主は教師と同罪として刑せられたのであるから、召捕られた後は勿論、その前にも生死を共にする覺悟である故、互に信じ互に頼む親密さは云ふまでもない事である。今一例に村山東安の長男アンデレ徳安についていふと、彼と妻マリヤとは、ドミニコ會の第三會員となり、斷えず教師の宿をしてゐた。又先に述べたエルナンド等が大村灣の高島で殺された後、多くの講中を指揮して海底に尸體を搜索したも彼であつた。元和五年（1619）、彼の家にゐたモラレス（Morales）が捕はれた時、共に捕はれ（妻も共にと願つたが、後に残された）、モラレスに先づ、他の宿主等と共に殺された。死の前にモラレスに送つた告別の手紙もあるが、それは略して、その次の年には彼が三人の男子は、從弟と共に殺され、寡婦マリヤは全く頼りない身となり、次の手紙にある様なみじめな生活の中に信心を練り、苦行を以て神に事へてゐた。その間に教師との交通で慰められてゐたので、左に掲げるモラレスの手紙（一六二二年三月、牢中からマリヤへ）に、マリヤの事を記してゐる。



迫害は斷えずつゞいて、教師を捜り求めることは日ましにはげしくなるが、キリシタンの人々が熱心で、マルチリヨの光榮を望むてゐるのを見ては、心慰められる。……

マリヤ様、即ちわしの親切な宿主でマルチルとなつた徳安の妻は、窮迫や様々のためしに堪えてゐる。夫に別れた上に、財産を取り上げられ、家から追ひ出され、今は小屋住ひをして、みじめの生活をしてゐる。そのおぢは長崎の代官であつて有力者であるから、そのおぢ様にたよれば助かるのに、その人は宗門と教師を迫害してゐるので、その人に會ひもせず、物も云はず、孤獨窮乏の生活の中に、却つてその苦難を喜びつゝ生活してゐる。それ故貴下が手紙を遣はして、彼女を慰められんことを願ふ。我々が村山一家に負ふ所は多く、マリヤ夫婦は、我々を家にかくまふ事六年以來變らず、寺が破壊に會ふても、夫婦の決心と親切は少しも變らなかつた。此の爲に夫は生きながら火あぶりになり、その父と六人の兄弟は斬罪になり、十萬兩もある財産は缺所となつた。徳安は父や兄弟と共にデウスの御褒美に與つてゐるにしても、我々が負ふ所はいつまでも盡きせず、夫と財産を失つたマリヤ、又命を捨てやうとするマリヤの爲に盡さなければならぬ。それ故どうかその爲に祈られよ。

モラレスが牢中からも、マリヤ様（衆が貴むで常にかく呼んでゐた）の事を氣にかけ、マリヤの人々までにも、その爲に祈つてやつてくれと云つてゐるが、未だ捕はれないでゐるドミニコ會の教師等も、マリヤの爲には盡してゐたらしい。左の二の手紙は、マリヤが此等の扶助に對する感謝と共に、亡夫の靈と共にデウスに事へてゐる心地を表し、又殉教の覺悟と共に、

に、布教の事をも懸念してゐた事を示してゐる。初めのは、バゼスはマニラへ宛てたものとしてゐるが、ドミニコ會の布教長シャシントのジョセフ (Joseph de S. Jacinth) に宛てたものらしく、蓋し元和七年(1621)秋に、ジョセフが捕はれる前で、恐らく子供が殺されたその前年(1620)の末のものであらう。第二のは確にマニラの一教師に宛てたもの、その中にジョセフ様とあるのは、シャシントの事で、又仙臺の迫害の事を記してゐるのを見れば、元和七年のものである。而してマリヤはその次の年に捕はれて、大殉教に加はつた。夫が殺されてから三年間、辛苦の生活をして、アニマの師と共に一期を終つたのである。

#### 村山マリヤからシャシントのジョセフへ

パアデレ様、十月に一書差上げ候ひしが、若しかそれが届き申さざる事もあらむかと、更に此の手紙を差上げ、色々御施物を賜はりし事、特に我等が大切に存じ候聖き御勤を下され候て御手紙を賜はりし事、千萬御禮申し上げ候。我等を教へ導き下さるるパアデレ様方は、或は牢舎にありてデウスの御用の爲に苦しみ遊ばされ、或は隠れ忍びて働かれ候爲、御目にかゝる事も出来ず、迫害と搜索厳しき爲、御出下さる事叶はず過ごし居り候。

今茲に申上げ候は此身の上にて、夫は既に召捕られ、財寶家屋も皆召上げられて、何一つ残り申さず、今は小屋の中にわび住ひ致し候へども、そのみじめの困窮の中にも、心うれしく暮し候事の外、御



知らせ申すべき事も候はず。但し我等が父サン・ドミニコの御爲には、千の命をも差上ぐべく、デウスに次ぎては、サン・ドミニコ會のバアデレ様方に事へ申すのみにて、尊臺始め方々を見奉るはアンジョスを見奉るに異ならず、自らマルチリヨの道を歩み候は、此身の喜び、又宿望にて、亡き夫徳安よりも御頼み申上げ、又バアデレ様方の御祈の御蔭にて、科人ながら此身に、デウスがガラサを垂れ給ふ様に願ひ申し、方々の御力添によりて勇氣を失はぬ様致すべく候。

#### 村山マリヤからマニラの一教師へ

此春下され候長文の御手紙は、誠に心を慰め候上に、鹿の皮五十と砂糖一箱を賜はり、此もデウスの御爲に下され候事と、御禮申上候。……

大村の牢舎にあらせらるゝドミニコ會、フランシスコ會并にコンパニヤのバアデレ様始め、此國に在らせらるゝ教師方が、苦患を嘗めさせらるゝは御存の通りに候が、その中ドミニコ會の方は數少く候へば、尙數多く御出ある様、切に願ひあげたく、今までに來られし方々にも、段々召捕にあわせられて、今は人少なに相成候。

夫徳安が召上げられ候事については、デウスに千萬御禮申上げ、只此身も同じ様にせられん事を願ひ候へども、罪科の大なる爲にや、未だその御許し無之候。但し罪のこらしめの爲にや、一子(他の二子は)をも、既に召上げられ候へば、此世に只一人にて生き居候。又此身の御父と仰ぎ候。バアデレ・モラレスのフランシスコ様が、尙ほ牢舎の中に生きてゐらせらるゝは、聊かの安心ながら、御目にかゝるた

よりもなく、身は孤獨に御座候。依て尊臺に御願ひ致し、此身がデウスに背き奉る様の事なき様、御祈り下さるゝ様に願上候。

迫害は中々止み申さず、段々はげしく相成り、こゝ數日の間にも、三人のマルチレス有之、政宗の領分にては、大なる迫害相起り居候由。此身は大なる科人なれば、尊臺が御ミサの中にも、オラシヨにも、此身の爲、御回向下さる様相願ひ、誠におはづかしき品ながら、煎薬の一瓶、些の志として御受け下され度く候。又レリキヤ(遺物)をも御送り申度く候も、使の者確ならねば、差控へ、確なる使の者を得次第御送り申上ぐべく候。此國の教長バアデレ・ジョセフ様が、此身を組のエルマナ(姉妹)となし下され候は、誠に有難き仕合せにて、此の身分の者として尙くり返して教師方を此國へ御送り下さる様、御願ひ申し、その上は此身を捧げて御世話申し上ぐべく候。何よりもオラシヨの御助けを願ひ上げ候。

#### マルチリヨの相互激勵

信仰の爲に身命を賭し、殉教の覺悟をして、危険に瀕する生活の中に、慰安となるのは、同じ運命、同じ覺悟の者が互に扶助すると共に互に激勵するにある。此の目的の爲に組講が働いたことは前に之を述べたから、此處には具體的の實例を示さう。

それは島原キリシタンの柱石であつたバウロ内堀作右衛門の場合であつて、松倉氏の領民



迫害が寛みなく加はる間に、彼は同信徒を扶助し激勵して、教師等と共に、宗門の崩壊を防いでゐた。元和七年教皇への奉答文に彼が署名あることは、前に述べたが、その後一度入牢し、それから暫く出牢し、相變らず信心の激勵に努めた。終に寛永三年(1626)、彼がかくまつてゐた教師ゾラが捕はれると共に、パウロは妻子と共に捕はれ、多くの人々と共に入牢した。在牢から死まで一年餘であつたが、その間に自分の覺悟を書き記して教師に送り、又組長をしてゐたサント・イニャシヨ講の會員に宛て、ころばぬ様、苛責に堪える様、激勵の手紙を送つた。その書に曰く、

諸兄よ、オラシヨにて此身を助け給はれ、心には覺悟しても、肉體は之に背く事もあるべければ。肉體がアニマに従はぬも道理にて、今まで身を大切に過ぎ、恰も養ひよき馬が手綱に反抗するに似たるを覺ゆ。諸兄も、アニマの敵は肉體なることを忘れ賜はされ。アニマは肉體と一緒に居れど、強く之と戦ふべきものにて、云はゞ家の中に敵の住むに同じ。身體は此世に執着し、アニマは靈にて、デウスの御姿を宿し申せり。諸兄のアニマが劣欲の爲に打ち伏せられぬ様ありたし。地につきたる肉體は此世の物に牽かれ、いつまでも浮世の野に生きんとあせりて、天上の悦びと榮えに進むことはせで、肉の願と感覺の欲を満たす外を思はず、されど、我等は、モルタル科は云ふに及ばず、ペニヤル科をも犯さぬ内に死にたきもの、ヒイデスに乗つる様のことなくて命を終るべきと思ひ定め賜へ。只(棄教

の勧めに對して)「否」と一つ云はゞ、天上の生を下さるゝデウスの御恩を思ひ賜へ。苛責を加ふる者は、デウスを棄てよと迫り、それに對して一つ「否」といひさへすれば、この「否」の報として、デウスは天を下し賜はる。デウスの御なさけ深さよ。此の情ある君を求め賜へ。救を求め賜へ、必ず與へ賜はらん。此こそ此世のいと大切なる一大事にあらずや。

是れ彼自身の告白であると共に、他に對する激勵として力強いものであつた。それから、同朋の中には、殘忍な苛責、竹鋸で殺されるもあり、自分も指を切られ、最後十五人と共に温泉<sup>ウヅ</sup>泉岳噴泉の苛責に送られた。その間には常に激勵の語をつゞけて云つた。

兄弟たち、しつかりせよ、此の位の苛責は軽いものだ。熱鐵でやかれても、百草でやいとをすへる様なものだ。わしは刀で指六本を切られたが、菖蒲の花の一ひらを切つた位にすぎない。

それから代るゝ温泉の熱湯につけられる間にも、斷へず激勵の說法をして、最後に死ぬ時は、「いと尊きサカラメント、尊まれさせ給へ」の一語を以て、その一生を終つた。

その他殉教物語の中には、此類のこと多く、同信徒の中でも、親子、夫婦、兄弟相勵まし、親愛な同朋の中に天狗のわなにかゝらぬ様にと努力した例は甚だ多い。即ちころばインヘルノに墮ち、永遠に別れることになり、共に殉教に死なば、永遠に一緒の生活を遂げ得るとの信仰熱情から出た事である。



最後に出す例は、教師から信徒に與へた激勵であるから、相互激勵と少し違ふ様であるが、教師等も何れは遂に逮捕、入牢、刑死の運命にあるを覺悟しての激勵であつて、上から教へるだけでなく、共に惱みつゝ、共に勵ましたのである。その例といふのは、ドミニコ會の活動家、先に村山マリヤの事について語つたジャントのジョセフの手紙である。彼は大追放には逃れて居残り、それから不斷の活動をつゞけてゐた。元和七年(1621)、長崎附近で教師とその宿主が續々召捕られ、(即ち翌年の大殉教の前程)、大村には教師で働く者がなくなつたので、彼はその虎口に飛込む。而して未だ召捕にならぬ信徒の間に布教するのみならず、牢舎にゐる信徒等をも激勵した。左に示す書簡はその一つである。ジョセフは慶長十二年(1606)入國してから十四年、日本語に達し、又文章をも能くしたといふから、入牢者に送るには日本文で書いたに違ひないが、それを譯して西洋に傳はつたのを、日本文に還譯する。

ゼスキリントの戰士達、デウスが御身達の心に宿り給ひて、聖き愛と善徳の成長を下し給はれかし。御身等が終を全うして戦に勝たれん事を願ひ、祈り奉る。御身等が牢舎の中にて聖き勤にいそしみ、善き手本を示し居らるゝといふ知らせを得、特に御身等が沈黙し、又妻子眷屬に會ふを肯せずときて、誠に頼もしう存する。兄弟達よ、耐へ忍びつゝ、自身の行を見守ることを忘れ給ふな。「後を顧

る者は天の御國にふさはず。その中に住む能はず」と宣ひし、御主の金言を思ひつゞけ給へ。妻子や財寶の事を思ひ煩はず、それ等は皆デウスの御手の中にあり、又ロザリヨのサンタマリヤ(組合)に委すべきものと心得給へ。デウスとサンタマリヤ様は御配慮遊ばされ、我等の會は出来る限り合力を致し申さん。妻や子が試練に會ふ事もあらば、それは最も大なる功德の爲なるべし。又御身達の苛責がさまざま又長引くべしとの風聞ありとも、驚き慌て給ふな。かよわくやさしき乙女子さへ、嚴しき苛責を凌ぎ、又サンケレメンテの如き人が、長の年月すさまじき苛責に耐へ給ひしも、皆偏に御主と惠深きゼスとが御合力を給はりし爲に外ならず。今御身達の戦も同じ義の爲なれば、只心を確に、たのもしさを失はずに耐え給はゞ、必ず同様の御合力を下し給はるべく、かくて御身達の勝利は、確に暴君に打勝たるべし。サンシビリヤノ宣ひし如く、「ゼスキリント、汝等の爲に、又汝等の中に在りて戦ひ、勝利を得させ給はん」こと必定ぞ。さればゼスキリントの御許にある我が兄弟、我が子等よ、御身達が迫れる戦場に出陣するに當りては、いと聖きチリンドアデ(三位一體)と天上の御列坐とを眼の前に浮べよ。身に(信仰の)鎧を着け、足には謙の草履をはき、手には正義と眞理の業なる武器を携へ、偏にデウスのみを頼り奉りて、自分自らをも人の助をも頼まずに、心を持ち、頭には萬徳の上に立つ愛の冠を着け、唇にはヒイデスの告白を唱へ、ガラサの御業とデウスの讃とを唱へ給へ。かちどきの聲はケレドたるべし。兄弟等よ、ヒイデスの武器を帶して、頭より足までよろひ、戦ひに臨みて手落なき様に、聖きロザリヨのしるしとゼススの御名とを盾として携ふべし。その旗じるしはクルス、その目指す所はデウスとその聖き宗門の御名譽、御威勢のみに集まるべし。此くして戦ひ、此くして勝つは、



誠に不思議の一事にて、インヘルノをかき亂し、暴君の暴威を取りひしぎ、その心を挫くに外ならず。アンジョスも御照覽あるべく、人間は驚き見るべく、又ロザリヨのサンタマリヤにとりては、こよなき御悦びにて、その子等の勝いくさの中に現れ、共々喜悅して勝利の軍勢を見そなはし給はうするぞ。されば入用の事は、人々自ら見張り、一人も自分の務に背かざらむと期するにあり。先に述べし實例を思ひ、今までのマルチレス、パアデレを宿しし人々、又その隣人(罪に連坐した)の事を思へば、我等が務を怠りなば、世間は如何に我等を腑がひなしと見るべきぞ。苛責吟味に逢ひて心に留むべきは、判官に嘆願することを止めて、只偏にキリシタンの眞理を守り、心強く勇氣を現す一事にあるのみ。

御ミサにもオラシヨにも、御身達の事をデウスに願ひ上ぐべく、今までも今後も、御身達が此の勇戦に勝ち通さん事を御願ひ申さうす。他のパアデレ達もかくなさるべし。此の手紙にて此身の心を御身達に送り参らするにより、くり返して之を読み、申し遣す旨を守らるべし。デウスが御身達に現れ給ふ時には、又此身の爲に申上げられよ。牢舎の苦患や苛責については心を痛め給ふな、是れ皆我等にとりて量なき慰の元にて、デウスの御恵に外ならず。ゼススキリシトの御爲に牢屋にある人々盡くに、此の手紙を差向け、我が心にかくる兄弟小供達盡くに、同じ言葉を申し送る。御主は御名譽と勝利を御身達に賜はるべく、此事を祝ひ奉る。一六二二年

かくてジョセフは、大村で一應慰問激勵を濟ませて長崎に歸つた。それは聖母昇天の祭(陽八月十五日 陰六月廿八日)を長崎のロザリヨ講員と一緒に營む爲であつたが、それを奉行所にかぎつけら

れて、二日後召捕られ、同宿アレシヨと共に大村の牢へ送られ、先に激勵した同信徒と合した。牢舎の中でも、勿論同様の激勵を繰返したであらう。

その頃は禁教の益々嚴になる時で、色々の迫害方法が行はれたが、長崎ではミゼリコルデヤの跡に佛寺(今の春徳寺)を建てる爲に、一般人民に夫役むやくを命じた。蓋しそれを以てキリシタンの信者のためす爲で、信者で之を拒む者は嚴罰に處せられた。従つて中には、心に信心さへ保てば、夫役に應じてもよからうといふ軟論の者も出て來た。此をきいてジョセフは大村の牢から手紙を出して、信仰不屈の精神を鼓吹し、殉教の覺悟を貫くべきことを切言した。左の文章がそれで、實に迫害中に於ける文學の白眉である。

ゼススキリシトの中に住まふ我が兄弟、我が子等よ。ゼスが御身達のアニマの中にゐまして、その愛と聖き心を與へ給ひ、耐え忍びと萬徳の増長との賜を下されかし。御身達の心の仕合を進めん爲に、此身の力の限り、御身達を助け参らせんものと、盡きせぬ願を抱きつゝ、此の手紙を書き送り、その中に我が心を差送りて、此の言葉が御主の言葉となり、此身の望む所が能くも届き申す様、御主に祈り奉る。

我が子等よ。天狗(サタン)はその使者や臣下を忍ばせて、早くに御身達の心の城に入り込みたれば、深く恐ろしき事が御身達の心を襲ひ、その爲に、多くの人はキリシタンの行の善を成し遂げず、入用な



る務を果すを怠るに至りぬ。敵はその得意の手段にて御身達を征服せんと勉め、苦役を命じ、甘言に乗せ、それ等が御身達の仕合せなる様に欺かんとす。サンパウロ宣ふ如く、「汝等、人の虚言に欺かるることなかれ」。彼等の言ふ所は、御身達の災、滅亡に入らしむるもの、「バビロンの真中」より來る者共よりも恐ろしと思ひて、庄屋、奉行、役人にたぶらかされ給ふな。人はデウスと天狗と兩方に事ふる能はず、キリシタンとゼンチヨとの行を一緒に行ふ事かなはず。此の二つは互に反對のものなれば、デウスに付き奉らずば、天狗に従ふこととなるべし。此く信ぜざる者は背教にて、此く信する以上、それに従はぬ譯あらじ。

正義の聲と共に主君殿様の聲に聴くといひ、又自ら心を悩ましてデウスとその聖き宗門を忘れながら、只信仰を公表せぬなりといふは何事ぞ。デウスは常に守り給ひて、恐るゝなど仰せらるゝに、何の恐るゝ所ありや。財寶を失ふを恐るゝや、又妻子に別るゝを恐るゝや。それ等は、死の時には、いかにしても別るべきものならずや。又暴君や拷問の役人の手に落ちるを恐るゝや。デウスの御手に落ちるは、それにまして恐ろしからずや。暴君と役人は、身體を殺し得るも、デウスは、身をもアニマをもインヘルノに落し給ふぞ。さればデウスの外に恐るゝ所あるべからず。

拷問苛責の凌ぎ難く、迫害の長く續くを嘆かされ、習ふべき手本なく、隨ふべき導なしと愁へされ。何よりも先づ、御大將、御主、御扶手にてましますゼススキリントを見守り、言葉もたえたるその御パツシヨの大なる事を思ひ、又その御一生涯の御苦難を考へ見よ。又御主は、入用に應じては、世界の終りジュイゾの日までも悩み給ひ、萬人の爲に又御身達各々の爲に悩み給ふを思へ。此の先例の上に

又、多くのサントスが量りなきためしを凌ぎ、迫害に堪へてマルチリヨの道に入り給ひし事を心に思ひ浮べよ。初めの間のエケレジャヤにては、三百年の間、殘忍なる迫害のつゞきしこと、又その後起りし迫害にも、多くの人々、パツパ、ビスボや高位の教師達、男も女も小供も老人も、又青年も、數限りなき人々が、すさまじくむごたらしき苛責に逢ひ給ひしことを思ひ見よ。

此等の先例にては足りずとて、それは古の事、又日本人の身體は弱しといふ人あらば、現在のマルチレスを思へ。その人々は眼前此國にて苛責を受け、教師も俗人も、イスパニヤ人も日本人も、又御身達の親類縁者、友達知音、或は死に就き、或は鎖につながら、或は遠流に處せられたるにあらずや。御身達のペアデレ教師達は、今現に牢舎の中にありて、長きマルチリヨの苦を受け居らるるにあらずや。御身達に教を傳ふる人々が、不斷の追窮に逢ひ、寒暑にさらされ、粗食に甘じつゝ、又いつ捕はれて死罪になるやも計られぬ身にてありながら、御身達の扶かりの爲に、夜となく晝となく働きて、數しれぬ苦難を凌ぎ給ふを思ひ見よ。

此くまで活き／＼したる先例あり、御威勢ある大將の下に勇ましき兵士の戦へるに、尙戦を恐るゝとは何事ぞ。かくまで高名の御教手あり、輝きある光あるに、尙ほもその同じ道を歩むをためらふ者あるべきや。此の世にて征服せられて地に埋もるは、誠に勝利を得て永く生きるに外ならず。此こそ災を轉じて幸とするの道、亡ぶべき此世の仕合や實を捨つるは、限なき實を得るの途、悲惨と苦難多き短き命を捨てゝこそ、慰多く喜び充ちたる盡きぬ命は得らるべけれ。

されば今はためらふべき時にあらず。只強く戦ふべきのみ。サンパウロ宣ふ如く、「勇しく戦はざ



る者は榮冠を得ず。他の助け、又方便手段、人間の力を頼むなど、盡く無益なり。パアデレならぬ人の勧めは害のみと知れ、其等は御身達を亡ぼすことあるべし。只ひたすらにサントス、特に慈悲の御母、惱める者の御守護なるビルゼンマリヤ様の御取りなしを願ひ、只デウスにたのもしを懸けて、自らは自らの力の限り、自分の務を盡し給へ。御主はいつもの如く必ず御身達を助け給ふべく、使徒の宣ひし如く、『デウス我等と共にゐませば、誰か我等に敵せん』。かくてこそヨブと共に、此世をも身をも、又インヘルノをも退けて云ひ得ん、『御主よ、我を救ひ給ひ、御傍に我等を置き給へ、我れを打たうす者、いづこにありや』。

或る人々は此に答へて尙も云ふ者あらん。曰く、『我等は何事をも信じ、又それを承知いたし、又我が命を捨つるに吝ならず、……さりながら、我等のみ扶かりても、我等が妻子を救ひ得ずは何かせん、かくして尙迫害を嚴くせば、却つてころぶ者を多く生ぜん』。此のかこつけ言は確に天狗の所作にして、御主が宣ひし『人、全世界を得るとも、其の命を失はざ、何かせん』といふ金言に背くものなり。御身達はその務を果し、他の人々はころび退轉し、迫害は愈々荒れすさむとも、少しも憂へざれ。その罪は他の人々の事にて、御身達の咎ならず。そのかはり、御身達が務に背きなば、その悪き例は必ず他人の心を誘ひて、共々亡びに陥るべし。他人に誤らるゝな、世の言葉に耳を假さず、誘の來る途を塞ぎ給へ。

迫害も暫しの間なるべければ、その過ぎ行く間を待ち、假にゼスキリントに背く様に見せかけて、妻子を助けよなどいふ者ありとも、少しも心を傾け給ふな。デウスは慈悲深くましますば、後に悔みを

て立ち上り(信仰に復る)なば、デウスは必ず御許しありて、始め御身達の心の曲らざりし事を見せなはさんなどいふ者にきき給ふな。此の如きはバプasmusの始めに、御身達がデウスに誓ひまつりし言に背くもの、使徒の宣ひし『善を來さん爲に惡をなす』に當るもの、目的は何事にあらうすとも、此れ誠に重きモルタル科を犯すもの、ベニヤル科は勿論の事なり。サントアゴスチイノ宣ふ如く、全世界の救の爲なりとも、ベニヤル科一つに犯すべきにあらず。思ひ見よ、デウスは憲法又慈悲の源にましまし、サンベルナルド宣ふ如く、一つの御足は憲法にて、他の御足は慈悲にましますや、……

「自分はコンパニヤ門派の者なり、自分はこれくの講組合の者なり」などいふ人のいふ言葉を用ゆるな。何れの教師も、唯御一人デウスの使者、唯一つの聖き掟、一つの教、一つの外なきヒデスの教師なれば、その何れの人をも同じく敬ひ給へ。何れの講組合の徳にもあづかりて、此れの講、彼れの講を退けなど、人に勸むる勿れ。平和を亂し、分裂の種を蒔く者の言葉に信を措かず、只パアデレと教師の言葉を信ぜよ。愛情、慈愛の心にて一つになり、皆と共に心を一にし、苦みを共にすれば、敵に負打くる憂はあらじ、……

此身は、御ミサとオラシヨにて、御身達の事をデウスに御願ひ致し申す故、御身達も、此身の事をデウスに願ひ給はれ。御身達の事を此の心に持ち、御身達の苦難を此の身の事として思ひやり申す。此の手紙をよみ、又きゝては、徳に進みたき願を抱き給へ。是れ此身が手紙を書き送るについての切なる願なり。されば此をよみ、自ら省みて、今述べし不届の事が自分の心に當る人あらば、その點を自ら正し給へ。又その様の事なき人々は、謙(りくだり)の心を以てデウスに御禮申上げ、必ずころばぬ様に心つけ



られよ。天上にての再會を期し申す。ア、メン  
此の獄中より

此の二文を見れば、誰しもその内容は勿論、文章句調が、「潜伏」中に出しておいた「マルチ  
リヨの勧め」や「心得」に似通つてゐるに氣附くであらう。又後者はジョセフの筆でなからう  
かとする思はれるが、此の如く勸説、激勵をしたのは、獨り此のドミニカンに限らなかつた事  
を思へば、必しも同一人の筆と見る要はなからう。誰の筆にならうと、兎に角、此の如きも  
のが、當時迫害の渦中にある教師信者の心であつたので、此心を以て、筆なり口なりで、相激  
勵したのである。筆と口とに限らず、「生命での證明」、「血を以ての説法」を以て、互に信仰  
を貫く様に勵まし合つたのである。

## 第六期 最後の苦闘と潜伏追窮 (1637-1668)

### 第二十八章 島原天草の一揆

#### 迫害の忍受と終末觀念の反撥

窮鼠却つて猫を食むとは、實に寛永十四五年(1637-38)に互つた所謂キリシタン一揆で  
あつた。慶長以來二十餘年の間、不斷の迫害追窮を受けるのみならず、残忍な苛責に惱ま  
れ、悲惨な刑死に處せられた幾萬のキリシタンは、猫にねらはれた鼠であるだけでなく、幾千  
の殉教者は何等の抵抗もせず、その運命を甘受した。假令ひ來世の信仰によつて天上の光榮  
を保證されてゐたにせよ、かくまで無抵抗主義を實行して、禁教政策の犠牲となつた事は、實  
に教會の教が彼等の心に徹してゐた血の證據である。抵抗して殺されては、マルチリヨの光  
榮に浴し得ないといふ教を、彼等は正直に信受して、そのまゝに實行したのである。徳川の  
禁教政策を以て、國家自衛の上から當然の事だと考へてゐる史論家でさへ、キリシタンの徒



が島原亂の時までおとなしくしてゐたのは、不思議だといつてゐる程、彼等は殘虐を忍受して來たのである。然し、窮鼠が猫に反噬するのも、亦人事に有りがちの事で、終にその時が來た。而してその爲に教會の教は破れ、又その結果、禁教政策は一層苛酷になつて、二百餘年の鎖國を生み來つた。

キリシタンの教には一方無抵抗主義があり、それを實行した事も、教會史の上には少なからずある。然しそれと同時に、又ユダヤ以來の信仰には、世界の終末裁判が來るといふ觀念があり、それが異常な天變地異や、人事の變に伴ふといふ apocalyptic の教になつてゐる。此の幻影的信仰には、人心を激發し狂熱せしむるに足る爆發的要素を貯へてゐる。現世の苦惱に對して、平和に天上の光榮を憧れる場合、若しくは又迫害に處しても、マルチルは天國に生れると信じて、運命を甘受する場合、その信仰は多くは個人的であるが、それが團體的に鬱蒸して來ると、世界終末觀に伴ふ團體的狂熱となる。いくら殺されても終る時なく、所謂餘孽なきに至らなければ、已まないといふ様な迫害が、一家一村の上に蔽ひかゝる時、人心は危懼憂惱を飛び越し、又一人一人天上の生に入るといふ望を撥無して、死なば諸共、又ゴロウリヤも衆と共にといふ精神状態になる。而してかゝる場合に、此の團結精神を刺激するには、世

界の激變終末、キリシタン全體の一擧生天といふ觀念が、強く働く素地が豊かに存してゐた。苛責を忍受する信念、迫害に堪え忍ぶ來世の希望、此が九州に於ける堅固な信徒をして、二十餘年の間、親子夫婦、兄弟姉妹、互に眼前にその殉教の死を見つゝ、各自又同じ運命を甘受する覺悟を以て、教會の無抵抗主義を實行せしめた力であつた。然し總てのキリシタンに此だけの勇と信があつた譯でなく、弱者はころびもしたが、その中間ころぶには信仰があまり過ぎると共に、忍受到對しては、人情の弱みがある人間も、勿論多かつた。然し、それでも只宗教上の迫害を受けるだけでは、團結的狂熱に至らずに居た。然るに迫害に加へて誅求の苛政、殘忍の惡政が行はれるに及んで、世俗と信仰との兩要素が合體し、茲に一揆的氣運を鬱積して來たのが、天草と有馬の二領であつた。その上大阪の歿落以來、天下の變を伺ひつゝあつた浪人連中も、大分老齡に及むで來て、或者は當年の意氣を喪失して平和の民にもなつたが、又或者は餘命幾何もなし、何とか生きてゐる間に一擧運命を試みたいといふ者も殘つてゐた。

その上徳川の天下も三代目となり、その「大君」はお坊ちゃん短氣者であり、大名等の家も、創業から二代目、三代目で、殿様にも家老にも、苦勞知らずの我儘者が段々増して來た。



その結果が上自身の淫佚となり、下に對する苛政にもなる。有馬氏の跡を繼いで、島原城で高來を支配してゐた松倉の二代目、長門守重次や、唐津から天草を支配してゐた寺澤の二代目、兵庫頭堅高等は、正しく此の如き我儘大名であつた。而して島原領に於ける禁教を司つてゐた二の家老多賀主水や、富岡の城代として天草諸島を支配してゐた三宅藤兵衛は、苛酷政治の權化ともいふべき人物であつた。

#### 苛政に對する

#### 策士の陰謀と迷信

元來云へば、禁教迫害そのものが既に苛政である。然しそれも、その局に當る人の性格と心持によつては、その苛政の苛を緩和して行ふことも出来ないではない。京の所司代板倉伊賀守や、後の宗門改役井上筑後守の如きは、苛政を成るべく苛でない様に、人情を汲みつゝ行つた良吏であつた。之に反して、長崎奉行の竹中采女や代官末次平藏の如きは、實に酷吏の標本ともいふべく、苛政を一層苛に又酷に行つた。つまり上の命を奉じて、禁教といふ一國策を行ふ衝に當るのであるから、目的としては同じでも、手段の違ひが、當局者の人物や見識

から生じてくる。即ち此の如き酷吏は、苛政を苛酷に行ひ、罪人を殘忍に取扱ふ事に、一種の興味と快味を持つ連中なのである。而して此の類の酷吏が苛政を行ふには、禁教なら禁教といふ一事にのみ酷であるのでなく、行政萬端にその性格の苛酷殘忍を表はすものである。而して下民に對する苛酷は、上に對する迎合と伴ひ、他人に對する殘忍は、自分に對する寛大、即ち淫佚放恣になり易い。此にも竹中采女や、末次平藏父子の生涯が好標本であつて、何れもその最後を全うし得なかつた。此が所謂因果應報であるが、つまり性格の根本から出る自然の道德的應報である。

島原の家老多賀主水や、富岡の城代三宅藤兵衛は、實に第二の竹中、末次であつた。二人の名が教會の記録に惡魔の異名の如くなつてゐるのは、必ずしも誇大でなく、彼等の迫害手段は殘忍の上に、自分の私欲放恣を兼ねてゐた事は、その記録に具體的に残つてゐる。特に三宅藤兵衛はキリシタンの兩親を持ち、生まれながらで洗禮を受けた身の、棄教して迫害の任に當つた者、人情の忍び得ないのを忍ぶ人物であつたらしい。而して二領共に誅求もしたが、島原領の苛税は最もはげしく、滯納の者からは妻や娘を質に取り上げるまでに至つた。殘虐は單に宗教上の迫害でなく、殆ど財産の沒收であるのみならず、又家庭の破壊に及むた。



土民百姓も終にはこらへきれなくなるべき運命にあつたので、此の點は徳川時代に數多い他の百姓一揆と性質を同じうしてゐる。その上、上の苛政は士分の上にも加はつたものと見え、亂に先つこと二年、大祿小祿の士分四十八人が上の許をも受けずに、白晝島原を立退くといふ事件すらあつた。此はあらゆる方面に漲る不安と不満の一端であり、又綱紀弛緩の一現象であつた。されば表面は禁教迫害を勵行しても、人心は却つて昔のキリシタンを慕ふ様になり、一度ころんだ者も續々立上り、秘密布教の勢は、悪政の裏面にどしく蔓延してゐたのである。

そこに即ち天下の變を伺ふ浪人の狙ふべき機會があり、天草大矢野オホヤノに住してゐた小西の舊臣益田其兵衛好次が中心となつて、同じ様なキリシタン浪人と共に劃策を進めつゝあつた。而してその子四郎時貞といふ少年が、容貌秀麗に加へて才氣煥發であるのを幸に、それに特別の天命が下つたものゝ如く信じた（恐らく只そう仕立てたのみではなからう）。その四郎が十六歳になつた年、寛永十四年（1637）には、將軍家光が病氣で大名にも接見せず、又嗣子もないので、不安が漲り、將軍薨去との風説が九州までも傳はつた。加之、その年の秋には、朝夕共に空が變に赤い事がつゞき、木の花が盛に返り咲をやつた。謀主等は此を見て、恐ら

く自分等でも此は只事でないと思信的に考へたであらう。事を擧げるべき機會が來たものと信じ、天草と島原との間にある一島嶼湯ヶ島（その昔高山右近一族が一時避難してゐたキリシタン島）に、兩方の策士が集まつて相談を進めた。それからして此島を談合島とも名ける。その結果十月十五日（陽十二月一日）附で、觸狀ふれじょう即ち檄文を二領内に配布した。曰く、

態と申遣し候。天人あまくだ天下り成され候て、ゼンチヨどもは、デウス様より火のスイチヨ（Tehico）成され候間、何者なりともキリシタンに成り候はゞ、こなたへ早々御越しあるべく候。村々の庄屋、乙名おとな、早早御越あるべく候。島中此狀御廻し可有之候。ゼンチヨ方にてキリシタンになり候者、御免なさるべく候、恐惶謹言。

右早々村々へ御廻し成さるべく候由申入り候。天人の御使に遣し申候間、村中の者に御申附成さるべく候。キリシタンになり申候者（の外は？）、日本六十六國共に、デウス様より御定にて犬イヌヘル野に踏込成さるべく候間、其分御心得なさるべく候。天草の内、大矢野に此中御座なされ候四郎様と申す人も、天人にて御座候。爰こゝ元もとに御座候間、其分御心得あるべく候。已上。

### 一揆騒動の爆發と討伐の始

此の如く爆發物に火がつきかけてゐた。そこへ或村で人質にとられた美人の娘が虐待せら



れたので、その父始め村人の憤りは一時に爆發して、その村の代官を殺した。此は教會記録の傳であるが、日本記録には、有馬村で角藏、三吉といふ二人が、キリシタンの畫を祀つてゐる處へ、代官の下役が亂入し、その争鬪の結果、代官林兵左衛門を殺すに至つたといふ。二傳小異あり、日附も六日違つてゐるが、何れ諸方に色々の衝突が起り、代官屋敷の攻撃、殺戮が始まつたので、それから直に蔓延して、加津佐でも小濱でも代官が村民に殺された。日本記録では、その初發は十月廿五日(陽十二月十一日)とし、教會傳はそれから六日おかれてゐるが、兎に角爆發は十月下旬に、先づ島原領に起つたのである。

島原で殿の在府中留守をしてゐた家老二人は、鎮撫に向つたが、到底制しきれず、小せり合ひを重ねて後、島原に籠城して城だけを保つ事にした。而して籠城半ヶ月の後、始めて三會村にある米倉の米を取りに行つたが、一揆の爲に破られ、米は全部一揆の爲に占領せられた。それは十一月十日(陽十二月二十六日)であつたが、それから廿日の後、一揆が原城に立てこもるまで、島原勢は城に立てこもつたまゝで、領内全部を一揆の横行に任せた。従つて村々は皆その勢力範圍に歸し、キリシタンでない者も、一揆に加はらざるを得なくなつたのみならず、全領の糧食其他物資は亂民の手に收められたのである。彼等が四萬に近い人數で、約三ヶ月を支へ得

たのは、此の二十日間横行の結果である。

島原と策應した筈ながら、天草の方は、十日ばかりおくれで蜂起し、諸島に互つて村々を占領した。その間に富岡の城代三宅藤兵衛は、諸島の中心になる本渡ホンドを確保する爲、その方に進み、唐津から來た援兵と共に、一揆を一掃しやうとしたが、一揆の方は又島原から五六千の援兵を得て、海陸から進撃して來た。衝突は下島の島子シマゴ(キリシタンの最も多い上津浦の西)で起り、藩兵は敗れて本渡に退く間に大損害を受け、三宅藤兵衛は戦死した。そこで藩兵は富岡に退いて、此も島原と同じく籠城策を取つた。一揆は勝に乗じて二度まで富岡を攻めたが、何れも失敗した。そこで一揆が天草を引上げて島原に合したのは、十月下旬であつた。蓋し一揆側は野戦や攻城に得意でないのを自覺し、原に籠城してジュイズの時を待つ考であつたと思はれる。それでも寺澤方では、自分の勝利で一揆が退いたといつてゐた。兎に角天草の方は一ヶ月足らずで濟んだのであるが、思ふに原籠城以後も、島原と天草と聯絡するつもりが、海上の聯絡が思ふ様に行かなかつたらしい。

そこで本筋に歸つて、島原の方では、熊本や佐賀から援兵の問合せ、豊後目附との往復、大阪城代の評定、江戸への注進等、總て封建政治の弱點を示す遲滯を示してゐるが、それ等は略



する。兎に角藩主松倉が歸城したのが、十一月末日(陽一月十四日)で、上使板倉内膳は、肥後の高瀬で九州諸藩との合議を遂げた後、十二月五日(陽一月十九日)島原に到着した。一揆の方では先に述べた如く、原の城に立てこもる策を決し、十二月一日から八日の間に、石垣を修築し、兵糧を運び入れ、總て守備を整へて待受けてゐた。九州諸藩の兵は此間に段々集まつて来て、板倉上使も原城に向つて進發し、恰も一揆が守備を完成した翌々日、即ち十二月十日(陽一月二十四日)に佐賀兵を主として第一回の攻撃を試みたが散々破られて終つた。そこで種々の設備を立て直して、第二回には佐賀勢と柳川勢とで總攻撃を行つたが、此も散々に打破られた。二回の攻撃失敗で、島原邊では盛に落首が出た。その二三を録する。

落城をいつまでとてか松倉や、心長門に難儀島原。

信濃衆は淺間に敵を思ひなし、いさはい北し、にげる鍋島。

(鍋島信濃守の家老諫早豊前守の敗北を諷す)

上使とて何島原に板倉や、武道の心さらに内膳。

御目附の我に顔なる十藏が、かゝれと吹けど、ならぬ石貝。

(上使附目付役石谷十藏を諷す)

此等の落首は江戸表へも傳はつたといふから、將軍の憤慨は思ひやられる。それでなくとも、性急な將軍は一度は親征しやうとまで云ひ出し、九州諸藩の出兵を増加せしめ、且つ中國筋へも出兵を命じ、又先に命じた板倉上使が未だ九州に着かない時に、第二の上使を出すことにし、今度は老中松平伊豆守が其任に當つた。

### 總攻撃の失敗と

#### オランダ海軍の援助

此報に接して苦悶したのは板倉内膳正で、自己に對する不信任の宣告を受けたと同じく、先の二回の失敗を恥入り、自分だけは決死の覺悟を定めた。そこで今度は、前よりも揃つた諸藩の兵を一括して總攻撃を行ふに決し、正月元旦を以てその期とした。それは敵も元旦だとして油斷をしてゐやうといふ考から出た事だといふが、此一事でもキリシタンの様子に暗かつたしるしで、キリシタンの最も大切とするナタラのお祭は五十日前に済むでゐて、その日(陰十一月九日)は、即ち注進が江戸に達した日であるなどは、思ひもよらなかつたのである。即ち寛永十五年元旦(陽二月十四日)の總攻撃に、總大將たる板倉内膳正、「其日の出立、紺糸緘の鎧、唐子



頭の甲を着し、大半月の腰指、黒き馬に巴の紋打つたる鞍置き乗出し、家重代の當麻の鎧を携へて進撃した。然し諸方面とも攻撃は一向振はず、總大將は敵の塹壕に迫り、「顧みて衆軍を麾くに、一人の能く應ずるなし」。彼は從者數人と共に敵前に突進したから、敵からは大將と目ざされ、散々にたゞきつけられ、先づ唐子頭の甲を打碎かれ、半月の腰指は熊手で引破られ、當麻の鎧は打折られ、終に銃丸で乳の下を貫かれて落命した。從者が竹束に屍骸を載せてやつとかつぎ出した。あはれ出發の武者振は立派だったが、時代錯誤の標本を残し、キリシタン狂熱と性急將軍の板狭となつて、最後を遂げたのである。

總大將が命がけの總攻撃は、散々の結果で、官兵の死傷三千餘、一揆の方は五六十人に過ぎなかつた。その當日元旦には、江戸では西風が土を捲いて晝尙ほ暗く、御城や屋敷の雨戸障子をとざし、室内は蠟燭の光で年賀をし、「お城の雁の間は龜の間で、元旦に葬式だ」と悪じやれる者があつた。而して敗報が江戸に達したのは、祝日の十五日であつたのだから、將軍家の不機嫌は察するに餘りあり、人心の危惧も推するに足る。此敗戦について又々盛に落首が出た。

胸板を打ち透されて板倉や、すなはちそこで命内膳。

人なみに寄せてくるめの逃武者が、命ばかりは有馬殿かな。(久留米藩)

板倉をうたせてまもる肥前衆は、あまり心のさがなかりけり。(佐賀藩)

上中下、おしなべ島は、臆病のおくれを、何と信濃なるらん。

でいうすをたいぢしたての東武者、たいぢはせいで、ここにぞはたかる。

あらぬるや、火水になれと攻めはせで、更にたぎらぬ鍋島ぞかし。

かゝる間に、第二の上使松平伊豆守は、十二月三日江戸出發、千三百人を引具し、堂々と一ヶ月かゝつて、正月三日島原に到着した。即ち板倉の死後二日であつて、彼は攻撃以外に他の方策を講ずべき位置におかれた。それについての落首は、

をもしろや、數寄の道とて伊豆守、武者をばつれず、踊子をつれ。

それから以後井上筑後守を始めとし、目附衆が續々下向して來たについての落首、

島原も、今しも春になりにけり、ひつた下りに下る上使衆。

それ等の使者等と諸藩主を會し、伊豆守は軍議を凝らしたが、どの藩も闘志なきを見たものか、「徒に土民の手に十分の命を落とすな」との上意だと稱し、所謂「ほし殺」策とて、長圍、敵の糧の盡きるを待つ事と定めた。但しそれと共にオランダ船二つを長崎から廻はさ



せ、その大砲を利用して、長圍の助けにし、此が一揆にとつて大苦痛となつた。オランダ船の援助は、正月八日から廿七日(陽二月二十一日から三月十二日)まで三週間で、船長の報告によれば、大砲四百二十五發を放つたといふ。然るに日本の書類には、「唐船二艘、阿蘭陀船二艘呼寄せ、城中へ石火矢、鐵砲を打入れさせ候へども、少も利無之候」とか、「阿蘭陀人無益の由にて、皆々長崎へ返遣され候」とか記して居る。日本愛國者の負惜と共に、オランダ人の「御忠節」が可笑く感ぜられる。その落首に、

日本よりみつぎもせいで、いきりすを打ころさせて、何とおらんだ。

### 長圍、落城、虐殺

兎に角、此から五十餘日間は、持重、包圍の期間で、「知恵伊豆」は、矢文やぶみを以て敵に降伏を勧め、反間者を利用し、降參者を厚遇して見せ、又は敵の糧食状態を探るなど、種々の策を講じた。籠城者も無事に苦しむだか、歌を作つて太鼓でおどりなどもした。

とんとと鳴るは寄衆よせしゆの大筒、ならずとみらしよ、こちの小筒で。

ありがたの利生や、伴天連様の御蔭で、寄衆の頭をずんときりしたん。

首將四郎は高檣に上つて碁を打つて見せたといふも、此の間の事であるが、それ等についての落首がある。

戸田へずに矢文ばかりを伊豆守、よせかねたりや、たつ目付衆。

(戸田とは上使の一人、大垣の城主戸田左衛門氏鐵のこと)

武藏野も花のほひも伊豆守、つゝみてゆけど、さらに向はず。

あとにゐて武道の心長門ながとかな、先手けられて何を松倉。

肥後衆ときけば昔はおそろしや、今は越中またにかきけり。

(肥後の領主細川越中守を諷す)

はてれんに細川船をのりとられ、ゑつといひつゝにぐる川尻。

(肥後の川尻は細川領)

はかなさよ、肥後一國の外聞を、細川ゆへにすぎかねたり。

此等は陣中うさばらしの諧謔、又鬱憤はらしであるが、その間にも、雙方命がけの驅引もあつたので、坑道での戦闘の如きはその一つであるが、又兩方からの矢文やぶみにも當時の有様を語るものがある。降伏勧誘の矢文は、つまり早く降る者は罪を赦し、又田地をもやるといふに



あり、城内から返事として送つた分は、一揆の心情を吐露したものがあつても、意味は大體同じであるから、今その一つを出す。

今度下々の爲に籠城に及び候。若し國郡を望冀申候様に思召さるべきか。聊か其儀に非ず。吉利支丹の宗旨、前々より御存知の如く、別宗になされ候事、不承故に御座候。然りと雖も、天下様より數ヶ度御法度仰付けられ、度々迷惑仕候。就中後生大事逃れ難く存し候者は、宗旨を變せざるに依り、色々御糺明稠しく、剩へ非人間の作法、或は耻辱を現し、或は窘迫に逢ひ、終に後生の爲に天帝の爲に責め殺され畢ぬ。其外、志御座候者も、色身を惜み苛責を恐れ候故、紅涙を押へながら、數度御意に隨ひ宗門を改め候。然る處、今度不思議の天恵計り難く、惣様此の如く燃立ち候。少しも國郡の望之なく、私欲の儀御座なく候。前々の如く罷居候者(信仰を保つ者)、右の御法度相替らず、種々様々の御糺明凌ぎ難くて、又厄弱の色身にて御座候へども、誤て無量の天主に背き、今生わづかの露命を惜しみなば、今度の大事空しく罷成るべき歎。悲歎身に餘り候故、此の如きの仕合、聊か以て邪路に非ず候、以上。

正月十五日。

此は實に迫害の苛酷に堪へかねて、窮鼠が猫を食まんとする心情であると共に、又後生の大事について、どこまでも信仰を貫く精神を表してゐる。又その他には同様の告白愁訴と共に、奇蹟の信仰を表したのもあり、「かやうの企、凡夫として罷成事に候や、兎角我々を御

ふみつぶし候て後御合點なさるべく候」といつてゐる。

此の如くして、長圍と籠城との對抗が五十日に亙つた。城中では糧食の缺乏が段々痛切になり、磯に海草を拾ふまでの苦心をし、包圍軍は又此に依て「ほし殺」の成功を信するに至つた。そこで城中では、一度逆襲して敵陣を亂し、糧食兵糧を奪ひ取らうといふ事になり、二月廿一日(陽四月五日)夜之を試みた。少しく黒田勢の陣地を荒した外、敗戦し、死者二百五十八、生擒廿四人を残して城中に退いた。

城内の形勢が大分窮して來たのを見てとつた伊豆守は、徐に策戦を講じてゐた。然しまた總攻撃とまでは決しなかつた間に、鍋島勢が城の一角(出丸)を崩すことに着手した。二月廿七日(陽四月十一日)の正午、此の策戦の間に、目付榊原の子息が獨り突進して、先登第一と名のり上げたので、鍋島勢は「御目付父子を討たせては、後難如何と」いふ憂慮から、已むなく續いて突進した。饑餓に弱つた城兵が案外脆く退いたので、寄勢は二の丸まで進んだ。此時他の諸將は、伊豆守陣所で軍評定をしてゐたが、鍋島勢に出しぬかれたといふので、各々あはてゝ進撃を始め、夕刻から夜にかけて、諸方面から内城に迫つた。あくれば廿八日、卯の刻(日出時)を期して總進撃、非常な接戦で、正午頃終に本丸を陥れ、主將四郎が負傷して臥してゐる



處を細川勢の者に首をとられた。それも始は主將と氣づかなかつたが、後に四郎の母を呼出し、首を見せて愈々そうだと確めたのだといふ。但し教會側では數日間搜索したと傳へ、當時も多少疑のあつたものか、いろは歌にした落首がある。

あさきゆめ、みしりもやらぬ益田をば、四郎といふも、たれが目利ぞ。

此の如くにして、原城のキリシタン籠城は、約九十日で終に陥つた。此時籠城の者は三萬七千(老若男女を合せて)、寄手は諸藩の兵十二萬五千(西洋記録では十四萬五千といふ)、而して最後の血戦で、寄手の死傷は死者一千餘、傷者約七千であつた。城中生き残つた者は女子供が多數であつたが、その日から三月二日まで三日に亙つて城の焼跡で皆殺された。即ち何等の刑事手續なしでの大虐殺であつて、四萬人近くの首を城の内外にさらすので、此の騒動の幕を閉ぢた。即ち世界での虐殺史の中でも顯著な一例を作つたわけで、寄手は此によつて數ヶ月間の鬱憤をはらし、將軍様の御威光を示した譯である。

### 一揆の狂熱と攻撃側の心理

始は土民百姓の一揆から起つた騒動が、かくまで天下の大事事件となつたについては、因縁

事情の複雑な事は初に述べた通りであるが、その平定がかくまで長引き、且つかくまで多くの犠牲を出したのは、諸藩の兵に闘志の缺乏してゐた事と、籠城者の信仰團結との結果であつた。最後の攻撃には色々の功名話を傳へてゐるが、それまでに於ける闘志の缺乏は歴々たるもので、落首子の觀察は少し酷な點があるにしても、よく陣中の士氣弛緩を示してゐる。之に反して籠城者の側は、全く他に生きる路を失つて、こゝを最後と立てこもり、その上ジュイゾの大變化につゞいては、天上の光榮が來るといふ信仰で固まり切つた一群であつた。蓋し主將并に參謀等も、只術策でジュイゾを云ひふらしたものでなく、自分等もそう信じて立つたものらしく、陽曆一月中頃に籠城を決する時にも、四月のバスコワまで支へれば、その頃に天の助けが降る來ると信じてゐたものと思はれる。恐らく始の計畫では、原城と富岡城とを占領し、海上の聯絡を保つ考であつたであらうが、富岡の方は失敗したので、原城に集中してバスコワ頃までの糧食を見積つたものと思はれる。

一方此の如く奇蹟天祐を望みつゝ、又同時にマルチリヨの光榮といふ考で必死の籠城をしてゐたので、殉教の精神は數十年來鍛練の結果であつた。勿論籠城した者の中には、心ならずも一揆に引入られた者もあつたには違ひないが、それでも既に籠城して生死を共にする



となれば、多數者の精神状態に同化せられるのは自然の數であつて、彼等はジュイズの日なり、又は天上の光榮を信する事によつて、九十日の籠城を共にしたのである。他方心弱く信薄くて城を出て降参した者もあつたが、その數は寄手の記録にも載せてないほど少數であつた。又僅かに五六人ながら、反問者で内應する者もあつて、彼等は伊豆守の目星とした主將四郎の拔取りといふ策に内應し、四郎を連れ出さうとした。その首領は口津の畫師右衛門作であつたが、事が露顯して、將に城中で處分せられんとする時に落城となり、寄手に助けられて城を出た。それから江戸に上つて畫師として用ひられたが、後にキリシタンを弘めたといふので死刑になつたといふ。

兎に角、少數の降参と反問者とを除いて、四萬近くの老若男女擧つて狂熱の團結であつた。目附として正月中旬下旬向した井上筑後守は、「存外しぶとき奴原」だと報告してゐるが、一向に闘志のない寄手の武士から見れば、そのしぶとさが憎いと共に、又不思議に思はれたであらう。而してそのしぶとさは、最後まで貫き、饑餓困憊の甚しい間にも飽くまで戦ひ、最後の落城の一日一夜間に、敵に八千の死傷を出すまで闘つたのである。そののみならず戦闘力のない婦女子に至るまでも、三日に亙つて虐殺されるに當つても、敢て死を恐れなかつたら

しい。主將伊豆守の子輝綱の日記には、虐殺の終つた時を記して、「剩へ童女に至るまで、死を喜び斬罪を蒙る。是れ平生人心(常態)の致す所に非ず。彼の宗門浸々たる所以なり」と信仰の力を認めてゐる。籠城者が矢文で、此の如き籠城は通常の人間で出来る事なく、「我々を御ふみづぶし候て御合點なさるべく候」といつた言は、誠の血の證明を以て、敵將にも合點させるに足るものであつた。

此く如く三萬餘の狂熱者は、その信を守つて殺された。然し教會では之を殉教とは認めない。「抵抗して後殺されても殉教ではない。それはいや／＼死ぬのであつて、デウスの御爲に喜んで死に就くのでなくばマルチリヨでない」とは、豫て教會の教へる所であつた。それにかゝはらず、島原のキリシタンが、兵亂にまで及むで死に就いた事は、教會としては哀れと同情はしても、その行爲を是認することは出来ない。彼等がジュイズを望むだのは信仰から出た事にしても、兵火を以てその日の待設けをする事は、教會の容さない所、彼等はマルチルでない。

然し徳川政府から見れば、此の一擧はどうしてもキリシタンの叛逆である。前からして、キリシタンは國を奪ふ爲の手段だと信じて、之を禁制して來た徳川にとつては、島原亂は禁



教政策の必要を裏書したものに外ならぬ。ましてや十数万の精兵を出して、數ヶ月の間手こずらせられ、主將を殺された政府から見れば、キリシタンは最も悪むべく、又恐るべき國賊であつた。その上短氣性急で天下の事我意の如くならざるはないと、殆ど君主神權の思想を抱いてゐた將軍家光にとつては、士民百姓の此の惡むべき叛逆が、どれだけ臟腑の底まで憤怒憎惡の思を沸かさせたか、想像に餘りある。その年の元旦に、江戸で異常な天地晦冥を呈した事だけでも、彼の憤りと危惧の念を鬱蒸せしむるに足る上に、それから五十日の間、日夜西方の空に心を痛ましめた、その憤は尋常のもでなかつた。續々目附役を派遣したのみならず、自ら親征しやうと云ひ出したのでも、その精神状態を察するに足る。平定後の種々の鎖國禁教政策は勿論、落城につゞく虐殺も、此の將軍家御心持の發表に外ならぬ。

攻撃軍は全體として闘志はないが、中には猪突の荒武者も居た。その荒武者を制し、性急な將軍の意を矯めて、包圍乾殺しの策を取つて、五十日間持ちこたへた伊豆守の苦心は、尋常でなかつたに違ひない。此の作戦から見ても、又城中へ矢文で送つた勸降状から見ても、伊豆守は決して一擧して叛徒を屠らうなど考へてゐなかつた事を知るに足る。「知恵伊豆」の政治家的度量から見れば、一揆を平定するのは勿論の事ながら、殺すのみが能でないといふ事を十分考へてゐたに違ひない。それに係はらず落城後三日間大虐殺をつゞけ、戦闘力のない者まで一人残さずその場で殺したのは、假令ひ落城の勢に乗じた當時の特別空氣があるにしても、「知恵伊豆」の考から出たとは思へない。されば此の虐殺は、先の江戸大殉教の時と同じく、將軍の直命から出たと説明する外はなからう。即ち「キリシタンの奴原を一人も残りなく殺してしまへ」との直命が目附衆の來る毎に、「早く落とせ」といふ命と共に傳はつてゐたので、伊豆守も此には抵抗し得なかつたと推測したい。伊豆守にとつては、それまで包圍作戦で五十日を過ごしたゞけでも、將軍の逆鱗を豫想し得たのであるから、落城後の處分までも、その意に逆つては、自分の身も危い譯である。そこで落城後、一掃といふ事も已むを得ないとして、此の如き大虐殺をも忍むだものと考へられ、伊豆守の心情には平定の喜びと共に、眞の君主の徳を發揮する所以でない道を執るとの苦悶もあつたと思はれる。

#### 善後策、鎖國の斷行

さて落城後、原城の防備を破壊する事は勿論、島原と富岡の城には直轄の城代を置き、松倉長門守兄弟はお預けとなつた。その後長門守は江戸で死罪(切腹でなく)、弟右近は死一等を



減じて一生お預け。寺澤兵庫頭は罪が軽いので、天草四萬石を削られたゞけで済むだが、煩悶の極、亂心して自殺して果てた。キリシタン一揆四萬人の生命は、大名三人と武士三千の生命と交換になつた譯である。その後島原は高力攝津守の居城となり、領内全般に嚴重の監視をする外、海岸一里の住民は盡く内地に立退かじめ、その跡の補充には、非キリシタン地方からの移住を保護奨励し、以て禍根を絶つに勉めた。而して九州の他の地方には潜伏教徒があつたが、高來地方には實際殆どなく、此から三十年の間に、只一人島原でつかまつたのみであつた。即ち此は根絶政策の結果で、將軍直命の剿滅が功を奏したといつてよろしい。但しそれが爲に拂つた人命のみならず、道徳上の損害が如何に大であつたかといふ事は、云ふまでもなからう。

キリシタン一揆は此の如くにして終り、それから後は愈々御代萬歳の徳川の天下になつたが、それはお山の大將おれ一人の鎖國の泰平であつた。キリシタン禁制の方針が事の論理上、外國交通杜絶に終るべきは、度々指摘した通りであるが、その勢は元和以後、キリシタン教師の潜入に對する取締に於て段々進みつゝあつた。然し當局者は、未だはつきりと禁教と鎖國との必然聯絡を意識せず、にゐた處へ、島原一揆が爆發した。此が單に土民百姓の一揆だけで

なく、つまりキリシタン傳道を手先にした外國侵略の現れに違ひないとの見解で、一層政府の憂慮を深めた。假令此の一揆が直接外國の指嚇に出たのでないとしても、棄て、おけば、今後とも、もつと恐ろしい叛亂が起ると覺悟しなければならぬ、従つて棄て、おけない。棄て、おけないといふのは、つまり外國交通を杜絶するにある。キリシタン搜索の方法を一層嚴にするは勿論、亂後直に太田備中守を九州に派遣し、戰爭参加者を賞すると共に、外國人杜絶の事を嚴達せしめた。それから後數年は、禁教と鎖國との法令制度が續々出る時代、事の論理は到着すべき處に到着したので、一々その細目を擧げるまでもなからう。

その間に於ける法令等は之を略して、鎖國時代の代表とも云ふべき長崎の出島について一つ記す。出島を築いて、長崎でポルトガル人を住まはせる様にしたのは、寛永十一年(1634)に工を始め、二年後に出來てからであるが、それでもオランダ商館はまだ平戸にあつた。然るに島原亂平定後、總てポルトガル人を追放し杜絶し、又松平伊豆守が諸方を巡視して、平戸のオランダ商館が「不相應に要害らしく」出來てゐるとにらみ、それを破却させて、オランダ人を出島に移した。此が二百年間オランダ閉ぢこめの始めで、その「御忠節」に對する報酬であつた。反面から云ふと「御忠節」を盡さなかつたものは、皆退去を命ぜられたのである。



## 第二十九章

## キリシタン残徒の搜索

## 潜入者の處分、宗門改役の設置

## 残留教師の逮捕

島原亂の善後策としては、全國一般にキリシタンの搜索檢舉を命じ、處々で発見したものをそれ／＼處分したが、その中で最大の獲物は、仙臺で四人のバテレンを捕へたにある。それは第八回潜入者として記したペドロ（即ち葛西又は糟井といふ姓の日本人ゼスイト）、前々から奥州や北陸道に布教してゐたマルチノ市左衛門（姓は式見といふゼスイト）、第二回の潜入者で十數年間東北の布教に従事してゐたフランシスコ會のバラジャス（名はフランシスコ孫右衛門）、及びゼスス會の冒險旅行家ポルロ（ジョワニバチスタ、日本字で壽庵）の四人であつた。此等四人共に數年來教會の記録に現れず、通信の途も絶え／＼になつてゐたのが、皆東北地方で潜伏布教してゐたのを、仙臺でつかまつたのである。

彼等が捕はれたのは、島原亂の平いた年の末であつたが、今まで各藩で處分したのと方法を異にし、直に江戸送りとして、而かも重大事件であるかの様に評定所で吟味をした。評定所の吟味であるから、老中が之に當つたのであり、その上將軍が老中酒井讃岐守の下屋敷へ遊散に行つた序に、日本人二人とバラジャスとを呼出し、當時の智者と呼ばれた柳生但馬守と將軍の師といふべき澤庵和尚と列座で、その取調をした。その目的は多分總て秘密を吐かしめ、外國なり内國（特に仙臺藩）での政治的聯絡を搜らうとするにあつたらしい。然し訊問してもその點は要領を得ない。そこで召捕バテレンの處置を、此の道の經驗者井上筑後守に委任した。筑後守は曾て蒲生家の臣としてキリシタンであつた上に、島原亂に出張して、彼等の様子に通曉してゐるといふ見當であつたらしく、此は多分寛永十六年の春であつた。井上筑後守が扱の結果として、ペドロは屈せず穴つるしで殺された。日本人で始めてゼルサレムに行き、西洋と南洋とを跨にかけて歩いた冒険家、十年近く東北布教に従事したペドロは、此の如く立派に殉教の死を遂げた。之に反してマルチイノ市左衛門と壽庵ポルロとは、一旦ころぶと誓つて後に牢死したといふが、西洋の方では一六四一年（寛永十八年）九月か十月に長崎で穴つるしになつたらしいと傳へてゐるが、江戸からわざわざ長崎へ送り、且つ二年半の後に刑になつたといふ事は、ありそうにない。ころびは疑問としても、最後は江戸で



牢死と見るべきである。

残る一人バラジャスは、別に山形で捕はれた同じくフランススカーなるベルナルドゥと二人で居せず、此は芝で火刑に處せられた。先に述べた如く、ベルナルドゥはバロマレスの事と推定するが、兎に角、此が江戸のみならず、全國に於けるバテレン火刑の最後であつた。先に記した如く、バテレンを處分するに火刑を避けて穴つるしにすることは、寛永十年(1633)以來殆ど定まつた方針であつたのに、今此の火刑のあつたのは、將軍の疝癪玉が破裂して、「火あぶりにせよ」と命せられた結果だと見る外ない。

此の如く五人のバテレンと此に伴つた同宿等の事を取扱つてから、井上筑後守は、自然にキリシタン係になるに至つた。宗門改役の任命と役所の公式組織は、次の年即ち寛永十七年(1640)六月にあるが、彼は諸大名に對してもにらみのきく大目附役の職分を以て、自然に全國に互るキリシタン搜索の中心人物となつたのである。

#### ルビノ第一隊の潜入

宗門改役の組織や事業は後に記すことにして、此の如く内には統一的組織を以て禁教を勵

行してゐても、外からの潜入は直には絶えなかつた。即ち先に十一回の潜入を記述したが、此から後少くとも三回の潜入があり、その初めの二つ即ち第十二と十三と稱すべき分は最も組織的のものであつた。此の二回の潜入は、二重の意味で、第十一回の潜入者マストリリのつゞきである。即ち一はゼスス會のヘレイラ、即ち後の澤野忠庵の變節が原因で、それは寛永十年(1633)の事であつたが、その報知はゼスイトの間に非常の感動を生じ、その耻辱を雪ぎ、又ヘレイラを元の信仰に引戻さうといふことが、潜入熱を刺激するに至つた。マストリリの如きも、一面は此の點を念頭にかけて冒険をしたのである。三十餘人の一行もやはり、その事を念頭に置いてゐたので、その時にこそ同行しなかつたが、少くともその中の一人は今度の第十二回に加はつて來た。

此の全體の主唱者指導者は、イタリヤ人ルビノ (Antonio Rubino) であつて、彼は長く印度に居たが、數年前に日本派遣の命を受け、その目的を以て天川に來てゐた。その間に巡察使たるデアス (Manoel Dias) が亡くなり、その遺書にルビノを後繼者として指定してあつたので、感激してその命を承け、それから愈々日本渡航を自分の使命として心をくだいてゐた。而してマニラの方が目的を達するに都合よしとの見込をつけて、色々困難を経てマニラに來



たのは一六四一年(寛永十八年)の春であつた。そこで總督その他の同意援助を得て、同志を募り、秘密の中に計畫を進め、尙一度天川に行き、一六四二年(寛永十九年)春再びマニラへ歸つて來た。かくして段々同行の同志を得たので、それを二團に分けて進航することにした。つまりその何れかでも潜入の目的を達する様にといふ劃策で、勿論殉教の覺悟をしての事。此の時ルビノは六十四歳で、且つ過勞の爲衰弱してゐたが、自ら第一團を率ゐた。

第十二回の潜入は即ち此のルビノの第一團で、一行はバアデレ五人に従者三人、バアデレは皆支那人に扮した。舟は臺灣通ひであつたが、基隆に寄港して後、北に向ひ、薩摩の一角で岩に乗り上げた。それは寛永十九年七月十六日(1642<sup>八月</sup>十一日)の事であつたが、間もなく捕はれて長崎に送られ、廿六日(陽曆八月二十一日)に長崎に到着した。奉行の吟味には背教者忠庵が通譯を勤め、潜入者の痛撃勸告にたまり兼ねて引込むだといふ。それからといふものは、火責、水責の拷問で(ころべといふ意味)六ヶ月以上に亙つて隔日に之を行つたが、皆少しも屈しない。奉行も終にあぐんで死刑と定め、翌年一月廿六日(1643<sup>三月</sup>十六日)最後の大拷問を行ひ、翌日は、先にマストリリに行つたと同じ様な化粧を施し、馬に乗せ、市中引廻しの後、刑場につれ出した。刑は例の穴つるしであつたが、ルビノは五日の後に死に、最後の三人は九日たつても呼吸が

絶えぬので、二月六日(陽曆三月二十五日)斬首に處した。

此一行の長ルビノはイタリヤ人で、齡六十五。フランシスコ・マルケス(Francisco Marques)は長崎生で、父はポルトガル人、母は日本人、大友宗麟の血つゞきだといふ。年齢不詳。モラネス(Diego de Morales)はイスパニヤ人で、メキシコからマニラに來てゐて、先に第八回潜入のビエイラに伴はうとしたが果さず、今度ルビノの一行に加はり、穴つるし九日まで生き延びた。齡三十九。カベセ(Antonio Capce)はナポリの生れで、マストリリについてゴアに來た一人であつた。一度はオランダ人の捕虜になつた事もあるが、マストリリの死をきいて一行に加はつた。之も九日の穴つるしに堪へた一人で、齡は三十八歳。メチンスキ(Albert Meinski)はポーランド人でクラカウの學院で學び、カベセと同行して加はつた。三人の従者はポルトガル人、朝鮮人、印度人であつた。此の第十二回潜入者の運命については、多少の疑問があり、大村藩の文書には、此の一行らしい三人が大村の牢舎で死んだ事を記してあるが、崎陽雜記と長崎志(息距篇<sup>五に出</sup>第)にも同一事に關する記事がある。前者の文は左の如くである。

同年、南蠻伴天連五人、日本人切支丹立入候者二人、さつま下甌島の岩ほらの内へ隠置候を獵人ども



見出し、其所役人方へ之を訴るゆへ、搦め捕り、さつそく長崎奉行へ相渡し、……糺明を遂候處、前廉日本御拂候伴天連ども、天川に居住せしめ、唐人と申合、銀二貫目差出し、唐船に便を乞ひ、さつまに着、則下甕島へ卸置候て、唐人どもは歸朝せしめ、五人の者共は南蠻伴天連二人(三人?)、日本人の内一人は薩摩の者、今一人は長崎の者、先年日本より異國渡海自由の節、天川へ渡り、切支丹宗門になり、天川に居候よし白狀致し、則ち大村へ遣はし籠舎せしむ。

長崎志の方は「斬罪仰付けらる」としてゐるが、大村入牢といふ方が大村藩の文書ともよく合ふ。又「同年」といふにも疑はあるが、大村藩の記録に「寛永十九年七月十九日、長崎奉行……より御預」とあるによれば、ルビノ潜入と同年で日附が少し早すぎ、上陸後僅に三日であるが、或は鹿兒島につれられた日附を指すのかも知れない。他に尙一團が同じ頃に来たとも考へられないから、此の記事はルビノ一行の事と見るべきで、大村の牢に居たのもその中の人と考へられる。

#### ルビノ第二隊の潜入

#### 未曾有の背教

第十三回は即ちルビノの第二隊で、一行五人のバアデレに従者五人。此一行の事が、日本

側の記録に最もよく傳はり、教會側では、その最後については、只間接にオランダ人の報告を得たのみであるが、人物の事は兩傳大體能く一致してゐる。日本の傳では左の如くである。

寛永二十年末、五月十二日(六月二日)に、筑前かぢめ大島に船一艘漕ぎ來る。乗組人十人、陸へ揚り水を取る者ども、其形さかやきを剃り、衣類をも日本の如く、然りと雖も、眼ざし違ひ、鼻高く、異風に見ゆ。大島の者共あやしみ、番人に是を知らする。早速捕ふべしといたす處に、船に取乗、追風にて走り行くを、地の島といふ所にて之を捕へ、城下(福岡)へ連れ來り、松平右衛門佐方(黒田藩)より長崎へ相渡され、奉行山崎權八郎、吟味を遂げらるる處、南蠻の出家、法を弘むべき爲に、日本人の形を學び相渡るの由、仰付けられ、……彼地にて御吟味の上、南蠻人にて邪宗門を轉ぶ故に、小日向(小石川の)に籠舎仰付けらる。(右諸傳大同小異、但筑前風土記にはもつと詳しい記事がある)。

而して、五月廿九日附で老中の奉書を全國に廻はし、右の事を知らせると共に警戒すべしと命令した。

さて此の一行の長ペドロ・マルケス(Pedro Marques)はイスパニヤ人で、潜入の時三十三歳、日本の傳ではヘイトロといふ名で知られ、ころむでから十五年生きのび八十歳であつたとあるが、次に記す如く、年齢の事はフランシスコと入かへになつてゐるらしい。次のアロンゾ(Alonzo d'Arroyo)はイタリヤ人であるが、一旦ころぶと云つて、又元に戻つたので監禁の中



に死んだ。フランシスコ・カッソラ (Francisco Cassola) はポルトガル人、此は小日向の牢舎内で女の誘惑に落ちてころむだが、永くは生存しなかつた。(西傳では此時既に六十八歳だとしてゐるが、先の八十歳で死んだといふペドロマルケスと混同し入れかはつたものと思へる)。次にジュセッペ・キアラ (Giuseppe Chiara) はシシリヤ生れで、日本ではジョゼフ・コウロとなり、ころむで後結婚し、岡本三右衛門といふ名で宗門改役の御用を勤め、四十二年後に八十四歳で死に、小石川の無量院に葬られた。戒名を入専淨眞信士といふが、一つの皮肉と見るべきである。日本人イルマン・ビエイラ (Vieira) はその本來の名を傳へないが、肥前茂木の生れであつて、キアラと共に棄教して妻を娶り、小日向屋敷に住し、名を南甫と呼びた。死んだのは延寶六年(1678)五月で、齡七十九。同じく無量院に葬られて、戒名は正譽順歸禪定門といかめしくつけて貰つた。その他從者の中、支那人(廣東)は棄教後にも壽庵として知られ、三郎右衛門といふ日本名を唱へた。結婚して娘の婿まであつたが、一度ころびを後悔して、立上らうとし書面を出しかけたのを家族が引留めてしまつた。死亡は元祿四年(1691)で齡は八十。他の一人は交趾で、名はトナト即ち Donat と呼び、棄教後二官として知られてゐる。此も結婚し、死んだのは元祿十三年(1700)、齡は七十八であつた。即ち潜入した

時は二十歳であつたのである。

此の第十三回潜入の一行は殆ど全部棄教したが、幕府でも、之には餘程骨を折つたので、初から事を長崎奉行に委せずして、江戸に召しよせ、一度は將軍が親ら之を訊問し、而して後に萬事の手心を心得てゐる井上筑後守が、うまく手段を講じ、誘惑して終に段々にころばせたのである。尙ほ之と關係して潜入バテレンに對する拷問の變遷にも注意すべき點があるが、それは後に譲り、兎に角此の最後は主として井上筑後守の成功であつた。然し、それと共に舞臺が殉教の血と臭に満ちてゐる長崎でなかつた事も、潜入者の感じに影響したと考へられる。但し、人物の如何といふことも勿論重要であつたに違ひないが、今まで二十五年間、十二回の潜入、その他單獨潜入にも、殆ど一人も棄教者を出さないのに、最後には皆が棄教(但し一人は立上り)したといふのは、周圍や處分法の關係が然らしめたと見るより外あるまい。教會側では、之を遺憾として此の日本記録の當否を疑ふ説もあるが、文書の上から見て疑ふ餘地はない様に見える。而して此後六十餘年單獨に潜入したシドゥテは、殉教の死をこそ遂げざれ、信仰を貫き、牢舎の生活中にも感化を施したのである。而してそれは日本記録にのみ残つてゐるから、教會に都合の悪いものだけを疑ふといふ譯には行かない。